

る。これを過去の成績に比較するに、創業當初の數字は暫く措き、近く十年前の數字に對照しても、尙何人も其隔世的發展に驚かざるものはない。然らば此驚くべき發展は何に歸因するか。外務力の整備充實、亦其主因の一たるを失はない。

我社は其社是に則り、募集方面に於ても徐歩堅實主義を固守し、社業の進展と經濟界の趨勢とに随伴して、漸次積極方針に轉廻し、徐徐に外務力の整備充實を圖り、以て今日の支部制度を確立するに至つた。而して今其推移を概観すれば、自ら次の如く三時代に分れる。

第一 東京中心時代(自明治三十五年十月至明治四十年十月頃)

第二 大都市中心時代(自明治四十年八月至大正九年八月頃)

第三 地方進出時代(大正九年九月以後)

右時代の變遷を見るに、外務制度の變遷は會社の發展を劃して居ると共に、各時代に於ける進展は亦制度の上に反映して居る。換言すれば、制度の改善に依りて社運の進展は益益助長せられると共に、社運の隆昌は亦制度の變革を促して居る。故に外務制度の變革に就ては、事業發展の經過に並行して説述すべきであるが、外務制度は生命保險事業に於て特に重要な地位を占めるものであるから、事業發展の經過は後章に譲り、本節に於ては

單に外務制度に就て説述することとする。

第一 東京中心時代

此時代は會社創立匆匆の時代にして、當時の外務制度は未だ所謂制度としての形態を備へず、内外事務は柳澤社長及び矢野事務を加へたる總動員を以て當り、各員の理想は總ゆる點に於て模範的生命保險相互會社を經營せんとするにあつた。従つて、外務方面に在つても亦此遠大なる理想に基き、募集中心地を本社所在の東京に定め、此處に主力を傾注し、地方募集は、東京七分に對し三分の計畫を執り、努めて急進的膨脹による收支の不均衡を避け、最大よりも最良をモットーとして、先づ其基礎を造ることに努力した。此方針は當時餘りに消極に過ぎると非難せられ、我社の設計者たる矢野現社長も表面此非難を甘受せざるを得なかつた。併し矢野現社長の大なる期待は寧ろ將來に在り、各員も亦其意を體して當面の勞苦を忘れて居つたのである。而して矢野事務の如きは、自轉車を驅つて自ら陣頭に立ち、各員も退社後夜半に及ぶまで契約の募集に奮闘し、獻身的努力をなしたるを以て、却つて此徐歩堅實主義は奏效して、東京に於ける發展は實に目覺しいものがあつた。一方我社は地方に對しては、主として地方の緣故を辿つて著著地歩を開拓して居つたが、熱心なる契約者中之を憚らずとなし、我社の地方進出の必要を説き、且自ら其應援も敢て

辭せずと爲すものもあつたので、或は矢野事務自ら醫員其他を引率し、地方有望の地に出張して集約募集を爲し、或は大阪に出張員を派して關西地方の開拓に當らしめ、かくして漸次外務制度の形態を整備して第二の大都市中心時代に入つた。

第二 大都市中心時代

大都市中心時代の初頭即ち明治四十一、二年頃は恰も日露戦争の後を受けて、一般經濟界は反動期に入り、企業熱の如き地を掃つて空しく不景氣も其極點に達したので、募集方面は殊に難澁であつた。従つて從來の募集方針にては成果を收めること困難なりしを以て茲に外務の専任者の數を増加し、外務制度の確立を必要とした。即ち内に於ては明治四十二年外務課長を新任し、四十四年監理課を新設して、外務方面の指揮督勵に意を用ひ、外に於ては外務員の駐在都市を増加し、就中大阪、京都、廣島、仙臺、函館等の樞要の地に監察員を特に駐在せしめ、此等大都市を中心として徐ろに活動範圍を擴張した。而して此駐在員制度は、大正元年十月に改廢され、創業後十一年にして、茲に地方部制の施行を見るに至つた。即ち大正元年十月、東京、大阪、神戸、京都、名古屋、關東、東北、九州、臺灣の九地方部を同時に設置して、各地方部長を任命し、下に適當の數の地方部員を配屬せしめ、本社は之を統轄するの方針を執つた。特に東京を本社直轄地方部と爲し、職制上

四部を設けて四人の部長を任命し、此處に主力を傾注した。越えて大正五年四月直轄地方部を一地方部に統一し、獨立地方部とし専任地方部長を置いて、外務制度を樹立した。これは現在に於ける支部發展の先驅を爲すものにして、以後劃時代的發展の緒に就きたるの觀を呈して來た。

大正元年十月施行せられたる地方部制は、大正五年に至つて整備し、漸く積極方針に向ひ、活氣を呈するに至つたが、其後地方部の適時廢合を経て、大正八年十月、東京及び大阪の地に支部制を施行し、翌年九月之を全般に施行するに及んで、第三の地方進出時代に入つた。此時代に於ける支部發展の狀態を説述するには先づ地方部の新設廢合の跡を追つて見るを要する。

地方部新設廢合年月一覽表

地方部	年次	大正元	二	三	四	五	六	七	八
東京	十月新設								十月支部制施行
大阪	十月新設								十月支部制施行
神戸	十月新設								十月支部制施行
京都	十月新設								十月支部制施行
名古屋	十月新設								十月支部制施行
支那	十月新設								十月支部制施行
臺灣	十月新設								十月支部制施行
關東	十月新設								十月支部制施行
東北	十月新設								十月支部制施行
九州	十月新設								十月支部制施行
地方部	大正元								

年末現在数	松	横	新	大	北	金	福	熊	高	福	朝	仙	廣	南	北	信	臺	九	東	關	
	江	濱	潟	連	道	澤	岡	本	松	島	鮮	臺	島	鮮	陸	越	灣	州	北	東	
九																					
三																					
三																					
二																					
二																					
三																					
二																					
支地方部																					
二																					

前表の如く、大正八年末には地方部数十二、支部数二にして、翌九年九月に至り、廢止せる新潟地方部以外の十一地方部及び熊本に支部制を施行して、十四の支部を以て次の時代に入つたのであつた。

第三 地方進出時代

大正八年十月東京及び大阪の地に支部制を施行し、翌年九月之を全般に及ぼしたが、時宛も經濟界未曾有の好況期に際會し、加ふるに、制度の刷新亦よく時勢に順應して、社業の伸展に偉大なる効果を齎したことは、今日に於ても首肯せしむるものがある。其後支部施行の地は漸次擴張せられて、

大正十年四月に長野新潟

同十三年九月に神戸、十月に横濱

同十四年九月に前橋、大分、金澤

同十五年九月に滋賀、十月に徳島、水戸、十一月に青森

の十支部を加へ、昭和二年八月に於ては二十四の整然たる支部に配するに約一千百名の精銳なる部員を以てし、各地に我社の理想を強調して居る。創業時よりの人員を各期別に見ると次の如くである。

各期別外務員月延人員表

期	月延人員	一月平均人員	期	月延人員	一月平均人員
一	一三九	一二	一四	九三五	七八
二	一八八	一六	一五	九二九	七七
三	二二七	一九	一六	九九九	八三
四	二四九	二一	一七	一、三三三	一〇九
五	三六八	三一	一八	一、六六九	一三九
六	四〇五	三四	一九	一、九五二	一六三
七	五一三	四三	二〇	二、三〇六	一九二
八	六四五	五二	二一	二、七五四	二三〇
九	七七二	六四	二二	三、三四八	二七九
一〇	九三六	七八	二三	四、三〇一	三五八
一一	一、二二七	九四	二四	五、七六四	四八〇
一二	七九一	六六	二五	八、一八五	六八二

備考 月延人員とは其期に於て各月實際活動したる外務員の数を合計したるものにして、一月平均は之を十二分したる数である。

尙地方部及び支部主管者異動並に支部現員の配属を次に掲げる。

地方部及び支部主管者異動表

地方部	地方部長	在職期間	支部	現所在地	支部長	在職期間
本社直轄 (第一部長 藤田 進) (第二部長 薄井 清毅) (第三部長 相田 延一) (第四部長 石坂 安太郎)	藤田 進 薄井 清毅 相田 延一 石坂 安太郎	大正一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月	東京 大坂 京都 福岡 名古屋 神戸	東京市京橋區南傳馬町三丁目本社内 大坂市西區京町堀通一丁目明治銀行ビルヂング内 京都市上京區烏丸通二條上ル 福岡市天神町四〇 名古屋市中區高橋町二ノ一九 神戸市東灘区山手ビルヂング内	並木彌十郎 河島大太郎 牛島松彦 秋山金八 片岡康吉 堀田遊度 守隨眞一郎 信岡實太	大正一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月 一〇年三月
東 京	並木彌十郎	大正一〇年三月	東京	東京市京橋區南傳馬町三丁目本社内	並木彌十郎	大正一〇年三月
大 阪	河島大太郎	大正一〇年三月	大坂	大坂市西區京町堀通一丁目明治銀行ビルヂング内	河島大太郎	大正一〇年三月
京 都	牛島松彦	大正一〇年三月	京都	京都市上京區烏丸通二條上ル	牛島松彦	大正一〇年三月
九 州	秋山金八	大正一〇年三月	福岡	福岡市天神町四〇	秋山金八	大正一〇年三月
名 古屋	片岡康吉	大正一〇年三月	名古屋	名古屋市中區高橋町二ノ一九	片岡康吉	大正一〇年三月
神 戸	守隨眞一郎	大正一〇年三月	神戸	神戸市東灘区山手ビルヂング内	守隨眞一郎	大正一〇年三月

北海道	信越	新潟	東北	廣島	南(大正四年九月) 朝鮮	熊本	橫濱	臺灣	大連	高松
渡 幸吉	御子榮 朝朗	片岡 慎平	飯島金八郎 岩瀬 茂夫	久恒 重幸	堀江政太郎	淺井 豊壽	堀田 遊度	岡村 又吉	並木彌十郎	奧村 三郎
九、九、九	三、一、三、四	七、九、九、九	一、〇、一、三、六	一、二、一、三、五	三、九、一、九、九	三、一、一、三、一	三、一、一、九、九	三、一、一、三、三	七、九、一、八、〇	二、〇、一、九、九
北海道	長野新潟	福島	廣島	朝鮮	熊本	橫濱	臺灣	大連	高松	大分
函館市若松町一六		福島市荒町六二	廣島市田中町六四	京城府西小門町三七	熊本市新屋敷町四三	橫濱市東仲通三ノ三	臺北市本町一ノ八	大連市對馬町一ノ一	高松市西新通町一七	大分市中島町一八六
渡 幸吉	渡 幸吉	久恒 重幸	堀江政太郎	堀井 良祐	堀田 遊度	波邊 退助	片岡 慎平	小林 繁	奧村 三郎	多羅尾 節
九、九、一	〇、九、一	九、九、一	九、九、一、四、九	二、四、九、一	九、九、一、三、〇	二、三、〇、一、一	九、九、一、一、〇	二、四、九、一、三、〇	二、四、九、一、三、〇	二、四、九、一、三、〇

支部現勢 (第二十五期末現在)

松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江
道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次
八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九	八、九、一、九、九
松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江	松江
松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四	松江市朝日町四九四
道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次	道正 助次
九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇	九、九、一、〇、〇

支部職名	部長	次長	主事	監察員	心監察員	主事補	書外記務	書記	書記補	給仕	小使	總計
北海道	一人	一人	一人	一人	一人	三人	一人	一人	一人	一人	一人	七人
青森	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	七人
福島	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	七人

計	大連	朝鮮	臺灣	熊本	大分	福岡	徳島	高松	廣島	松江	神戶	大阪	京都	滋賀	金澤	名古屋	横濱	東京	水戸	前橋	
三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一																					
〇								-		=								-	-	-	
空		=	=	=	=	=		=	=		=	=									
元	-							=	=		=	=									
八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一		三	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
三	-										-	-									
一																					
〇			-							-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-
=											-	-									
1,000	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

外務應援機關

外務の應援機關として、協議員及び評議員囑託制度を明治四十五年五月より實施し、現に協議員六十九名、評議員四十六名を算し、外務員活動上各地に於て多大の便宜を得て居る。加之大正十一年十月内規を以て制定せる有功社員には既に三百六名を推薦し、社業上特に功勞ある者として待遇し、併せて外務の應援を受けて居る。

尙地方囑託醫も茲に一括して述べて置かう。創業當初に於ては、石岡醫長獨力を以て診査事務を擔當したが、事業の發展と共に此方面の事務も輻輳し、一人のよく之に當り得ざりしため、漸次社醫の數を増し、地方募集等には之を伴ふこととしたが、地方事務の繁忙につれて、社醫と囑託醫制度を併用し、今や次の如き約四千名の囑託醫網を張つて居る。

地方別囑託醫數一覽表 (第二十五期末現在)

樺太	一七	新瀉	八二	和歌山	五九	大分	一〇七
北海道	七	富山	五七	三重	九〇	宮崎	五四
青森	四六	愛知	八九	大阪	五三	鹿兒島	五二
岩手	六三	岐阜	六六	兵庫	一八	神戶	四
秋田	八三	石川	九四	鳥取	五五	臺灣	七五
宮城	五九	福井	三九	島根	八八	支那	九〇
山形	七一	滋賀	五〇	岡山	一七一	及其他	九〇
福島	九三	京都	五四	廣島	二一	會計	三九〇
栃木	六〇	長野	五四	山口	一〇〇		

是等の囑託醫には特に「診査上の注意」と題する小冊子を配布し診査の統一を期して居る。尙我社は支部に於ける事務規程として、支部規程を設けて居る。其全文を掲げることは紙面の都合上許されないが、現行該規程は多年我社の經驗に基き改善が加へられたものである。又我社契約方法は我社の特色として、支店制度に依る地方分権と代理店制度に依る外務機關の介在を避け、本社直營主義に依る中央統轄の方法を採用し、飽く迄合理的募集方法を固守して居る。而して又或は有望の地を選びて集約募集を爲し、或は掩護射撃的に新聞、雑誌の廣告を利用し、或は無謀なる競争の渦流を超越して、種種新なる試みにより將來の大策を樹て、或は知識階級を對象として、左の如く常によりよき外務用書類を作成して、實戦に備へて來た。此中現在使用せるものは最後の十種である。

我社發行外務用印刷物

我社の特色(附、相互會社の發起に就て) (明治三五年六月)

生命保險業の社會と國民經濟とに及ぼす影響

申見梗概

生命保險義

我社設立の主意を述べて敢て大方の諸君に訴ふ (明治三六年一月)

所謂外國生命保險會社に就て (明治三六年七月)

生命保險を附けるには如何なる會社が宜しいか (明治三七年)

最良の貯蓄法 (明治三七年一月)

五月蠅い奴

戰死者に對する保險金支拂に就て

生命保險のコンミッションに就て (明治四二年五月)

返還金(貸付金)略率表

保險料比較表

社員諸君へ内々のお話 (明治四四年一〇月)

保險料の割引を望む人に

利益配當金の説明

利益配當辯

利益配當に關する誤解

保險と貯金との比較

保險と安全第一

手前味噌

生命保險の嫌ひな人に (大正四年六月)

本社契約分布圖（大正五年八月）

一億圓には何時なるか（大正八年九月）

利益配當參考表

要領

安全第一（大正五年八月）

軍人と博士のはなし（大正七年四月）

生命保險會社選擇の標準

出世保險案内（大正九年一〇月）

保險料細別表

現在利益配當實例

貯蓄的生命保險

我社の特色

業績概況

第九章 業績

第一節 事業概観

我國に於ける生命保險事業は、明治十四年創始以來茲に四十七年、今や世界に於ける第三の優位を贏ち得るに至つた。されど其歩み來りし四十七年間の經路は決して坦坦たる大道ではなかつた。維新以來勃興せし諸事業は、多く國家の保護獎勵の下に發達し來つたものであるが、獨り生命保險事業のみは何等積極的に國家の保護助成を受けなかつたのである。加之斯業に對する世人の無理解と數次の經濟界の變動とは、斯業發展の一大障礙となつた。實に斯業の歴史を通過して興隆時代と稱すべきは、僅に大正六年乃至十年頃の四五年に過ぎず、残りの四十餘年間は波瀾重疊、苦闘の連續であり、或は亂設となり、恐慌となり、夫に次ぐ整理に、革新に、幾多の犠牲と努力とが拂はれた。

我社の創立は明治三十五年九月、時恰も保險業法の施行に依り、斯界の整理漸く其緒に就いた時代であつた。しかも社會は未だ相互會社の何たるかを識らず、先づ其闡明に苦闘

せねばならなかつた。創業後間もなく發表したる「我社設立ノ主意ヲ述ベテ敢テ大方ノ諸君ニ訴フ」(附録)てふ印刷物は當時の状態を彷彿せしむるものがある。

株式會社獨往の世界に革新的意氣を享けて出現した我社は、相互主義の徹底的遂行を其使命とし、傳道者の信と熱とを以て業界に奔馳した。我社が孤舟能く狂瀾怒濤を衝いて一路邁進し、遂に今日斯界の寵兒と稱せらるるに至るまでの四半世紀の歴史は實に誠意と努力との結晶である。此間に於ける事業の大勢を観るために二十五年を五期毎に劃して概説を試みやう。

(1) 第一期——第五期 (自明治三十五年十月一日至明治四十年八月末日)

創業當初の五箇年間に於て我社が備さに書めた創業苦は、恐らく同業會社は勿論、如何なる他の事業會社も體驗せざる所であり、相互主義の宣傳、經費の節約、代理店の非設置等、一として其勞苦を倍加せざるものはなかつたが、從業各員は眞によく獻身的苦闘を以て社務に没頭した。

當初の營業所は、創立事務所たる日本橋區新右衛門町所在三井銀行借家を其儘使用し、從業者は柳澤社長、矢野事務取締役の下に石岡醫長、松崎數理主任心得、高輪(契約)、後藤(會計)、鈴木(主計)、新免(庶務)の四課長と、外に事務員小使の若干があるばかりで、實に

十人にも足らぬ小世帯であつた。専務や醫長が自ら自轉車を驅つて社務を辨じ、内外の事務は總動員で之に當つた。事務費は極度に節約されて、茶を喫するすら自辨であつたと云ふ一事を以て、他を推すことが出来る。しかし創業苦の最たるものは相互主義の普及宣傳であつた。我社の創業は營利保險の島に相互保險を播種するものであつて、一般世人は未だ生命保險會社の組織に深く留意することなく、緣故情實の壓迫によつて加入するの狀態であつて、相互主義の宣傳は恰も異教徒に傳道するの觀があつた。専務始め筆に口に相互主義の闡明に精魂を打ちこめられた。

明治三十七年二月に至り日露の風雲急を告げ、大戰は開始された。翌年九月講和條約締結迄約十九箇月、兵を擧ぐるに百萬、軍費十五億、日清戰後十年にして漸く順調に向ひつつあつた我經濟界は一朝にして危機到來し、連戰連勝の報は人意を強うするも、戰費の調達は焦眉の急にして、舉國憂懼に沈むと共に、相率ゐて日常の消費を節減し以て國難に當つた。従つて、開戦早軍需品及び生活必需品の生産以外の事業は一時に不振に陥り、工場の閉鎖、規模の縮小等頻頻として相繼ぎ、其餘波は當然生命保險事業にも及び、新契約は停頓し、失効解約は激増し、他方戰死者に對する支拂保險金も少額ではなかつた。

戦後も、債金獲得の豫想は裏切られ、財界の失望と沮喪は容易に回復せられなかつたが、

外資の輸入と國庫債券の拂込完了とに依り、三十九年頃より一般に金融緩慢化して金利低下し、物價は騰貴して事業純益を増進し、従つて、株式界は活氣を加へ、剩へ鐵道の國有が實現され、企業熱は蔚然として勃興し、好景氣は都鄙を通じて未曾有の狀勢を呈した。

此好機に際し斯界に於ては、各社とも相互會社の出現に刺戟せられて、從來の經營方針を革新し、募集方法を改善し、一方地方代理店制度漸く整備し來り、代理店の積極的行動は特に農村方面の開拓に成功した。且一般人は戰時に於ける生命保險會社が保險金支拂に善處し、又多額の軍事公債に應募したる事實を看て、生命保險の效用と其社會的機能とを認むるに至つた。斯くの如き事情のため、明治三十九年より四十年にかけては宛然斯業の黃金時代を思はしめた。

日露戰後の企業熱は三十九年下半年に至つて異常の狂騰を呈し、新設會社の濫興其極に達し、最早久しきを持し難き狀勢となつた。果然、四十年一月に於ける株式の大暴落は、企業熱勃興時代の終焉を報する第一鐘となり、經濟界は反動期に推移したが、斯業への影響は未だ顯著ではなかつた。

此間、我社の事業は如何なる進展を示したであらうか。日露戰爭は第二年度の半、即ち我社の新設が漸く世間に知れ、事業の上にも多少の便宜を得んとするに方りて勃發せしも

のにして、我社の首途に當り一の障礙たらんとした。殊に我社の勸誘先は中流階級以上にして、當時戰時税の負擔、國庫債券の應募、恤兵金、獎兵金の釀出等に因り保險料支出の餘力を減少せること最も顯著なる階級なりしを以て新契約募集に少からぬ困難を覺えた。しかし戰死者に對する支拂は僅に八件一萬圓にして、解約も特に目立たず、戰時發行の國庫債券を五回に二十九萬圓申込みて、資産の餘裕を示した。

戰後の經濟界並に斯業界の恢復と共に、我社の事業も順調に伸長した。併し其伸長たるや決して線香花火的のものではなかつた。千里の道を行く者は疾驅すべからず、我社が此斯界空前の黃金時代に際會して、克く自制自重し、目前の收利に惑されず、時運を把握して、しかも妄動せざりしは一に社礎の堅實を專念し、社員(契約者)の劇増は必しも社員全體の利益に非らざることを確信せるためであつた。新契約は一年を通じて百萬圓から二百萬圓を以て漸進し、第五年度末に於て現在契約高六百九十萬圓に達した。

我社が他社の如く何等財閥、資本系統等を背景とすることなく、又一の支店、代理店を置かなかつた所以は、我社をして眞に社員の自治的團體たらしめ、且低廉なる經費を以て社員の利益を増大せんとするに在つた。従つて創業の初期に於ては、比較的經費を要せざる東京を中心として社員を募集したるは當然の情勢にして、東京に於ける契約高の神速な

る増加は實に異數に出で、第五年度末即ち開業以來僅に四年十一箇月にして他社十年以上の成績を凌駕し、契約者二千二百人(全契約者の五割六分)其金額四百四萬一千圓(總契約高の五割九分)に達した。募集中心地を本社所在の東京に定め、此處に主力を傾注したるに反し、地方に對しては消極的にして、或は隨時出張員を派し、或は有望の地には矢野事務自ら醫員を引率して遊説し、集約的募集に努められ、他日餘力の沿く地方へ伸びるの目を待った。

尙創業五年間の會計状態に就ては、未だ活躍の跡は認め得ない。其利息收入に就ても満足し得ない所があるも、これは會社經營上速かに其大部分を有利の事業に固定せしむること能はざりしに因るものにして、實に止むを得ざることであつた。事業費に至つては、其低廉なる點に於て同業者中我社と角逐し得るものなく、其新契約費の保険金壹千圓に對する割合は毎年低減し、第一年度に於て十六圓十錢なりしもの、第五年度に於ては十一圓八十錢となつた。尙我社の資産項目に於ては、保險會社の勘定に於て常に見るが如き危険を含む支店勘定、代理店勘定、未收保険料等を含まず、極めて堅實であつた。しかも第五期以後は、契約者に對し保険料の三分を配當することとなつて、相互會社の特色を發揮するを得るに至つた。斯くて我社の財政的基礎は、比類なき事業費の節約、資産運用の堅實、新

契約獲得方面に於ける漸進主義等に依り、半平として抜くべからざるものとなり、創業時代から守成時代とも云ふべきものに歩を移した。

(2) 第六期——第十期(自明治四十年九月一日至大正元年八月末日)

明治四十年上半期に於て、一般經濟界は戦後反動の期に入り、四十一年七月財界の不安は其頂點に達し、此間全国各地に於て銀行の取付に逢ひ又は支拂停止を爲すもの多く、遂に政府の救済を仰ぐに至つた。従つて事業界も亦沈滞期に入り、四十三年以後金利の低下に因り一時中間景氣を現出したが、これも四十五年上半期を以て終り、爾後世界大戰初期まで其儘不振を繼續した。

斯界に於ては、日露戦後の好況時代に簇出せる新設の十數社は、其基礎の確立せざる間に早くも新契約の獲得に死力を盡さざるべからざる情勢となり、經濟界の不況と同業會社の増加とは徒らに新契約費の膨脹を來すのみにて、舉續は之に伴はず、各社は募集に熱中するの餘り、或は他社を中傷し、或は他社外務員を奪取し、或は保険料の割引を取てし、或は醫的診査を粗略にし、其結果解約は激増し、資産状態は悪化して弱小又は新設會社に於ては、收支の不權衡を生じ、關係資本家の私財寄附によつて、纔かに之を彌縫するが如き窮境に陥り、遂に約十社の社礎不堅實なるものは、此間に自ら淘汰されるに至つた。し

かも此弊風は爾後大正五年頃迄其跡を絶たず、斯界に於て此時代を寄附時代と稱して居る。斯くの如き大勢に當り、我社の募集方針は時流に超越して、徒らに他社と駢馳することなく、漸進主義を固守し、既に開拓し得たる地盤に餘力の存するものあるに至つて、其力を新天地に向はしむることとした。即ち四十一年頃より北海道、臺灣或は朝鮮に遠征して相當の成果を擧ぐるを得た。又解約は當然激増すべき状態に際會しながら、各期期末現在高の五分五六厘程度に止り同業者中の最低率であつた。

會社財政の状態も順調堅實の語を以て之を盡し得る。會社の決算は頗る嚴正に行はれ、資産評價の如きは極端なる堅實主義を探り、第七期に於て所有有價證券の大部分を占めし鐵道株は、國有となるに及び全部公債に振替交付を受けたが、其公債は期末に於て額面百圓に付き九十五圓六十錢の市價を有したるも、我社は之を八十圓として評價せる如き其一例である。又基金は第八期より償却が開始された。

されど明治四十一年九月、創業以來社務に盡瘁されし支配人心得高輪守幸氏は、惜哉幽明境を異にせられ、四十二年一月より相良常雄氏を聘した。斯くて大正元年八月を以て我社創立滿十週年を迎へ、期末現在契約高は二千二百八十萬圓にして、其順位は三十三社中第十一位となり、責任準備金は二百十六萬圓、總資産二百六十八萬圓を擁するに至つた。

(3) 第十一期——第十五期(自大正元年九月一日至大正六年八月末日)

數年に亘り不況を續けた經濟界は諒闇となつて愈沈衰し、大正二年三年に至つて其極度に達した。突如三年七月、歐洲の一角埃塞兩國の國交は斷絶され、世界大戰の幕は切つて落された。八月我國も之に参加するに及び、一般は戦争景氣を期待せしも、却つて經濟界は惡化して大正三年は暮れた。然るに四年後半期に入つて、輸出の大超過と運賃、保険料の増收により正貨流入し、通貨の膨脹を來し、企業界は未曾有の股盛を極め、大正五年より大正七年休戦に至るまで我經濟界は空前の好況時代を現出した。

然れども斯業は四十一年以來の所謂寄附時代を脱せず、新會社の簇興益多きを加へ、従つて競争は一層猛烈となり、經費は激増して新契約募集の困難名狀すべからず、且此間不幸にして同業會社の破綻あり、簡易保險官管問題の起るありて、これ又募集上の障礙となり、事業經營上の困難實に容易ならざるものがあつた。かくて經濟界不況の大勢の中にあつて、各社必死の活動も其效果なく、著しく新契約高の減少を來し、大正四年に至りて其極に達し、失效及び解約は激増して、同業會社中には現在契約高を減少せしものあるの奇觀を呈した。然るに大正四年後半期より漸く好調を以て進み來れる經濟界は、五年に入りて一層の活況を呈し、生命保險事業も亦此大勢に乘じ一朝にして興隆時代に入つた。

我社は此前半に於けるが如き新業の受難時代に於ては、無謀なる競争の渦中に投じ、徒らに他社と駢馳して多額の新契約費を擲つゝの愚を避け、漸進主義の本領に則り、内に在りては鋭意経費の緊縮に努むると共に、外に向つては全力を舉げて堅實なる發展を企畫し、他方解約失効の防止に不斷の留意を爲した。従つて純増加に於ては逐年其記録を高めた。

我社は斯く内外に餘力を残して、克く守成し、しかも消極退嬰に陥ることなく、会社の規模と實力とに相應したる施設改善は寸時も之を閑却することがなかつた。即ち大正元年十月以後、地方部を設けて地方大都市に於ける募集の根據地たらしめ、或は定款、約款、事業方法書の變更、保険契約申込書及び診査報狀の様式改良等を敢行し、或は、大正三年五月壽福保險を開始した。而して此間人事に關して三回の重要な異動があつた。(一)は社長の更迭にして、柳澤伯爵は第十三期末會社資産五百萬圓以上に達したるを好機として、矢野專務取締役を社長に推舉せらるゝの宿志に基きて辭任され、第十四期初より矢野專務其後を襲うて社長に就任、同時に前社長は顧問として我社と關係を保たれることとなつた。(二)は三年三月健康の故を以て相良支配人の辭任あり、次で四年八月石坂現取締役を秘書役として招聘せしことで、(三)は五年六月松崎アチユアリーの死亡である。

斯くて第十五期に及んでは、立太子式の大祝典あり、一般經濟界は空前の景況にあり、

我社は此時運に際會して放漫に流れず、周密なる計劃の下に勇敢なる奮闘を續け鋭意社業の發展に努力したる結果、總ゆる點に於て創業以來の新記録を示した。これを以て第十五期に於て基金全部の償却を完了し、相互會社の眞髓を發揮し得る域に達した。しかのみならず本社の京橋橋畔に於ける新築工事は著著として進捗し、社運の進展振りを語れるかの觀があつた。かくて第十五期末に至つて、現在契約高は四千萬圓餘に達し、其順位は依然として四十社中第十一位であつたが、期末責任準備金は約六百萬圓、總資産は能ふ限りの低き評價に於て、尙且七百八十二萬圓と註せられた。

(4) 第十六期——第二十期(自大正六年九月一日至大正十一年八月末日)

大正七年に至つても、既に五箇年に亘る世界大戰終熄の期尙豫斷し得ず、戦亂の中心を離れし本邦金融市場は大正四年より大正七年までの間に貿易及び貿易外の受取勘定合計二十八億圓に達し、一般事業界は依然股賑を持続した。然るに大正七年十一月休戦條約は成立し、翌八年上半期に於ては俄然輸入超過となり、物價は下落し、我經濟界は一朝にして不況に墜落したるにも拘らず、戦後景氣の來復を強信する風は株式、企業、商品等の各方面に瀰漫し、投機熱は總ゆる階級を風靡して八年下半期より一躍未曾有の空景氣を現出し、金融界の放漫なる方針は極度に信用の膨脹を來たし、經濟界は危機を孕みつつ、十箇月餘

を經過した。果然、九年三月に至つて恐慌は端を株式市場の崩落に發し、各種商品市場に波及し、商店銀行の破綻續出して經濟界は急轉直下奈落の底に慘落した。爾後十二年大震災に至るまで經濟界は整理緊縮の途を辿つた。

此經濟界の大變動は、斯業に如何なる影響を與へたか。斯業固より經濟界の大勢の圏外に立つ能はず、直接或は間接に、契約及び資産の方面に其影響を受けた。即ち大正五年乃至九年の所謂戰爭景氣の影響により新契約並に資産方面に於て特に著しき發展を遂げた。併し此間に於て斯業には特殊の悩みがあつた。即ち大正七年より九年に亘る世界的流行性感冒の猖獗に因る死亡増加と物價騰貴に因る事業費の増嵩とであつた。前者に就ては後章に詳述するが、後者は特に斯業のみの現象ではなかつたが、生命保險業に於ける事業費は、附加保險料の形式にて年年契約者より收入するものであるから、急激なる増嵩に對しては勢ひ均衡を失し、斯業經營上の苦心は容易ならざるものがあつた。

九年春以後の反動期に入りては、其影響は先づ資産方面に及び、株式の暴落は資産評價に多大の損失を計上せしめ、事業費増嵩の趨勢と共に收支状態は惡化した。新契約方面に於ても募集意の如くならず、各社の競争は益益激甚を加へ、斯業は再び悲運に沈淪せんとしたが、過去四十年に築き得たる基礎と最近に於ける興隆時代の餘勢とを以て、幸に不況

時代に反撥し得て、當然進むべき斯業革新時代に局面を展開した。蓋し斯業も創始以來茲に四十年、其經營には幾多の改善すべき點を藏してゐた。各社は各様に革新の策を樹てた。先づ契約方面に於ては、或は實費主義に基く高率配當の合理を主張するあり、或は表定保險料を引下げて安價主義を樹立するものあり、或は約款の内容を改善して契約者の利益を尊重し、或は保險の種類に新機軸を求めて募集の新方面を開拓せんとするものもあつた。一方資産方面に於ても、其運用上に新傾向が認められた。即ち九年以後金融梗塞するや、事業資金に、生命保險會社の貸出を希望する向續出するに及び、斯業も漸く其増大せる資力を以て、長期金融界に重要な機能を發揮するに至つた。

斯くの如き波瀾多き時代に於ては、我社と雖も多少の一張一弛は免かれなかつたが、大體の傾向としては契約方面に於ても漸進的に優績を持續し、九年十一月一億圓の現在高に達した。是より先、會社内部の改善にも一步を進むるの必要を認め、大正五年六月石坂秘書役を海外に派遣して、歐米に於ける斯業を視察せしめ、六年九月歸朝するや直に支配人に登用し、内を堅め外に延びるの陣を新にして、大いに將來の發展を期した。先づ七年四月主計課制度に代る徴收課制度を新に設定して事務組織の刷新に努め、又常に定款及び約款等の改善に意を用ひ、九年十二月出世保險を新に開始し、十年八月團體保險を出願して

此方面に新機運を醸成し、尙地方部を支部制度に改めて外務方面の力を充實した。

資産方面に於ては有價證券の下落に因り多少の評価損を増加したが、我社の方針は戦時好況時に於ても、戦前の市價を以て評價したるが故に、斯かる恐慌時の下落に際しても其影響は極めて輕微であつた。事業費に就ては我社の理想とする總収入に對して一割といふ率を少しく越えたが、尙他社の到底企及し得ざる低率にあつた。

十年四月我社新築社屋落成し、京橋橋畔の摩天閣として帝都の一偉觀となり、投資としてのみならず、間接に業績を扶くること大となつた。斯くして世を舉げて不景氣の聲に滿てる時、我社の順調なる業績、堅實なる資産、理想的なる組織は内外各員の戮力と相俟ちて、我社の聲望をして益益隆盛ならしめた。加之十年十一月社員總代會に於て石坂支配人取締役に昇任せられ、支配人を兼任して専ら社務を總攬し、又今村銀行頭取今村繁三氏も取締役として加はり、同時に常任監査制度を新設して前農商務省保険課長伊藤萬太郎氏を常任監査役に選任し、新に監査部を設け事務組織の完全を期した。

大正十一年八月末に於ては、現在契約高一億五千九百八十九萬餘圓に達し、既に同業四十三社中第五位となり、責任準備金一千七百三十五萬圓、總資産は二千九百九十一萬圓に上り、斯界一流會社の列に伍するを得た。

(5) 第二十一期——第二十五期(自大正十一年九月一日至昭和二年八月末日)

其後の經濟界は、十年は幾分沈靜の中に過ぎたが、十一年には再び關西方面に商店の破綻、銀行の取付續出して、一時混亂を極め、十二年に入りては徐徐に整理緊縮の途を辿りつつあつた。

十二年九月一日、突如一震、未曾有の殃禍關東地方を襲ひ、激震劫火相踵ぎ、被害地方は一府六縣に亘り、罹災人員三百四十萬人、死傷十萬人、百億圓の富を烏有に歸せしめ、通信交通金融の諸機關悉く休止し、經濟界は極度の混亂に陥り、應急策として支拂猶豫令、暴利取締令、米穀輸入税免除令等が發布せらるるに至つた。

従つて斯業に對する震災火難の影響も直接間接に甚大であつた。其主要なるものは大體次の五項である。

- 一、資産の滅失又は減損。
- 二、震災に基因する死亡に對する保險金の支拂。
- 三、一時の休業並に新契約募集の困難。
- 四、失効解約の激増。
- 五、事業費の増嵩。

震災直後、保険金の支拂が非常なる金額に上るべしとの豫想は斯界に一抹の暗翳を投じたが、幸にして総額六百七十五萬圓に過ぎず、尙百五十萬圓の解約返還金、四百五十萬圓の保険證券擔保貸付金を加へて合計約千三百萬圓を災害に因る支拂として計上したが、各社とも其支拂に格別の苦痛を感ずることなく、火災保険に於けるが如き紛議もなく、よく其使命を果し得た。即ち九月十日支拂延期令施行地域の契約取扱方に就き左の三項を生命保険會社協會理事會に於て決議し、之を新聞に共同廣告を爲して、生命保険に對する世人の不安を一掃した。

- 一、今回の災害に因る保険金は完全に支拂をなすこと。
- 一、右保険金は出来る限り速に支拂手續を開始すること。
- 一、保険料の拂込を明年二月末日迄のものに限り保険契約に據る猶豫と支拂延期令に據る期間の外に更に二箇月延長すること。

斯くて振古未曾有の厄年は暮れ、支拂猶豫、震災手形再割引等に依り經濟界は漸く落付きたるも、諸取引の彌縫的決済、金融整理の糊塗策は後日に其禍根を貽さざるを得なかつた。

我邦金融界が、大戦當時の好景氣時代に於て無謀なる資金の融通を敢てした應報は、觀



(近附其に並) 館 互 相 一 第 の 後 直 災 震



館 互 相 一 第 の 後 理 修 部 外

面大正九年の恐慌に際して彼等の受くる所となり、其傷痍の未だ癒えざるに、大正十二年の震災に因りて取引先の多くに打撃を受けし者を生じ、貸付は自ら固定して、其回収に窮せざるを得なかつた。昭和二年三月に至つて、震災手形の處理に關する二法案は曲りなりにも議會を通過したが、未だ其恩恵を受け得ざる間に、早くも臺灣銀行は破綻を曝露し、其救済緊急勅令案の樞府に於て否決されるや、遂に金融界は未曾有の恐慌を惹起し、銀行の取付に遭ふもの續出し、遂に四月二十二、三兩日全國銀行一齊に休業し、モラトリアムの施行となり、我經濟界は全く暗雲に鎖された。此金融恐慌に因る被害預金總高八億餘圓、其預金者實に百萬人と註せられた。

翻つて大正十三年以後の我生命保險界を觀るに、大震災は却つて世人をして生命保險の必要を痛切に感せしめ、震災直後に於ける生命保險會社の迅速にして確實なる保險金の支拂は斯業の信用を高からしめ、十三年の新契約は豫想外に好況にして十億一千萬圓餘に達し、十四年に於ても十二億四千萬圓の優績を維持し、十五年に至つて一頓挫を來し十二億五千九百餘萬圓となつた。惟ふに、經濟界の沈衰久しきに亘り、其影響は遂に斯業にも及び、これに禍せられしものにして、勿論未だ斯業の收穫遞減期に入りしものと斷ずることを得ない。金融恐慌當時、生命保險會社の休業銀行への預金總額は一億五千九百萬圓にし

て、再開困難と目せらるる銀行の預金一千八百萬圓と豫想せられ、其影響は微弱であつたが、會社と同一資本系統に屬する事業の倒壊等に因り、其經營難を曝露するに至つたものもある。これは三四の會社の問題に止らずして、從來不合理の經營を爲したる會社に對して大いに戒心せしむるものがあつた。

斯業は斯くの如く其量的方面に於ては比較的順調なる發展を遂げたりと雖も、斯業内部に胚胎せる幾多の問題は、少なからず經營者を苦惱せしめ、斯界受難時代の到來を想はしむるものがあつた。一方、世人の生命保險事業に關する實質的檢討は犀利なる批判となつて、斯業は茲に從來の傳統と因習とを蟬脱して合理化の進路を辿らざるを得なくなつた。

然らば此五年間に於ける我社の業績如何。幸に經濟界の頹勢と逆行し、其數字的記録は加速度的發展を示して我邦四十四社中第四位となつた。即ち之を契約現在高に就て見るに、大正十三年一月に二億圓、十四年九月に三億圓、昭和二年二月に四億圓となり、同年八月に於ては既に四億五千二百九萬餘圓に達し、此間新契約は連年記録を高めつつあり、しかも他方消滅契約は比較的低率を保持し、又資産方面に於ては戦後の反動期、震災、金融恐慌に際會して、其都度或は所有資産の評価切下げ、或は休業銀行の預金切捨等を斷行し以て決算の堅實を圖り來つた。

これを要するに、我社過去二十五年の歴史は概して守成に終始して居る。而して其守成したる所以のものは、漸進主義に基く最良主義の發揮に在つた。漸進主義により築かれたる我社の基礎は數次の難關に直面しても微動だに感じなかつたのである。斯くして我社は今將に進取興隆の發程に立つて居る。此發程の目標は言ふ迄もなく相互主義の精華であり、其活動は「最大よりも最良」「徐徐に急げ」てふ傳統の社是に據り、既に得たる天の時、地の利に、人の和を加へて進むにある。我社の保險界、經濟界に對する過去の貢獻は甚大なるものあると共に、將來の使命も重且大である。されど過去を以て將來を推すとき、社運の辿るべき途は隆昌の一路であらねばならぬ。最良主義を遵守する我社が、次の二十五年を出でずして我邦最良にして最大となるは期して待つべく、世界最大の生命保險會社メトロポリタンの掲ぐる「最大なるが故に最良に非ず最良なるが故に最大なり」(Not Best Because The Biggest, But Biggest Because The Best)なるスローガンを彼と相並んで我邦に揚言し得る日の近づきつつあるを信せしめるものがある。

第二節 事業成績諸表

我社二十五年間の業績を仔細に觀察するに、其間一點の不合理なる飛躍、停滞又は頓挫

の跡を見出し得ない。毎期の業績は、必ず前期の業績より當然進展すべき範囲にまで擴大され、一進又一進、極めて自然なる發展を遂げた。これ即ち我社經營の大原則を如實に示すものである。蓋し我社の如き相互組織に於ては、眼前一時の收利に焦慮するの必要なく、急激なる膨脹は必しも加入者の利益を増大する所以にあらざるがためである。而して我社の業績が同業他社に比し其揆を異にする點は、一般經濟界變動の高低起伏に影響せられること極めて輕微にして、寧ろ之に超越して我社独自の進路を描きしことである。これ我社の主義と組織とが、年を逐うて世人の理解する所となり、眞に私經濟生活に於ける必需の制度として最も合理的なることを認め、之を利用する者の漸次多きを加へ、一時の緣故情實に強ひられ、恰も寄附喜捨と同視して加入する者の殆ど之なきに基因するのであらう。

今二十五年を五期に劃し、其期末の現在契約高及び總資産高を記すれば左の如し。

	現在契約高	總資産高
第五期末	六、九〇三・一	六九五・四
第十期末	二二、七六八・五	二、六八四・九
第十五期末	四一、三四七・〇	七、八二四・二
第二十期末	一五九、八九二・四	二一、九一三・六

第二十五期末

四五二、〇九三・五

六〇、六五二・一

また業績發展の速度を現在契約高は一億圓、資産は一千萬圓を單位として表示せば次の如くである。

契約高	達成年月	純増加一億圓を得るに要せし年月數
一億圓	大正九年十一月	十八年一箇月
二億圓	大正十三年一月	三年三箇月
三億圓	大正十四年九月	一年九箇月
四億圓	昭和二年二月	一年六箇月

總資産高

總資産高	達成年月	純増加一千萬圓を得るに要せし年月數
一千萬圓	大正七年七月	十五年九箇月
二千萬圓	大正十年八月	三年一箇月
三千萬圓	大正十三年二月	二年六箇月

四千萬圓	大正十四年五月	一年三箇月
五千萬圓	大正十五年六月	一年一箇月
六千萬圓	昭和二年三月	九箇月

更に之が各期の状況を一層精細に示すために、左に保険契約發展一覽表、新契約月別一覽表、期別地方別新契約統計表、期別地方別年末現在契約統計表、期別貸借對照一覽表、期別收支關係一覽表及び剩餘金一覽表を掲げて置く。しかして剩餘金處分と社員配當金とに就ては、第三節に於て之を詳説する。

保險契約發展一覽表(件數)(一)

期	年始現在契約	申 込	内			復 活	配當振替及び 其他の保險金 増額
			契約せしもの(率) %	拒絶せしもの(率) %	不成立のもの(率) %		
一	1,896	1,020	1,133(91)	100(10)	105(9)	0	0
二	1,825	1,010	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
三	1,811	1,000	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
四	1,782	970	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
五	1,753	940	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
六	1,724	910	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
七	1,695	880	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
八	1,666	850	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
九	1,637	820	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一〇	1,608	790	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一一	1,579	760	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一二	1,550	730	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一三	1,521	700	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一四	1,492	670	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一五	1,463	640	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一六	1,434	610	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一七	1,405	580	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一八	1,376	550	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
一九	1,347	520	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
二〇	1,318	490	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
二一	1,289	460	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
二二	1,260	430	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
二三	1,231	400	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
二四	1,202	370	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0
二五	1,173	340	1,045(90)	122(10)	104(9)	0	0

合計	山形縣	秋田縣	福井縣	石川縣	富山縣	島根縣	鳥取縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	和歌山縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	大分縣	佐賀縣	熊本縣	宮崎縣	鹿兒島縣	神戶縣	千葉縣	茨城縣	埼玉縣	東京府	神奈川府	大阪府	京都府	東海府	北海道
00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	00-000,000	

期別地方別年末現在契約統計表 (二)

地方	第 六 期	第 七 期	第 八 期	第 九 期	第 十 期
人員	金額	人員	金額	人員	金額
北海道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
東北府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
東京府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
京都府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
神奈川府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
兵庫縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
長崎縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
新潟縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
埼玉縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
群馬縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
千葉縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
茨城縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
栃木縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
群馬縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
山梨縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
長野縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岐阜縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
愛知縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三重縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
奈良縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
和歌山縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鳥取縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
島根縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
廣島縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
山口縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
和歌山縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
德島縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
香川縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
愛媛縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
高知縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
福岡縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大分縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
佐賀縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
熊本縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
宮崎縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
鹿兒島縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
神戶縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
千葉縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
茨城縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
埼玉縣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
東京府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
神奈川府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
京都府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
東海府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
北海道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

期別地方別年未現在契約統計表 (五)

地方	第二十一期		第二十二期		第二十三期		第二十四期		第二十五期	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
北海道	1,121	4,333,511.00	1,319	4,900,864.00	1,842	8,149,000.00	2,252	9,573,970.00	2,652	11,181,868.00
東京都府	1,503	3,353,333.00	1,841	4,600,000.00	2,126	8,070,757.00	2,500	9,533,333.00	2,852	10,540,000.00
大阪府	1,700	4,666,666.00	2,000	5,000,000.00	2,500	8,000,000.00	3,000	10,000,000.00	3,500	11,000,000.00
京都府	1,000	3,000,000.00	1,200	3,600,000.00	1,500	4,500,000.00	1,800	5,400,000.00	2,100	6,300,000.00
神奈川縣	1,200	3,600,000.00	1,400	4,200,000.00	1,700	5,100,000.00	2,000	6,000,000.00	2,300	6,900,000.00
兵庫縣	1,100	3,300,000.00	1,300	3,900,000.00	1,600	4,800,000.00	1,900	5,700,000.00	2,200	6,600,000.00
長崎縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
新潟縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
群馬縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
千葉縣	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00	1,700	5,100,000.00
茨城縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
栃木縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
奈良縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
三重縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
愛知縣	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00	1,700	5,100,000.00
靜岡縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
山梨縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
滋賀縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
岐阜縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
長野縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
宮城縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
福島縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
石川縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
富山縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
島根縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
岡山縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
廣島縣	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00	1,700	5,100,000.00
山口縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
和歌山縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
德島縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
香川縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
愛媛縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
高知縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
福岡縣	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00	1,700	5,100,000.00
大分縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
佐賀縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
熊本縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
鹿兒島縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
神戶縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
臺灣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
朝鮮	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
支那	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
其他外國	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
合計	1,121	4,333,511.00	1,319	4,900,864.00	1,842	8,149,000.00	2,252	9,573,970.00	2,652	11,181,868.00

地方	第二十一期		第二十二期		第二十三期		第二十四期		第二十五期	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
山形縣	1,121	4,333,511.00	1,319	4,900,864.00	1,842	8,149,000.00	2,252	9,573,970.00	2,652	11,181,868.00
秋田縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
福島縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
山梨縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
石川縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
富山縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
島根縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
岡山縣	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00	1,700	5,100,000.00
廣島縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
山口縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
和歌山縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
德島縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
香川縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
愛媛縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
高知縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
福岡縣	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00	1,700	5,100,000.00
大分縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
佐賀縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
熊本縣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
鹿兒島縣	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
神戶縣	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
臺灣	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
朝鮮	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00	1,600	4,800,000.00
支那	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00	1,500	4,500,000.00
其他外國	1,000	3,000,000.00	1,100	3,300,000.00	1,200	3,600,000.00	1,300	3,900,000.00	1,400	4,200,000.00
合計	1,121	4,333,511.00	1,319	4,900,864.00	1,842	8,149,000.00	2,252	9,573,970.00	2,652	11,181,868.00

期別收支關係一覽表 (一)

期	保 險 料	保 險 契 約 に 關 する 雜 收 入	利 息 (配 當 共)	償 還 益	賣 却 益	雜 益	收 入 合 計
二二	1,333,333.00	1,000.00	1,334,333.00				1,335,333.00
二一	1,222,222.00	1,000.00	1,223,222.00				1,224,222.00
二〇	1,111,111.00	1,000.00	1,112,111.00				1,113,111.00
一九	1,000,000.00	1,000.00	1,001,000.00				1,002,000.00
一八	900,000.00	1,000.00	901,000.00				902,000.00
一七	800,000.00	1,000.00	801,000.00				802,000.00
一六	700,000.00	1,000.00	701,000.00				702,000.00
一五	600,000.00	1,000.00	601,000.00				602,000.00
一四	500,000.00	1,000.00	501,000.00				502,000.00
一三	400,000.00	1,000.00	401,000.00				402,000.00
一二	300,000.00	1,000.00	301,000.00				302,000.00
一一	200,000.00	1,000.00	201,000.00				202,000.00
一〇	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
九	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
八	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
七	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
六	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
五	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
四	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
三	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
二	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
一	100,000.00	1,000.00	101,000.00				102,000.00
合計	10,000,000.00	10,000.00	10,010,000.00				10,020,000.00

期別收支關係一覽表

(二)

期	保 險 金	返 解 約 及 其 他 の 金	税 金	事 業 費	雜 損 及 其 他	支 出 合 計	差 引 收 支 殘 金
二二	1,000,000.00	1,000.00	1,001,000.00	1,000.00	1,000.00	2,002,000.00	1,333,333.00
二一	900,000.00	1,000.00	901,000.00	1,000.00	1,000.00	1,803,000.00	1,222,222.00
二〇	800,000.00	1,000.00	801,000.00	1,000.00	1,000.00	1,603,000.00	1,111,111.00
一九	700,000.00	1,000.00	701,000.00	1,000.00	1,000.00	1,403,000.00	1,000,000.00
一八	600,000.00	1,000.00	601,000.00	1,000.00	1,000.00	1,203,000.00	900,000.00
一七	500,000.00	1,000.00	501,000.00	1,000.00	1,000.00	1,003,000.00	800,000.00
一六	400,000.00	1,000.00	401,000.00	1,000.00	1,000.00	803,000.00	700,000.00
一五	300,000.00	1,000.00	301,000.00	1,000.00	1,000.00	603,000.00	600,000.00
一四	200,000.00	1,000.00	201,000.00	1,000.00	1,000.00	403,000.00	500,000.00
一三	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	400,000.00
一二	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	300,000.00
一一	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	200,000.00
一〇	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
九	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
八	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
七	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
六	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
五	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
四	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
三	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
二	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
一	100,000.00	1,000.00	101,000.00	1,000.00	1,000.00	203,000.00	100,000.00
合計	10,000,000.00	10,000.00	10,010,000.00	10,000.00	10,000.00	20,020,000.00	10,000,000.00

剰餘金一覽表

期	収 支 残 金	責任準備金及支拂備金の増加	評 價 益	財産評價損	特別支出金	剰 餘 金
一	二,三五六八三	八,九二一四五		三,〇八八二		二,一〇六〇〇
二	九,〇九七〇〇	四三,四三三三	二六〇〇	二,三四六六五		五,五九八〇〇
三	九,一〇一〇〇〇	八二,七六七一		五七二六〇		八,八七一七〇
四	一四,〇〇一〇〇	一三三,三三三三		二九三三〇		一四,〇〇一〇〇
五	三三,七五〇〇〇	一七六,〇〇〇〇		四三,六三三六〇		三三,七五〇〇〇
六	二六,八八七〇〇	三〇九,一七〇三		四三,六三三六〇		二六,八八七〇〇
七	四六,七七八〇〇	三三三,六三三七		六三,六三三〇〇		四六,七七八〇〇
八	四九,九九九〇〇	三二一,四三六四		五二,四九七三〇		四九,九九九〇〇
九	五五,四六七〇〇	四三三,三九七五		三二,四三三〇〇		五五,四六七〇〇
〇	七六,六二七〇〇	五五三,〇〇〇〇		二九,四三三〇〇		七六,六二七〇〇
一	八七,三六七〇〇	六二四,一八七五		二九,四三三〇〇		八七,三六七〇〇
二	九六,〇〇〇〇〇	六五三,三三七六		二九,四三三〇〇		九六,〇〇〇〇〇
三	一〇〇,〇〇〇〇〇	六七六,四三七八		二九,四三三〇〇		一〇〇,〇〇〇〇〇
四	一〇六,〇〇〇〇〇	七〇七,六三九七		二九,四三三〇〇		一〇六,〇〇〇〇〇
五	一一〇,〇〇〇〇〇	七三九,八四〇六		二九,四三三〇〇		一一〇,〇〇〇〇〇
六	一一三,〇〇〇〇〇	七七二,〇四一五		二九,四三三〇〇		一一三,〇〇〇〇〇
七	一一六,〇〇〇〇〇	八〇四,二四二四		二九,四三三〇〇		一一六,〇〇〇〇〇
八	一二〇,〇〇〇〇〇	八三六,四四三三		二九,四三三〇〇		一二〇,〇〇〇〇〇
九	一二三,〇〇〇〇〇	八六八,六四四二		二九,四三三〇〇		一二三,〇〇〇〇〇
〇	一二六,〇〇〇〇〇	九〇〇,八四五		二九,四三三〇〇		一二六,〇〇〇〇〇
一	一三〇,〇〇〇〇〇	九三三,〇五六		二九,四三三〇〇		一三〇,〇〇〇〇〇
二	一三三,〇〇〇〇〇	九六五,二五六七		二九,四三三〇〇		一三三,〇〇〇〇〇
三	一三六,〇〇〇〇〇	九九七,四五六八		二九,四三三〇〇		一三六,〇〇〇〇〇
四	一四〇,〇〇〇〇〇	一〇二九,六五六九		二九,四三三〇〇		一四〇,〇〇〇〇〇
五	一四三,〇〇〇〇〇	一〇六一,八五六〇		二九,四三三〇〇		一四三,〇〇〇〇〇
六	一四六,〇〇〇〇〇	一〇九四,〇五六		二九,四三三〇〇		一四六,〇〇〇〇〇
七	一四九,〇〇〇〇〇	一一二六,二五六七		二九,四三三〇〇		一四九,〇〇〇〇〇
八	一五二,〇〇〇〇〇	一一五八,四五六八		二九,四三三〇〇		一五二,〇〇〇〇〇
九	一五五,〇〇〇〇〇	一二〇〇,六五六九		二九,四三三〇〇		一五五,〇〇〇〇〇
〇	一五八,〇〇〇〇〇	一二三二,八五六〇		二九,四三三〇〇		一五八,〇〇〇〇〇
一	一六一,〇〇〇〇〇	一二六五,〇五六		二九,四三三〇〇		一六一,〇〇〇〇〇
二	一六四,〇〇〇〇〇	一二九七,二五六七		二九,四三三〇〇		一六四,〇〇〇〇〇
三	一六七,〇〇〇〇〇	一三二九,四五六八		二九,四三三〇〇		一六七,〇〇〇〇〇
四	一七〇,〇〇〇〇〇	一三六一,六五六九		二九,四三三〇〇		一七〇,〇〇〇〇〇
五	一七三,〇〇〇〇〇	一三九三,八五六〇		二九,四三三〇〇		一七三,〇〇〇〇〇
六	一七六,〇〇〇〇〇	一四二六,〇五六		二九,四三三〇〇		一七六,〇〇〇〇〇
七	一七九,〇〇〇〇〇	一四五八,二五六七		二九,四三三〇〇		一七九,〇〇〇〇〇
八	一八二,〇〇〇〇〇	一四九〇,四五六八		二九,四三三〇〇		一八二,〇〇〇〇〇
九	一八五,〇〇〇〇〇	一五二二,六五六九		二九,四三三〇〇		一八五,〇〇〇〇〇
〇	一八八,〇〇〇〇〇	一五五四,八五六〇		二九,四三三〇〇		一八八,〇〇〇〇〇
一	一九一,〇〇〇〇〇	一五八七,〇五六		二九,四三三〇〇		一九一,〇〇〇〇〇
二	一九四,〇〇〇〇〇	一六一九,二五六七		二九,四三三〇〇		一九四,〇〇〇〇〇
三	一九七,〇〇〇〇〇	一七二二,四五六八		二九,四三三〇〇		一九七,〇〇〇〇〇
四	二〇〇,〇〇〇〇〇	一七五四,六五六九		二九,四三三〇〇		二〇〇,〇〇〇〇〇
五	二〇三,〇〇〇〇〇	一七八六,八五六〇		二九,四三三〇〇		二〇三,〇〇〇〇〇
六	二〇六,〇〇〇〇〇	一八一九,〇五六		二九,四三三〇〇		二〇六,〇〇〇〇〇
七	二〇九,〇〇〇〇〇	一九二二,二五六七		二九,四三三〇〇		二〇九,〇〇〇〇〇
八	二一二,〇〇〇〇〇	一九五四,四五六八		二九,四三三〇〇		二一二,〇〇〇〇〇
九	二一五,〇〇〇〇〇	一九八六,六五六九		二九,四三三〇〇		二一五,〇〇〇〇〇

第三節 剰餘金と社員配當金

社員（契約者）配當金とは何ぞや。若し今日に於て此質問を爲すものありとすれば、其愚を嗤笑せらるるであらう。併し我社創業當時に於ける一般社會は、社員配當金は勿論、相互會社の何ものたるかに無關心であり、無理解であつた。ために我社は相互主義の闡明に孤軍奮闘し、其特色の宣傳に總ゆる機會を利用した。而して其闡明と宣傳とは單なる聲のみに止らず、著著として形の上に實現したる結果、漸く相互會社の實質や社員配當金の意義が一般に理解され、本邦生命保險業相互化の機運も醸成さるるに至つた。これは實に本邦に於ける生命保險の歸著すべき所に歸著したのであるが、尙一大進歩と謂ひ得べく、我社が常に先頭に立ち、大なる貢獻を此方面に致したことは明白である。

我社の社員配當金に關する沿革を見るに、これは既に述べたる如く明治二十六年十一月刊行の矢野現社長著「非射利主義生命保險會社の設立を望む」に源を發し、三十五年七月下旬頃より發表したる會社印刷物「我社の特色」或は定款等を以て、我社の爲さんとする所を具體的に宣言し、特色ある剰餘金分配の制度を明かにした。即ち「我社の特色」中「第二、保險契約上の特色」に於て「保險料最不廉にして、最低廉なり。保險料を算出するに、多數

の同業者は歐洲人の死亡率と四朱の利率とを根據とせり、然るに我社は今回新に算出せる日本人の死亡率（其率甚高し）と三朱五厘の利率とを以て保険料を算定せり、是れ我社の保険料が最不廉なる所以にして、抑又我社が收支償はざるの恐最少き所以なり、然れども要するだけの實費を償ふて其餘の収入は悉く返戻す、これ低廉の極度なり」と高唱し、且定款第三十八條乃至第四十八條に於て配當の方法を規定して餘す所がなかつた。而して剰餘金處分の實績は後掲剰餘金處分一覽表の如くにして、且剰餘金に對する社員配當金の割合は二割一分六厘乃至九割二分九厘の高率を示して居る。右配當に振向けられたる總額は第二十五期末迄に一千五百三十三萬一千餘圓にして、其配當率は年額保険料に對して第五期乃至第十六期の十二期間は三分の累加配當率を實行し、特に第十一期は十周年記念配當として一分を、第十六期は十五周年記念配當として一分五厘を増率した。第十七期以後は剰餘金の餘りに潤澤なるにより四分五厘の普通配當を繼續し、且第二十五期に於ては二十五周年記念配當として一分を増加し五分五厘の累加配當を爲すこととした。斯くの如き成績は過去に於ては我社の獨壇場にして、將來に於ても亦他社の容易に追隨し得ない境地であらう。この實例を第一期加入者の既に受けし配當に就て見れば、年額保険料百圓に付き各年の配當は左の如くにして、二十五周年記念配當率一分を加算すれば、第二十六期に於て

は百二十一圓となり、保険料と相殺して尙二十一圓の現金配當を受くることとなる。

配當實例

期	配當金額	期	配當金額	期	配當金額
第五期	三〇〇	第十二期	二四〇	第十九期	六七五
第六期	六〇〇	第十三期	二七〇	第二十期	七二〇
第七期	九〇〇	第十四期	三〇〇	第二十一期	七六五
第八期	一二〇〇	第十五期	三三〇	第二十二期	八一〇
第九期	一五〇〇	第十六期	五四〇	第二十三期	八五五
第十期	一八〇〇	第十七期	五八五〇	第二十四期	九〇〇
第十一期	二八〇〇	第十八期	六三〇〇	第二十五期	九四五〇

然らば我社が以上の如く優秀なる社員配當金を繼續し得たる所以のものは奈邊にあるか。一は經營が堅實にして、被保険者の選抜を慎重にし、資産の運轉を確實有利にし、且可及的冗費を節約したる結果巨額の剰餘金を出したること、他は其巨額の剰餘金の殆ど全部を社員に配當したことにある。後者に就ては上述せる所により明かなるを以て、茲には前者に關して略説し、社員配當金の財源たる剰餘金の源泉を検討しやう。元來生命保險會社の利

餘金は、豫定収入と實際収入との差及び豫定支出と實際支出との差である。詳言せば、(一) 實際死亡が豫定死亡表に依る死亡より過少なること、(二) 實際利廻りが豫定利率以上の好結果を齎すこと、(三) 事業費が豫定以下に節約されることとの三箇の要素から來るのである。今之等を我社過去十箇年の実績に就て見るに、次の如く誇示すべき成績を擧げて居る。

期	死差	利差	經費差	其他	剩餘金
第十六期	九六	六四三	一四〇	一八	八九七
第十七期	七七	一、二五九	一一六	一八	一、三一六
第十八期	九二	九九九	九一	二六	一、〇二四
第十九期	一五二	七二五	一二八	五七	一、〇六二
第二十期	三〇八	一、四二七	二九二	一〇四	二、一三一
第二十一期	二四六	一、二〇二	二八六	五三	一、七八七
第二十二期	一四一	一、三五六	四三〇	一八九	一、八三四
第二十三期	五五二	一、六五六	四八九	三三七	三、〇三四
第二十四期	九八〇	二、二五八	六四〇	二五六	四、一三四
第二十五期	一、一一一	二、八六四	七〇一	三五二	五、〇二八

唯右の中、第十七期、第十八期及び第二十二期の三期だけは死差損を計上して居るが、これは次章第二節に於て詳述せる世界的流行感冒及び關東震火災の影響に因り、實際死亡が豫定死亡を超過せるためである。利差及び經費差に就ては後掲資産利廻表、事業費一覽表の二表を参照して見るに、生命保険界一般の趨勢たる利息収入の漸減、經費の激騰に必しも随伴せずして、周到且堅實なる經營の効果を齎らして居る。經費は漸進的ではあるが、絶えて止むことなき生活の向上、貨幣價值の下落によつて年と共に増嵩するのが一般の傾向である。歐米に於ても、豫算以内の經費を以て事業を經營して居る保險會社は、恠に寥寥たる状態であつて、會社の良否を判ずるには、其經費率を見れば足ることさへ云はれて居るのである。然るに我社に於ては、創業以來未だ曾て經費が豫算を超過したることなく、連年此源泉より前掲の如き多額の剩餘金を生じて居る。斯くの如き優秀なる現状から將來を推し、且經營の大方針を貫流する傳統の強さから見ると、我社の剩餘金の好調は速かに亂さるべくもなく、従つて社員配當に於ける我社の聲譽は久遠的であるべきである。

左に参考のため資産利廻り、事業費、剩餘金處分及び社員配當計算に關する四表を掲げやう。豫定死亡と實際死亡との比較表は之を次章に譲る。

期	平均資産	利息(イ)	評實利益、償還益(ロ)	評實損却(ハ)	平均利廻率	
					(イ) (ロ)	(イ) (ハ)
二五	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
二四	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
二三	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
二二	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
二一	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
二〇	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一九	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一八	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一七	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一六	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一五	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一四	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一三	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一二	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一一	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一〇	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
九	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
八	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
七	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
六	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
五	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
四	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
三	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
二	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000
一	1,000,000	100,000	100,000	100,000	0.1000	0.1000

事業費一覽表

期	總額	千圓に現在	實際収入	収入保険料	平均に付	新契約額	新契約費	總額	千圓に付	經過契約	實際収入	収入保険料
二五	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
二四	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
二三	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
二二	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
二一	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
二〇	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一九	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一八	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一七	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一六	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一五	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一四	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一三	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一二	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一一	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一〇	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
九	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
八	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
七	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
六	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
五	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
四	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
三	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
二	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000
一	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	100,000

剩餘金處分一覽表

期	剩餘金	法定準備金	基金配當金	社員配當金	役員賞與金	基金利息	基本積立金	特別積立金	使用人救護金及其他
一	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
三	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
四	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
五	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
六	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
七	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
八	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
九	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一〇	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一一	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一二	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一三	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一四	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一五	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一六	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一七	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一八	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一九	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二〇	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二一	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二二	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二三	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二四	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二五	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		

社員配當金計算表

期(配當期)	社員配當金	前期繰越金	配當後殘金	小計	標準保險料	配當率	配當豫算額	後期繰越金	配當後殘金
一	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
三	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
四	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
五	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
六	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
七	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
八	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
九	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一〇	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一一	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一二	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一三	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一四	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一五	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一六	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一七	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一八	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
一九	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二〇	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二一	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二二	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二三	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二四	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		
二五	1,100,000	100,000	1,000,000	1,100,000	100,000	1,000,000	1,000,000		

第十章 我社經驗の統計的觀察

第一節 靜態的觀察

明治三十五年十月一日、相互組織と深く刻み付けたコーナーストーンを生命保險業界の一角に埋めて礎石となし、人類相愛の殿堂を築きにかかつてから既に四半世紀、其間に於ける苦闘奮闘の歴史は前既に述べた通りである。而して其成果として得たる業績に就ては隨處に説明を加へ、特に前章の一節を割いて我社發展の状況を知悉せしむるに足る諸表を掲載した。本章の目的は主として被保險者と契約者とを中心にして、契約の構成分子と其異動消長の跡を尋ね、被保險者の健康状態と死亡状態とを觀るに在る。就中本節に於ては特に靜態的方面の觀察を試みる。

第一 契約の地方分布

各期別、地方別新契約の詳細なる統計表は前章第二節に掲載した通りであるが、これらの契約の現存せるものの第二十五期末に於ける地方分布状態は左の如くである。

期別男女別統計表

期	新契		約契		現契	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
二五	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
二四	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
二三	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
二二	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
二一	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
二〇	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一九	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一八	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一七	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一六	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一五	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一四	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一三	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一二	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一一	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
一〇	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇
合計	男 七五	女 一三	男 一〇	女 一〇	男 一〇	女 一〇

第三 被保険者の年齢

我社第二十五期末に於ける被保険者の年齢分布は左表によつて知ることが出来る。

第二十五期末現在被保険者年齢分布表

年齢	人員	金額	年齢	人員	金額
一〇	三	一〇〇,〇〇〇	四七	三	一〇〇,〇〇〇
一一	三	一〇〇,〇〇〇	四八	三	一〇〇,〇〇〇
一二	三	一〇〇,〇〇〇	四九	三	一〇〇,〇〇〇
一三	三	一〇〇,〇〇〇	五〇	三	一〇〇,〇〇〇
一四	三	一〇〇,〇〇〇	五一	三	一〇〇,〇〇〇
一五	三	一〇〇,〇〇〇	五二	三	一〇〇,〇〇〇
一六	三	一〇〇,〇〇〇	五三	三	一〇〇,〇〇〇
一七	三	一〇〇,〇〇〇	五四	三	一〇〇,〇〇〇
一八	三	一〇〇,〇〇〇	五五	三	一〇〇,〇〇〇
一九	三	一〇〇,〇〇〇	五六	三	一〇〇,〇〇〇
二〇	三	一〇〇,〇〇〇	五七	三	一〇〇,〇〇〇
二一	三	一〇〇,〇〇〇	五八	三	一〇〇,〇〇〇
二二	三	一〇〇,〇〇〇	五九	三	一〇〇,〇〇〇
二三	三	一〇〇,〇〇〇	六〇	三	一〇〇,〇〇〇
二四	三	一〇〇,〇〇〇	六一	三	一〇〇,〇〇〇
二五	三	一〇〇,〇〇〇	六二	三	一〇〇,〇〇〇
二六	三	一〇〇,〇〇〇	六三	三	一〇〇,〇〇〇
二七	三	一〇〇,〇〇〇	六四	三	一〇〇,〇〇〇
二八	三	一〇〇,〇〇〇	合計	三	一〇〇,〇〇〇

一國の人口に於ては非常なる出入のない限り人数は年の若きものほど多く、齡の高きもの程少い筈である。しかし生命保険に於てはこれと全然趣を異にし、中年者が最大多数を占むることとなる。蓋し舊被保険者が漸次齡を重ねると同時にそれと同年齢の人が新に入するからである。而して保険契約は收入身分等に重大なる關係を有し、それが又年齢と密接に結び付けられるから、始めて保険に加入する被保険者の年齢分布は、前記の表とは可なり状態を異にするものである。これを各期に分つて觀察するの煩を避け、創業以來より三期宛に區分し新加入者の年齢別統計を表示する。

新契約年齢別統計表 其一 (男)

年齢	第一期		第三期		第四期		第六期		第七期		第九期		第一〇期		第二二期	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
一〇一五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
一六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
二一〇五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
二六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
三一一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
三六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
四一〇五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
四六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
五一〇五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
五六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100

新契約年齢別統計表 其二 (女)

年齢	第一期		第三期		第四期		第六期		第七期		第九期		第一〇期		第二二期	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
一〇一五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
一六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
二一〇五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
二六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
三一一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
三六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
四一〇五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
四六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
五一〇五	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100
五六一〇	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100

年 齡	第一期		第五期		第六期		第八期		第九期		第二期		第三期		第四期	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
一〇一—一五	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
一六一—二〇	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
二一一—二五	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
二六一—三〇	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
三一—三五	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
三六一—四〇	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
四一一—四五	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
四六一—五〇	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
五一—五五	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇
五六一—六〇	一三	一三〇	八	八〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇

實際最も多くの加入者を出す年齢即ち最頻契約年齢と、全被保険者を年齢別に一列に並べる時、丁度其中央に位する人の年齢即ち所謂中位契約年齢と、通常の意味に於ける平均契約年齢とを算出して見ると次の如くなる。

代表的契約年齢表 其一 (男)

代表年齢	最頻年齢	中位年齢	平均年齢
一—三	三〇	二六	二二
四—六	三〇	二六	二二
七—九	三〇	二六	二二
一〇—一二	三〇	二六	二二
一三—一五	三〇	二六	二二
一六—一八	三〇	二六	二二
一九—二一	三〇	二六	二二
二二—二四	三〇	二六	二二
二五—二七	三〇	二六	二二
二八—三〇	三〇	二六	二二

代表的契約年齢表 其二 (女)

代表年齢	最頻年齢	中位年齢	平均年齢
一—三	二七	二四	二〇
四—六	二七	二四	二〇
七—九	二七	二四	二〇
一〇—一二	二七	二四	二〇
一三—一五	二七	二四	二〇
一六—一八	二七	二四	二〇
一九—二一	二七	二四	二〇
二二—二四	二七	二四	二〇
二五—二七	二七	二四	二〇
二八—三〇	二七	二四	二〇

我社は第十二期に被保険者の最低年齢を十五歳から十歳に引下げ、又第二十三期に保険の種類によつて制限された最高年齢を五年繰上げたが、其事實を考慮の中に入れて此表を観察しても、女子被保険者の年齢は概して男子よりも若きが多く、しかし時代的には大なる異動はないが、男子被保険者は期を追うて若きに向ふ傾きが著しいやうである。これ恐らく保険に関する知識と理解とが若き人人の間にも普及した一證左であつて、保険が結婚の一資格であることまで云はれて青壯年の被保険者が非常に多い歐米のよき風潮が、我邦にまで波及して来たことは洵に喜ばしい現象と云はなければならぬ。

第四 被保険者の職業

被保険者の職業を知ることは保険事業に於て極めて重要な事柄であるが、加入申込當

合計	最近五期間新契約種類別比較表									
	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六
甲種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
乙種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
丙種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
丁種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
戊種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
己種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
壬種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
子種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
丑種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
寅種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
卯種	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
合計	14,880	14,880	14,880	14,880	14,880	14,880	14,880	14,880	14,880	14,880

最近五期間新契約種類別比較表

保険種類は勿論加入者の希望通りに決定されるものとは限らない。即ち年齢によつて加入することの出来ない保険種類があり、假りに其制限がない場合でも被保険者の健康状態、

期	甲		乙		丙		丁		戊		己		壬		子		丑		寅		卯	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
二五	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
二四	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
二三	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
二二	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
二一	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488

血族歴、職業等によつては會社から種類の變更を求めて契約することもあるのである。又時として會社経営上の方針に基き、例へば第十二、三の兩期に於ける甲種の如く殆ど禁止的の制限を加へる場合もないではない。従つて前表の數字だから單純に加入者の意向を判断することは出来ないが、第二の表の比率は大體に種類選擇の傾向を示すに近いものと見て差支無いやうである。

第六 保險金額

保險金額は非常に複雑な諸種の要因によつて決定されるものである。例へば第七章掲載の各種別契約件數並に保險金額表(頁一〇六)に附記した平均保險金額を見ても明なる如く、保險の種類によつて金額に著るしい相違がある。しかして此相違は概して保險料の關係から來て居るものと見られる。即ち大體同一保險金額に對する保險料の多寡に反比例して居る。適其然らざるの感あるもの、例へば三十年滿期養老保險の平均保險金額が二十年滿期のものよりも小額なるが如きは、危險選擇上會社の採れる方針によりて或程度まで制肘を受けて居るものと考えられる。

保險料の多寡が保險金額決定の主因たりと言ふは、個人經濟の餘力如何が保險金額を定むるものと云ふと大體同じである。しかし保險金額は單に夫れだけによりて定決されるも

のではなく、職業や、被保険利益の多少も亦大なる影響を與ふるものである。職業別に見た平均保険金額は既に本節第四款に記載して置いたが、職業の種類によつて保険金額に驚くべき差異が発見される。次に掲ぐる年齢別平均保険金額表も亦収入の如何と被保険利益の多少とが保険金額を定むるものなることの一例と見ることが出来る。

男子年齢別平均保険金額表

年齢	一—三	四—六	七—九	一〇—一二	一三—一五	一六—一八	一九—二一	二二—二四	二五—二七	二八—三〇	三一—三三	三四—三六	三七—三九	四〇—四二	四三—四五	四六—四八	四九—五一	五二—五四	五五—五七	五八—六〇
一〇—一五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
一六—二〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
二一—二五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
二六—三〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
三一—三五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
三六—四〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
四一—四五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
四六—五〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
五一—五五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
五六—六〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
一〇—一五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六

此表は又時代的に保険金額が變化せることを示して居る。初めの三期の平均保険金額が特に小さいのは、我社が創業當初保険金額の最小限度を五百圓、最高限度を壹萬圓として居たためであると考へられる。第三期の中頃から内規を以て最小限度を壹千圓に引上げ、

其後數回に亘り最高限度を十萬圓にまで引上げたことも勿論多少の影響を與へたに違ひはないが、平均保険金額の時代的變化の主因は矢張り一般社會の經濟的狀態であると見られる。特に世界大戰を境界とし、貨幣價値の變動に逆比例して保険金額の増大せるは、注目に値する所である。

女子年齢別平均保険金額表

年齢	一—三	四—六	七—九	一〇—一二	一三—一五	一六—一八	一九—二一	二二—二四	二五—二七	二八—三〇	三一—三三	三四—三六	三七—三九	四〇—四二	四三—四五	四六—四八	四九—五一	五二—五四	五五—五七	五八—六〇
一〇—一五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
一六—二〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
二一—二五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
二六—三〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
三一—三五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
三六—四〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
四一—四五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
四六—五〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
五一—五五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
五六—六〇	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六
一〇—一五	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六	千円 一六

此表から暗示される重大なる事實は、女子の平均保険金額が年齢的にも時代的にも極めて鈍感であることこれである。即ち男子に於ては年齢的に見るも將た時代的に見るも、最高金額は最低金額の二倍以上になつて居るが、女子の保険金額は最高最低相距ること極め

て小にして、變動の振幅は殆ど認め難い位である。これ或は被保險者選擇に於ける會社の方針が或程度まで然せしめた點もあるであらうが、女子の被保險利益が男子程痛切でないことを暗に物語つて居るのではなからうか。

終りに第二十五期末現在契約の金額別統計表を掲載して置くこととする。

第二十五期末現在契約金額別統計表

金額	人員	金額	件數	金額	金額	人員	金額	件數	金額
五百圓以下	三九人	六,三三〇,七六六	三,〇〇〇	一三,一〇〇,〇〇〇	二萬五千圓以下	三三〇人	五,一〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇
一千圓以下	三,一〇七	六,六〇〇,〇〇〇	二,一〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇	三萬圓以下	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
二千圓以下	三,一〇七	六,六〇〇,〇〇〇	二,一〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇	三萬五千圓以下	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
三千圓以下	二,七〇六	五,八〇〇,〇〇〇	一,八〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	四萬圓以下	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
四千圓以下	二,二〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	一,二〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	四萬五千圓以下	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
五千圓以下	二,二〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	一,二〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	五萬圓以下	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
六千圓以下	一,一三三	三,六〇〇,〇〇〇	七〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	六萬圓以下	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
七千圓以下	八〇〇	六,三三〇,〇〇〇	四〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	七萬圓以下	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
八千圓以下	六〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	八萬圓以下	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
九千圓以下	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九萬圓以下	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
一萬圓以下	六,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	十萬圓以下	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
一萬五千圓以下	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	合計	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
二萬圓以下	九〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇	九〇〇,〇〇〇					

第二節 動態的觀察

本節に於ては主として保険契約の成立と消滅とに關して若干の觀察を試みることにする。但し開業以來各期の保険契約の申込みが實際如何に處置されたかの統計、各期毎月幾何の新契約を獲得したかの統計、各府縣に於て各期幾何の新契約を獲得したかの統計は既に載せて第九章第二節に在るを以て茲には説明を省略し、其他の事項に付てのみ記述する積りである。

第一 契約の消長

我社二十五年の業績の大觀は既に前章に表示せる如くである。即ち此間に於て受理したる契約の申込總數は二十七萬一千七百六十三人、三十萬七千六百七十件、七億五千二百六十三萬八千一百圓である。此内實際契約の成立したるもの二十三萬一千六百七人、二十五萬七千二百二十三件、五億八千二百六十四萬二千九百圓で、申込に對する契約成立の割合は人員に於て八割五分二厘、件數に於て八割三分六厘、金額に於て七割七分四厘となる。しかして之等の契約が第二十五期末までに如何なる消長を經たるかを示すために次に二表を掲載する。

第二 解約及び失效

茲に解約と稱するものは保險契約者が契約を解除するものを謂ひ、失效は契約者が保險料の支拂を怠りたるため約款の規定によつて契約の效力を失つたものを指すのである。

我社創業以來二十五年間に締結したる新契約總額五億八千萬圓の中、既に失效によつて一億圓、解約によつて一千萬圓を失つて居るが、前款に掲げた表からも判断し得る如く、所謂解約は新しい契約には餘りないが其代り年年絶えず同じ位現はれ、失效は之に反して契約後一年半以内に大多數が現はれ、三年も経過すれば非常に減少する。

失效と云ひ解約と稱するも共に保險本來の使命を完うせざるもので、保險者も契約者も共に尠からざる損失を蒙ることになるから、その防止に關しては我社は相當の苦心をして居る。しかし長い保險期間内には私經濟上に不測の變化を生ずる機會も相當多かるべく、従つて甚だ遺憾ではあるが、或程度までの保險契約の解除も亦止むを得ないであらう。

失效は單に契約者が解約の意思表示を明瞭にしなかつたに止まるだけで、解約たるには相違ないから、兩者に區別を措かず簡單のため解約なる一語を以て之を表はすこととする。今此語義に基き保險種類のみに著目して解約率を計算して見ると次の如くなる。

契約種類別解約率

種類	経過契約	解約	解約率
甲	11,780,000	1,060,000	0.0111
乙	14,740,000	1,080,000	0.0111
丙	14,740,000	1,080,000	0.0111
丁	14,740,000	1,080,000	0.0111
戊	14,740,000	1,080,000	0.0111
己	14,740,000	1,080,000	0.0111
壬	14,740,000	1,080,000	0.0111
子	14,740,000	1,080,000	0.0111
丑	14,740,000	1,080,000	0.0111
寅	14,740,000	1,080,000	0.0111
卯	14,740,000	1,080,000	0.0111

種類	経過契約	解約	解約率
甲	11,780,000	1,060,000	0.0111
乙	14,740,000	1,080,000	0.0111
丙	14,740,000	1,080,000	0.0111
丁	14,740,000	1,080,000	0.0111
戊	14,740,000	1,080,000	0.0111
己	14,740,000	1,080,000	0.0111
壬	14,740,000	1,080,000	0.0111
子	14,740,000	1,080,000	0.0111
丑	14,740,000	1,080,000	0.0111
寅	14,740,000	1,080,000	0.0111
卯	14,740,000	1,080,000	0.0111

件数 金額

此表で見ると、二十年拂済八十五歳満期の出世保險(卯)が最大の解約率を有し、これに亞ぐ高率のものも悉く出世保險であつて、養老保險よりも出世保險の方が好ましからざるやうに判断されるが、事實は必しもそうではない。蓋し前にも述べたやうに解約は契約後二三年間に大部分が現はれるのであるが、出世保險は其創始が最も新しく、最古の契約なりとも六年以上を経過して居ないから、従つて失效契約が甚だ多く、失效の殆どない非常に古い契約を有する養老保險に比して解約率の高かるべきは當然のことである。此點を一層

明瞭ならしむるために我社二十五年の経験に基く解約率を左に抄記する。

解約率 (件數)

年齢	甲	乙	丙	丁	戊	己	壬	子	丑	寅	卯
〇	0.11829	0.11791	0.11421	0.11821	0.11919	0.09299	0.11014	0.01829	0.02821	0.11014	0.11829
五	0.01821	0.01101	0.01281	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821
一〇	0.00821	0.01821	0.01100	0.01821	0.01821	0.01821	0.01100	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821
一五	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821
二〇	0.00821	0.00821	—	0.00821	—	—	—	—	—	—	—

解約率 (金額)

年齢	甲	乙	丙	丁	戊	己	壬	子	丑	寅	卯
〇	0.11029	0.10929	0.10829	0.10829	0.02821	0.02821	0.10829	0.01821	0.11829	0.11829	0.11829
五	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821
一〇	0.00821	0.00821	0.01100	0.01821	0.01821	0.01821	0.01100	0.01821	0.01821	0.01821	0.01821
一五	0.00821	0.01029	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821	0.00821
二〇	0.00821	0.00821	—	0.00821	—	—	—	—	—	—	—

右表を仔細に觀察すると、保険種類、経過年數によつて解約率に非常なる相違のあることが知られる。しかして解約率の特徴とも稱すべきは、種類の如何を問はず、概して等邊雙曲線的であることである。

第三 死亡の豫定と實際

生命保険が極めて科學的の事業であると稱せられる所以は、數學の一分科たる確率論に立脚し、統計の示す事實を考査し、所謂大數の法則に準據して權利と義務との金銭的關係を公平に且精細に算定するからである。

斯かる算定の基礎となるものは人の生存死亡の状態を明示する所謂死亡表であるから、死亡表の選擇は生命保険事業上非常に慎重にしなければならぬのである。被保險者の死亡率と一般國民の死亡率との間に可なり差異のあることは既に廣く認められて居る所であるから、我社も出來得るならば被保險者を觀察して作りたる死亡表即ち所謂經驗死亡表を用ひんと欲したのであるが、如何にせん創業當時我邦に於ては一の經驗表あるなく、先輩會社の殆ど全部は何れも英國十七會社表の如き外國の死亡表を用ひて居たので、止むなく矢野現社長は我國民を材料とする一の死亡表を作成して暫定的の意味で之を用ひ、其後再び官命によつて調製したる内閣統計局第二表に變更したことは前既に記述した通りである(一〇頁)。之等の死亡表が保險會社の豫定死亡表として極めて適切のものであるとは斷言し能はないが、尠くとも人種國土を異にする外國の死亡表より優るとも劣るものでないことだけは、次に掲ぐる豫定死亡及び實際死亡比較表から明言し得ると思ふ。

此表により概括的に論ずると、實際死亡は遙かに豫定の内に在つて國民死亡表を用ひたるために我社が決して不利益を受けて居ないことは明である。しかし仔細に之を見ると、男子と女子と死亡状態を同じうせず、女子の死亡が豫定を超過せること多く同時に其比率の振動の甚だ大なること、又男子に在つては比率の振動大ならざるも、第三期、第十七期、第十八期及び第二十二期の四期だけは可なりの狂ひを生じて居ること等の事實が認められる。女子の比率の振動の大なるは主として契約の少ないことによるものと考へられ、時に豫定を超過するは新契約の少いこと、男子死亡表を基礎としたことが一因であり、他は男子と同一の理由によると思はれる。男子の比率の狂ひに付ては後段述ぶる所によつて其理由が明瞭となるであらう。

第四 戦争及び變亂の影響

我社は開業後第二十五期末迄に日露日獨の二大戦争と、シベリヤ出兵とニコライエフスキの變亂とに遭遇して若干の死亡者を生じた。即ち日露戦争には第三期に七人九千圓、第四期に一人一千圓計八人一萬圓、日獨戦争には第十四期に一人一千圓、シベリヤ出兵中第十八期に五人七千圓の何れも戦死者があつた。しかして第十八期にはかの慘虐無道を極めた尼港に於ける變亂の結果二人八千圓の不幸なる犠牲を生じた。日獨戦争及び其以後の戦

死並に變亂の犠牲は、當時の會社の内容から見て實に輕微なる損害に過ぎなかつたが、日露戦争のみは甚しい影響を我社の成績の上に及ぼした。

我邦有史以來未曾有の大戦争たりし日露の役は、恰かも我社第二期の最中に起つたのである。さらでだに開業匆匆にして新契約の獲得意の如くならなかつた折も折、慄悍宇内に冠たるスラヴを敵とし國運を賭しての大戦が勃發したので、世を舉げて戦費の支出に追はれて又他を顧みるの遑なく、新契約は激減するの外無かつた。しかも一方被保險者の出征によつて前記の如く第三期に七人九千圓の戦死者を出した。今にして之を考ふれば人員も金額も全然問題とするに足らぬ位のものであるが、男子の経過契約一千九百三十八人、二百七十萬四千二百圓、其豫定死亡二十一人、二萬九千九百七十九圓なりし當時に在つては、此戦死は可なりの影響を豫定と實際との比率の上に及ぼしたことは否まれない。假りに七人九千圓の戦死と一人六千圓の戦地病死者が第三期に起らざりしものとすると、實際死亡の豫定死亡に對する百分率は人員に於て四七・三、金額に於て三六・七となり、第三期前後の比率に對して恰好の數字となつて居る。斯く觀察すると第三期の豫定と實際との比率の狂ひは全く日露戦争の影響によると云ふの外はないであらう。日獨戦争及びシベリヤ出兵の戦死並に尼港事變の横死者は殆ど死亡率に影響を及ぼして居ないから其記述は省略する。

第五 世界的流行性感胃の影響

世界戦争が人命と財産とに及ぼした損害は筆舌のよく盡す所ではないが、此戦争の真直中に世界の隅隅までも突撃して極度の不安と絶大の脅威とを世人に與へた強敵は、初めスペイン風と呼ばれ、後、世界的流行性感胃と稱せらるるに至りし悪疫であつた。

我邦は幸にして四面環海の孤島であるから、此強敵の侵入を或は免れ得んかとの僥倖を萬一に期してゐたが、遂に大正七年の末頃より一瀉千里の勢を以て強襲し來り、實に未曾有の慘劇を演じた。これがため我社の被保險者にして鬼籍に入りしもの陸續として跡を絶たず、無慮二百六十人、四十二萬一千圓の多きに上つた。これを大體官府統計慣用の地方別に表示すれば左の如くである。

流感死亡地方別統計表

地方	第十期		第十一期		第十二期	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
北海道	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
東北	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
関東	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
北陸	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
東海	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
近畿	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
中国	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
九州	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
支那	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
朝鮮	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
支那	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
其他外國	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
合計	10,000	20,000	10,000	20,000	10,000	20,000

地方	第十期		第十一期		第十二期	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
東山	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
近畿	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
中国	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
九州	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
支那	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
朝鮮	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
支那	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
其他外國	1,000	2,000	1,000	2,000	1,000	2,000
合計	10,000	20,000	10,000	20,000	10,000	20,000

備考
 東北 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 北陸 新潟、富山、石川、福井
 東山 山梨、長野、岐阜
 近畿 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国 鳥取、島根、岡山、廣島、山口

死亡歩合の平均以上なる地方を見ると、第十七期に於ては中國、支那以外の外國、東山、九州、近畿、北陸、第十八期に於ては臺灣、北陸、朝鮮、支那、中國、九州の順序となつて居る。即ち氣候の溫暖なる地方必しも其厄を免れず、寒威の激甚なる地方にして平均以下に位するものもあり、斯病流行性の如何に猛烈なりしかを推知せしめる。此惡影響は第

十七期の豫定死亡三百七十三人、六十九萬二千四百八十四圓に對し四百十四人、七十七萬七百五十八圓、第十八期の豫定死亡四百七十五人、九十二萬二千八百八十三圓に對し五百十八人、壹百萬四千二百四十七圓の實際死亡となつて表はれた。即ち豫定死亡一〇〇に對する實際死亡の比率は人員に於て第十七期一一〇・九、第十八期一〇九・二で、斯かる不良の成績は我社二十五年の経験に於て曾て無き所である。若し假りに之等の流感死亡が無かりしものとすれば、比率は第十七期八二%第十八期七七%となる。

第六 關東震災に因る死亡

第二十二期の實際死亡と豫定死亡との比率が、人員に於て一〇八・三%金額に於て九六・九%となり異常の數字を示して居るのは、當期の第一日たる大正十二年九月一日關東地方に突發した大震のため、東京横濱の二大都市を中心として多くの被保險者が横死したためである。若し震災死亡者百五十五人三十八萬三千三百六十圓を控除すると、死亡の割合は豫定の一〇〇に對し人員九二・九、金額八〇・三となり正常の型を示すこととなる。

關東大地震は其強さに於て古今未曾有のものとは云ひ得ないにしても、人と財とに及ぼした損害に至つては實に記録を破つたものと云はなければならぬであらう。斯かる災害は度度起り得るものではないだけに其経験は極めて貴重のものである。茲を以て我社の鈴木

アクチュアリーは日本アクチュアリー會に於て詳細なる震災統計を發表し、其講演は「第一生命保險會社の経験より見たる震災」と題し、保險學雜誌第三〇二號に掲載されて居る。茲に其全文を轉載するは紙面の許さざる所なるを以て重要な點のみ若干抄録することとする。

(一) 震災の分布

我社の被保險者が震災のために死亡したのは、事實上、東京府及び神奈川縣であつて、他には千葉縣に於ける死亡が二人あるに過ぎない。これを列記すると

東京府	一一八件	九九人	二二九、八〇〇・〇圓
神奈川縣	五九件	五四人	一四九、五六〇・三一圓
千葉縣	二件	二人	四、〇〇〇・〇圓

である。千葉縣の二人は暫く之れを措き、東京府及び神奈川縣に付いて震災當日の被保險者の比率を求めると、東京府九一に對し神奈川縣は九の割合である。然るに震災死亡者の比例は東京府六五に對し神奈川縣三五である。勿論湘南地方には他府縣より一時的に入り込んで居た人も多くあるべく、且其等の人人の内にて不慮の最期を遂げた者の尠からざることとは考慮の中に入れなければならぬが、それにしても

神奈川縣が東京府に比して震災の程度の甚しかつたことは以上の數字からでも推察するに餘りあることと思ふ。

(二) 震災死亡の分類

震災死亡を直接の原因に應じて分類することは望ましいことであるが、到底完全を期し難きは自明の理であらう。假りに茲に家の焼跡から焼死體が出て來たとせよ、之れ果して焼死なりや將た壓死なりやは、解剖上の所見に徴し、法醫學的に研究吟味し、なほ且的確に斷定するに困難を感ずる場合が有り得やう。況んや炎天の下、餘震頻りに起り劫火なほ空を燒くの時、辛じて收容し得たる死體に付いて、審に其死因を究むる能はざるべきは、何人も之れを承認するに異議なき所であらう。されば水中に於ける焼死者も恐く水死者と報告さるべく、火の迫るに先き立つて死亡したる人も被服廠跡に於ては焼死者と見なされて居るであらう。斯かることは到底死亡書類に依つても將た會社の窓口に於ても詳細に知り得る所ではない。實際我社の震災死亡者は僅に百五十五名の小數に過ぎないのであるけれども、其調査はしかく簡單な者では無かつた。

死因の分類は先づ焼死、水死、壓死、負傷後の死亡(以下單に傷死と呼ぶ)及び其他

燒死	水死	壓死	傷死	不明	合計
七七	八	二九	五	三六	一五五

となる。比較に便するために百分比を取れば

燒死	水死	壓死	傷死	不明	合計
四九・六八	五・一六	一八・七一	三・二三	二二・二三	二二・二三

となる。

燒死が殆ど半數を占めて居るのは、東京本所の被服廠跡の慘死者が餘りに多かつたためである。試みに東京府及び神奈川縣の統計を別別に示すと兩地方に於ける特異點が明に浮び出す。

東京府震災死亡分類

實數	燒死	水死	壓死	傷死	不明	合計
七四	七四	八〇	九〇	三〇	五〇	二二四
比例	七四・七五	八〇・八	九〇・九	三〇・三	五〇・五	二二四・九

神奈川縣震災死亡分類

實數	燒死	水死	壓死	傷死	不明	合計
比 例	五・五六	三	一一	(一一)一八	(一〇)二	(二)三一
			三三・三三	三七〇	五七・四一	(二四)五四
						一〇〇

右の表中括弧で包んだ數字は、東京府に於ては東京市以外に於ける死亡者數、神奈川縣に於ては横濱市以外に於ける死亡者數を意味する。

茲に特に注意すべきは神奈川縣に於ける死因分類に「不明」なる者の過半數を占めて居ることこれである。蓋し横濱市長の死亡證明書には「九月一日震災に因る死亡」と印刷され其詳細の死因は關係者の口より聞くので無ければ明瞭しないのであるが、我社は横濱市に支店は勿論支部も設置して居ないので、關係者に面接すること稀なる仕儀から、遺憾ながら横濱市長の證明した死亡は殆ど全部「不明」の分類中に入るの止むを得ざるに至つたのである。

斯かる意味に於ける「不明」の分を暫く除外して東京府神奈川縣兩者を比較する時、何人も明に認識する筈である點は、東京府に於て全數の四分の三弱が燒死者なるに壓死者は十分の一にも充たざること、又之れに反し神奈川縣では四分の三強が

壓死者であるのに燒死者は十分の一に過ぎざること之れであらう。

(三) 震災と性との關係

震災死亡と性との間に如何なる關係があるかは、生命保険に在つては危険選定上に於て、又一般社會に在つては諸種の施設上に於て、頗る重要な問題と云はなければならぬ。

我社の經驗に依れば、東京府に於ては

男子 六九人 其保險金額 一八九,三〇〇・〇〇圓
 女子 三〇人 其保險金額 四〇,五〇〇・〇〇圓

の死亡で、男女の割合は

男子 七〇 女子 三〇

である。神奈川縣に於ては

男子 三六人 其保險金額 一二三,五六〇・三一圓
 女子 一八人 其保險金額 二六,〇〇〇・〇〇圓

で、女子の死亡は正に男子の死亡の半分で、兩者の割合は

男子 六七 女子 三三

となつて居る。之れに千葉縣の死亡男子二人其保險金額四千圓を加算すると、震災全區域に於て

男子	一〇七人	其保險金額	三一六、八六〇・三一圓
女子	四八人	其保險金額	六六、五〇〇・〇〇圓
となり、震災死亡被保險者の性的比率は			
男子	六九	女子	三一
である。			

然るに大正十二年九月一日即地震當日現在の我社の被保險者總數の性的比率はである。此比率は全國に散在する被保險者全部に付ての者であるけれども、我社の被保險者の約二割は東京府、神奈川縣及び千葉縣に住して居る事實を併せ考へると、特殊の事情の存在せざる限り之等震災地方に於ける男女の比率も亦全國の夫れに近似せる者と見て大差は無い筈である。

震災地方の男女の割合が前述の如く八四と一六であつて、且震災被害が男女同様であると假定するならば、我社の女子被保險者は二十五人の死亡を以て足る筈であ

る。然るに實際は四十八人の死亡者を出して居るので、女子は男子に比して約二倍の震災危険に曝されたこととなる。茲に男女各別に死因を分類し、其百分比を求めると

	男	子	婦	死	水	死	傷	死	不	明
男	子			五〇・四七		三七・四		一九・六三		二・八〇
女	子			四七・九二		八・三三		一六・六七		四・二七
										二・三三
										二・二九

なる結果となる。此中に於て男女間に著しい相違があると認められる者は水死と傷死とである。即ち此二者は比率に於て女性に著しく多く其他は大同小異である。

(四) 震災死亡と年齢

震災に因する死亡が男女同様でなく特に女子に多かつた事は、弱き者がより多く倒れたことを意味するものと解釋することが出来やう。果して然らば年齢の多少が震災死亡に當然關係あることは推察するに難く無い筈である。

我社の経験によると震災死亡者全體の年齢別統計は左表の如くである。

年齢	二〇—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五一—五五	五六—六〇	六一—六五	六六—七〇	七一—七五	七六—八〇	八〇以上
死亡数	四	二	一五	一五	二八	二二	一八	一八	一六	九	四	一	三

此表のみを以てしては年齢と震災死亡との關係が明瞭で無いから、便宜上特に男子のみを抽出して各年齢階級に對する百分比を計算して見れば次の如き結果となる。

年齢	二〇—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五一—五五	五六—六〇	六一—六五	六六—七〇	七一—七五	合計
年 数	〇・九	一九	八四	九三	一七八	一五九	二二二	二〇三	一一二	五六	二八	〇・九
百分比	〇・九	一九	八四	九三	一七八	一五九	二二二	二〇三	一一二	五六	二八	〇・九

元來、震災死亡は天壽を全うした死亡では無いので、地震さへ無ければ生存し得た人であるから、震災當日に於ける被保険者に對比して見ると震災と年齢との關係が一目瞭然たる筈である。若し年齢に關係なき者ならば死亡者の年齢階級別百分比と震災地域に於ける被保険者全體の年齢階級別の百分比とは平行すべきであらう。震災當日に於ける我社の男子被保険者全體の年齢別の概算の調査から各年齢階級に對する百分比を算出すると

年齢	二〇—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五一—五五	五六—六〇	六一—六五	六六—七〇	七一—七五	合計
年 数	二・一	四・二	九・二	一六・六	三〇・八	一九・二	一三・二	八・〇	三・八	一・七	〇・五	〇・二
百分比	二・一	四・二	九・二	一六・六	三〇・八	一九・二	一三・二	八・〇	三・八	一・七	〇・五	〇・二

となる。震災地域と全國と被保険者の年齢分布が著しく異なつて居るとは容易に考へられないから、假りに百分率は震災地域にも適用し得るものと定むれば、震災死亡が年齢に關係することの重大なるを思はしむる者がある。即ち四一—四五歳階級

までは各階級を通じ、死亡者の百分比現存被保険者に比して著しく低きに、四六歳以上の年齢階級に於ては各階級を通じ全然反對の現象を示して居る。之れやがて老年者が特に多く災せられた者と解釋すべきでは有るまいか。終りに震災死亡を諸種の方面から觀察した統計表を掲げて置く。

第一表 東京府男子年齢別死因別統計

死因	年 数	二〇—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五一—五五	五六—六〇	六一—六五	六六—七〇	七一—七五	合計
船死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
壓死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 括弧中の数字は東京市以外の死亡数を示す

第二表 東京府女子年齢別死因別統計

死因	年 数	二〇—二五	二六—三〇	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六—五〇	五一—五五	五六—六〇	六一—六五	六六—七〇	七一—七五	合計
船死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溺死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三表 神奈川縣男子年齢別死因別統計

年齢	死因	件数				
		合計	不明死	傷死	歴死	水死
10-14	死	1	1	1	1	1
15-19	死	1	1	1	1	1
20-24	死	3	3	1	1	1
25-29	死	1	1	1	1	1
30-34	死	6	3	3	1	1
35-39	死	5	5	1	1	1
40-44	死	8	5	3	1	1
45-49	死	4	1	3	1	1
50-54	死	4	2	2	1	1
55-59	死	1	1	1	1	1
60-64	死	1	1	1	1	1
65-69	死	1	1	1	1	1
70-74	死	1	1	1	1	1
合計	合計	56	31	21	11	11

備考 括弧中の数字は横濱市以外の死亡者数を示す

第四表 神奈川縣女子年齢別死因別統計

年齢	死因	件数				
		合計	不明死	傷死	歴死	水死
10-14	死	2	1	1	1	1
15-19	死	1	1	1	1	1
20-24	死	3	1	2	1	1
25-29	死	3	1	2	1	1
30-34	死	3	1	2	1	1
35-39	死	2	2	1	1	1
40-44	死	1	1	1	1	1
45-49	死	2	2	1	1	1
50-54	死	1	1	1	1	1
55-59	死	1	1	1	1	1
60-64	死	1	1	1	1	1
65-69	死	1	1	1	1	1
70-74	死	1	1	1	1	1
合計	合計	28	19	16	12	12

外に千葉縣に歴死二人あり年齢は五八歳及四二歳である。

第五表 金額別統計

金額	件数
五百圓以下	三
一千圓以下	八六
二千圓以下	二九
五千圓以下	二三
一萬圓以下	一一
二萬圓以下	二
三萬圓以下	一

第七 保險の種類と死亡との關係

古來歐米に於て保險料の最も低廉なる種類の保險とその最も高額なる種類の保險とは中間のものに比して死亡率が高いと云はれて居た。斯かることの我邦にも見られ得る現象なるや否やを確むるために保險種類別による死亡率を算出すると

種類別死亡率表

種類	經過契約	死亡	死亡率
甲	二七六六	一七〇	〇・〇一七
乙	三三〇〇	一八	〇・〇〇五
丙	一七〇〇	一八	〇・〇一
丁	一七〇〇	一八	〇・〇一
戊	一七〇〇	一八	〇・〇一
己	一七〇〇	一八	〇・〇一
壬	一七〇〇	一八	〇・〇一
子	一七〇〇	一八	〇・〇一
丑	一七〇〇	一八	〇・〇一
寅	一七〇〇	一八	〇・〇一
卯	一七〇〇	一八	〇・〇一

種類	經過契約	死亡	死亡率
甲	二六九六	二〇	〇・〇〇七
乙	三三〇〇	一八	〇・〇〇五
丙	一七〇〇	一八	〇・〇一
丁	一七〇〇	一八	〇・〇一
戊	一七〇〇	一八	〇・〇一
己	一七〇〇	一八	〇・〇一
壬	一七〇〇	一八	〇・〇一
子	一七〇〇	一八	〇・〇一
丑	一七〇〇	一八	〇・〇一
寅	一七〇〇	一八	〇・〇一
卯	一七〇〇	一八	〇・〇一

死亡数の少ないものは比率の恒常性が非常に乏しいものであるから、被保険者一千人以上保険金額二百萬圓以上の死亡者を有する甲丙丁壬の四種類に付て考察する。今同一年齢で同一保険金額なりとして保険料の少額のものより排列すると甲丁壬丙の順序となる。即ち料金の最も低きは甲で、最も高きは丙であるが、此兩者の死亡率は中間のもの死亡率を遙かに超過せるの事實を認めることが出来る。しかし後款に於て明なる如く、死亡率は年齢によつて相違し、年齢同一ならば保険契約締結後の経過年數によつて相違するものである。此事を考慮に入れずしては死亡率の高低を比較するも殆ど無意味となる。よつて先づ右に述べた四種類に付て経過年數別に死亡率を計算すると次表の如くなる。

此表によつて考察しても尙前に述べた通り甲と丙との死亡率は殆ど例外なく丁と壬との死亡率より高くなつて居る。残る問題は唯年齢の分布状態が此四種類の間に非常なる差違を示すや否やの一點である。保険年齢の最高限度が甲六十歳、丙五十五歳、壬五十歳、丁四十五歳なる關係上、甲と丙との被保険者は概して丁と壬とよりも年齢の高い傾向を有するは事實であるが、大體的には前者の死亡率は後者の夫れより高いと認むべきが如くである。

契約種類別経過年數別死亡率

年數	件數				金額			
	甲	丙	丁	壬	甲	丙	丁	壬
0	0.005624	0.005247	0.005111	0.005111	0.005247	0.005111	0.005111	0.005111
1	0.005247	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
2	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
3	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
4	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
5	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
6	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
7	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
8	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
9	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
10	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
11	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
12	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
13	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
14	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
15	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
16	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
17	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
18	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
19	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
20	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
21	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
22	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
23	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
24	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
25	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
26	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
27	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
28	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
29	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
30	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
31	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
32	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
33	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
34	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
35	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
36	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
37	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
38	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
39	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
40	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
41	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
42	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
43	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
44	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
45	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
46	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
47	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
48	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
49	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111
50	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111	0.005111

る。これ他の文明國には殆ど見られない現象であつて、我國民の大に戒心を要する所である。近年聲を大にして結核撲滅を絶叫して居る人もあり、其運動も幾分緒に就いて居る様であるが、斯病の勢力は中中衰退を來さず、寧ろ年と共に青壯年期の人をより多く奪ひつゝあるかの疑は、左の表によつて頗る濃厚となる。

男子被保險者結核死亡年齢別統計表

死亡年齢	第一期 第五期		第二期 第一〇期		第三期 第一五期		第四期 第二〇期		第五期 第二五期	
	總死亡	死亡	總死亡	死亡	總死亡	死亡	總死亡	死亡	總死亡	死亡
十歳以下										
十一歳以下										
十二歳以下										
十三歳以下										
十四歳以下										
十五歳以下										
十六歳以下										
十七歳以下										
十八歳以下										
十九歳以下										
二十歳以下										
二十歳以上										
合計										

數に於て結核に亞ぐ死因は、男子に在つては腦溢血、癌腫及び其他の惡性腫瘍、腎臟炎、腸チフス、バラチフス、肺炎、氣管支肺炎となり、女子に在つては癌腫及び其他の惡性腫瘍、腎臟炎、肺炎、氣管支肺炎、妊娠分娩に因する疾患、腸チフス、バラチフス、流行性感冒、腦溢血の順となつて居る。

次に死亡を月別に觀察して見ると

死亡人員月別統計表

月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
人員	八三人	七五人	七五人	七六人	七六人	七六人	七六人	八三人	八三人	七五人	七五人	七六人	八八八人

となるが、各月の日數は必しも同一でなく、殊に九月には關東震火災に因る死亡が百五十五人含まれて居て甚しく均衡を缺ける關係上、此表だけから割合上何れの月が最も多くの死亡者を出すかを見ることが出來ない。よつて特に關東震火災に因る死亡だけを控除し、爾餘のものを開業後の總日數に割り當て、一日の平均死亡數を算出し、これと各月の平均一日の死亡數との比率を求めると次の結果となる。

重要死因別疾病經過統計表 其二 (女)

死因	經過										合計
	一箇月以下	二箇月以下	三箇月以下	四箇月以下	五箇月以下	六箇月以下	一年以下	一年以上二年以下	二年以上三年以下	三年以上	
腸チフス・パラチフス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
肺結核	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
其他の結核	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
癌腫及其他的悪性腫瘍	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
脳溢血	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
肺炎・管氣支肺炎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
腎臓	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
妊娠分娩に因する疾患	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100

これに依つて見ると、最も慢性的のものは肺結核、癌腫、腎臓炎等で、腸チフスも亦極めて少數のものは慢性となつて居る。しかし右の數字からだけでは何れの疾患に因る死亡も六箇月以内に死の轉歸をされるもの多く、慢性的の結核の如きですら、全數の六割が一箇年以内に斃れ、此四割が又六箇月以内に終焉を告ぐるの觀を呈して居る。

被保險者の選抜は、醫師の注意深き診査によつて決定されるのであるから、急性疾患又は外襲に因るものの外、契約後短日月の間に死亡者を出さざるを理想とするのであるが、實際に於ては諸種の疾患に基く短期死亡が相當多く計上される。仍つて今契約後三年未満の死亡を短期死亡と看做し、其死因を探ぐるために左の一表を掲げる。

死因別短期死亡統計表

死因	未一年			(1)合計	未二年			(1)合計	未三年			(1)合計	合計	の(1)と(2)の比
	未一年	未二年	未三年		未一年	未二年	未三年		未一年	未二年	未三年			
腸チフス・パラチフス	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
流行性感冒	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
肺結核	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
其他の結核	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
梅毒	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
其他の傳染病	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
癌腫・其他的悪性腫瘍	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
脚氣	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
糖尿病	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
其他の全身病	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
脳溢血	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
精神病	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
痲痺	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
存続	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
其他の神経系の疾患	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
心臓瓣膜の疾患	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
其他の心臓の疾患	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
動脈の疾患	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
其他の血行器の疾患	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100
肺炎・氣管支肺炎	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	3	100

短期死亡の死因を其絕對數の大なるものより掲げると、肺結核、腸チフス・パラチフス、肺以外の結核、肺炎氣管支肺炎、外傷、腦溢血、癌腫及び其他の惡性腫瘍、腎臟炎、流行性感胃等となる。しかし短期ならざる死亡をも同時に考へ兩者の比率を見なければ、割合の上にて何れの病氣が最も多く短期死亡を生ずるものなるかを判斷することが出来ない。よつて斯かる率を算出して考察すると、妊娠分娩に因する短期死亡が最も著明となる。新契約は若き婦人に多く、しかして妊娠分娩に因る死亡が又若き人人に多いのであるから、此原因からの短期死亡が比較的多かるべきは推察し得ることであるが、それにしても尙道德的危險或は自己選擇の存在を疑はしむ。

割合の上では大であつても、絕對數が小であれば、會社の受ける損害は重大でないから、全死亡者が百人以上なる死因のみに就て短期死亡歩合の大なるものより列記して見ると、腸チフス・パラチフス、腦膜炎、表に列舉以外の傳染病、脚氣、肋膜炎、盲腸炎、肺以外の結核、腹膜炎等の順序となり、逆に短期死亡歩合の最少なるものより列記すると麻痺狂、癌腫及び其他の惡性腫瘍、腦溢血、心臟瓣膜の疾患、腎臟炎、胃潰瘍、表に列舉以外の呼吸器病、精神病等の順序となる。概して言へば、短期死亡は傳染性の疾患に因するもの多く、然らざる場合と雖も急性的又は突發的の疾患であり、所謂短期ならざる死亡は極めて

慢性的のものなるか、或は老年者に多き性質の疾患であるから、我社の醫的選擇は頗る良好であると云ひ得やう。

第三節 血 壓

生命保險診査に血壓測定を應用し始めたのは約二十年前のこと、當初に於ては血壓の測定を必要と認めたる場合に限り、特に之を診査醫に依頼するに過ぎなかつたのである。然るに千九百十二年北米のフイッシャー博士がノースウエスターン生命保險相互會社の材料に基き第一回調査報告をなし、持續的高血壓者は死亡率高くして、血壓と死亡率とは正比例的關係にあることを公表して以來、續續多數の研究報告が發表され、益々博士の主張が確證せられるに至り、遂に血壓は壽命判定上不可缺の要素なりとし、生命保險會社の多くは之が測定を實施するに至つたのである。

我邦に於て生命保險診査に血壓測定を一般的に行ふに至つたのは極めて最近の事に屬し、實に我社が其嚆矢をなしたのである。即ち大正元年頃石岡醫長が獨逸留學中、野間醫長代理に委嘱して血壓測定の実行せしめたるに始る。併し當時の血壓計はリパロッチ式にして、極めて携帯不便のものなりしを以て、一時之を中絶するの止むなきに至つたが、大

正六年末に至り輕便なる米國製血壓計輸入せられたるがために、大正七年六月再び之が使用を奨励し、且其測定方法も最初は觸診法に依りたるも、漸次聽診法に改め、大正九年頃より全部聽診法に依らしめることとした。而して大正十年四月石岡醫長は「被保人の血壓に就て」と題し、我社の被保険者男子三千七百四十八人、女子七百八十九人を材料とした血壓の平均常價を調査公表した(保險醫學雜誌 第九十八號參照)。しかし當時の材料比較的少數なりしのみならず、最初觸診法に依り後聽診法に改めたる結果、其正確を期する上に於て多少遺憾の點があつた。仍つて更に其調査を繼續し、大正十年二月より大正十四年八月に至る約五年間に契約せる被保険者中、男子三萬一千七百八十九人、女子五千百三十九人を材料として算出したる結果を、再び大正十五年四月日本保險醫學協會の第二十五回定時總會の席上、「血壓常價」と題して發表した。次で大正十四年九月より昭和二年八月に至る二年間に契約せる被保険者男子二萬七千四百二人、女子三千八百五十六人を材料として第三回の調査をなしたるが、その結果は前回に比し大差がない。

抑も血壓は上昇するに従ひ壽命の保續に危險なる影響を遞増することは諸家の示す所なるも、血壓の正常範圍即ち幾耗以内を生理的とし幾耗以上を病的と斷すべきかに就ては未だ決定的の結論に達して居ない。しかして血壓測定は、技術上相當の熟練を要し、其巧拙

の間には可なりの相違を生ずべきは論を俟たないから、全國に散在する我社四千の囑託醫の測定によるよりも、我社直屬の診查醫の測定した材料を用ひる方が統計の正鵠を期する上に於て優るものあるを信ずる。此見地に立つて更に大正十四年九月より昭和二年八月に至る二年間の被保険者中、社醫の診查に係るもの材料に基き第四回の調査を爲したが其血壓平均常價は次の通りである。固より材料少數なるを以て尙他日の調査に待つべきも、常態的血壓の大體の趨勢を察知するに難くはない。尙血壓測定法は全部聽診法にして、擴張時壓(A)及び(B)は夫々第四點變音と第五點消失音とを測定したものである。

年齢別血壓平均表 (社醫)

自大正十四年九月至昭和二年八月
男子九、〇八二人 女子一、三二四人

年齢	人		收縮時壓		擴張時壓(A)		擴張時壓(B)		脈	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一〇	四	三	九七	九四	九七	九四	九七	九四	九七	九四
一一	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇
一二	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇
一三	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇
一四	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇
一五	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇
一六	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇
一七	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇
一八	三	二	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇	九三	九〇

本表血圧平均値を從來のものに對照するときは、次表の如く稍著明の相違がある。即ち本邦人血圧は歐米人に比し二乃至三耗低位にありとされたるも、本調査の結果は壯年期に於ては反對に歐米人より一乃至二耗高く、四十五歳頃より一乃至二耗低い。

五五	五〇	四五	四〇
五九	五四	四九	四四
五八	五三	四八	四三
五七	五二	四七	四二
五六	五一	四六	四一
五五	五〇	四五	四〇
五四	四九	四四	三九
五三	四八	四三	三八
五二	四七	四二	三七
五一	四六	四一	三六
五〇	四五	四〇	三五
四九	四四	三九	三四
四八	四三	三八	三三
四七	四二	三七	三二
四六	四一	三六	三一
四五	四〇	三五	三〇
四四	三九	三四	二九
四三	三八	三三	二八
四二	三七	三二	二七
四一	三六	三一	二六
四〇	三五	三〇	二五
三九	三四	二九	二四
三八	三三	二八	二三
三七	三二	二七	二二
三六	三一	二六	二一
三五	三〇	二五	二〇
三四	二九	二四	一九
三三	二八	二三	一八
三二	二七	二二	一七
三一	二六	二一	一六
三〇	二五	二〇	一五
二九	二四	一九	一四
二八	二三	一八	一三
二七	二二	一七	一二
二六	二一	一六	一一
二五	二〇	一五	一〇
二四	一九	一四	〇九
二三	一八	一三	〇八
二二	一七	一二	〇七
二一	一六	一一	〇六
二〇	一五	一〇	〇五
一九	一四	〇九	〇四
一八	一三	〇八	〇三
一七	一二	〇七	〇二
一六	一一	〇六	〇一
一五	一〇	〇五	〇〇

三五	三〇	二五	二〇	一五
三九	三四	二九	二四	一九
三八	三三	二八	二三	一八
三七	三二	二七	二二	一七
三六	三一	二六	二一	一六
三五	三〇	二五	二〇	一五
三四	二九	二四	一九	一四
三三	二八	二三	一八	一三
三二	二七	二二	一七	一二
三一	二六	二一	一六	一一
三〇	二五	二〇	一五	一〇
二九	二四	一九	一四	〇九
二八	二三	一八	一三	〇八
二七	二二	一七	一二	〇七
二六	二一	一六	一一	〇六
二五	二〇	一五	一〇	〇五
二四	一九	一四	〇九	〇四
二三	一八	一三	〇八	〇三
二二	一七	一二	〇七	〇二
二一	一六	一一	〇六	〇一
二〇	一五	一〇	〇五	〇〇
一九	一四	〇九	〇四	〇〇
一八	一三	〇八	〇三	〇〇
一七	一二	〇七	〇二	〇〇
一六	一一	〇六	〇一	〇〇
一五	一〇	〇五	〇〇	〇〇
一四	〇九	〇四	〇〇	〇〇
一三	〇八	〇三	〇〇	〇〇
一二	〇七	〇二	〇〇	〇〇
一一	〇六	〇一	〇〇	〇〇
一〇	〇五	〇〇	〇〇	〇〇
〇九	〇四	〇〇	〇〇	〇〇
〇八	〇三	〇〇	〇〇	〇〇
〇七	〇二	〇〇	〇〇	〇〇
〇六	〇一	〇〇	〇〇	〇〇
〇五	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇四	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇三	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇二	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇一	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

收縮時 壓

年 齡	第一回調査	第二回調査	第三回調査	第四回調査(社醫)	メトロポリタン生命保險會社	紐育生命保險會社	ハンター氏
一〇—一四	102	100	101	101	101	101	101
一五—一九	103	100	101	101	101	101	101
二〇—二四	103	100	101	101	101	101	101
二五—二九	103	100	101	101	101	101	101
三〇—三四	103	100	101	101	101	101	101
三五—三九	103	100	101	101	101	101	101
四〇—四四	103	100	101	101	101	101	101
四五—四九	103	100	101	101	101	101	101
五〇—五四	103	100	101	101	101	101	101
五五—五九	103	100	101	101	101	101	101
六〇	103	100	101	101	101	101	101

擴張時 壓

年 齡	第一回調査	第二回調査	第三回調査	第四回調査(社醫)	メトロポリタン生命保險會社	紐育生命保險會社	ハンター氏
一〇—一四	102	100	101	101	101	101	101
一五—一九	103	100	101	101	101	101	101
二〇—二四	103	100	101	101	101	101	101
二五—二九	103	100	101	101	101	101	101
三〇—三四	103	100	101	101	101	101	101
三五—三九	103	100	101	101	101	101	101
四〇—四四	103	100	101	101	101	101	101
四五—四九	103	100	101	101	101	101	101
五〇—五四	103	100	101	101	101	101	101
五五—五九	103	100	101	101	101	101	101
六〇	103	100	101	101	101	101	101

第四回調査の結果に基き年齢、性及び飲酒と血圧との關係等に就き説明すれば次の如くである。

一、年 齡

血圧は年齢の増加に伴ひ上昇するは既に判明せる事實であるが、其上昇の割合を前掲年齢別血圧平均表に數學的整頓を施したものとより算出すると次の如くなり、年齢によつて緩急の相違あることが認められる。

年 齡 別	收縮時 壓 (男)	收縮時 壓 (女)	擴張時 壓 (男)	擴張時 壓 (女)
一〇—二〇	二二	一九	二七	二二
二一—三〇	三三	二〇	三〇	二二
三一—四〇	三三	二二	三三	二二
四一—五〇	三八	二二	三七	二二
五〇以上	六一	三八	六四	四八
一〇—六〇	三三	二二	三五	二二

右諸表の示すが如く收縮時壓、擴張時壓、脈壓は十歳より五十九歳に至る間に於て男女共に稍相似たる増加を示し、十歳より二十歳に至る迄は急勾配を以て上昇し、夫れより三十歳に至る迄は同一程度に止まり、三十歳を超ゆるに従つて再び甚だ緩漫なる上昇を始め、四十歳頃より漸次勾配の度を増せるも、女子は男子より其度稍強く、五十歳頃より遂に男子を凌駕して居る。要するに血圧の上昇は青少年期、成人期、老人期に於て其状況を異に

するものと云ふべきである。

二、性

女子は男子より一般に低位にあり、即ち五歳別平均に依れば、收縮時壓に於て二乃至八耗(平均四・六耗)、擴張時壓(B)に於て一乃至三耗(平均二耗)、脈壓に於て一乃至五耗(平均三耗)低く、二十歳乃至四十歳間が最も著しく、約七耗低い様である。尙五十歳より女子が男子を凌駕せるは本來の状態なりや否やに就ては、材料少數なるを以て他日の研究に待たねばならぬが、月經閉止に何等かの關係を有せるやの疑がある。しかして男女兩性共に十歳より十四歳迄は平均一〇二耗程度の血壓状態であるが、十五歳に至る一箇年間に於て著しく上昇し、各十耗以上と云ふ急激なる變化を示して居る。この劃區的血壓の變化は春機發動の結果と考ふべきものであらう。

三、擴張時壓(A)(B)の差

擴張時壓の第四點と第五點との差は男子は平均五・四耗、女子は平均五・三耗を示し、略同様である。

四、偏差

各年齢の血壓平均は前述の如くであるが、生理的影響の範圍と認むべき血壓の變化、換

言せば普通健康體に於ける血壓の最高最低の限度を識るは、被保人採擇上重要である。前述のフィッシュヤリ氏、マッケンジイ氏、ワロゲネン氏其他によれば、收縮時壓の最大最小限度は平均血壓の上下に各一五耗を加減したものと主張せるが、其根據は不明瞭である。第四回調査の偏差を算出すると次の如き結果となる。

年齢	收縮時壓		擴張時壓(A)		擴張時壓(B)		脈壓	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一〇—一四	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
一五—一九	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
二〇—二四	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
二五—二九	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
三〇—三四	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
三五—三九	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
四〇—四四	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
四五—四九	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
五〇—五四	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四
五五—五九	〇〇	〇〇	九〇	八八	九〇	八八	二四	二四

右の結果によれば、邦人血壓の最大最小の偏差は男女共に略同様にして、大體收縮時壓及び擴張時壓は一〇耗、脈壓は一五耗で、之を利用して或程度まで血壓の標準常價を推定することが出来やう。茲に一言注意すべきは、脈壓の偏差が頗る大なることである。これ脈壓は互に獨立の關係にありと見らるる二觀測値の差なるを以て、其偏差は誤差論上の定

理により、各觀測の偏差の自乗平均の平方根となるからである。

五、各血壓相互の關係

フォート氏は多數の健康者を調査したる結果、收縮時壓、擴張時壓(第五點)、脈壓の相互の關係は三、二、一の割合なりとして居る。例へば收縮時壓一二〇耗ならば、擴張時壓八〇耗、脈壓四〇耗といふ類である。本調査によると邦人のこの比率は左表の如く男女殆ど同一にして、收縮時壓二・五耗、擴張時壓(第五點)一・五耗、脈壓一・〇耗の割合となる。故に邦人は歐米人に比し擴張時壓が低いと云ひ得る。

各壓間相互關係

年 齡	收縮時壓		擴張時壓(A)		擴張時壓(B)		脈 壓	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一〇—一四	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
一五—一九	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
二〇—二四	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
二五—二九	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
三〇—三四	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
三五—三九	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
四〇—四四	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
四五—四九	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
五〇—五四	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
五五—五九	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇
一〇—一五	一一	一一	一六	一六	一三	一三	一〇	一〇

六、飲酒と血壓との關係

飲酒と血壓との間には密接なる關係がある。左表は二十歳以上の男子被保險者二萬八千七百九十八人に就き、(一)全然飲酒せざるもの、(二)時時對酌のみなすもの、(三)毎日飲酒するもの即ち獨酌對酌共にするもの三種に區別し、飲酒が血壓に如何なる影響を及ぼすかを年齢別に調査したるものである。

年 齡	全然飲酒せざるもの			時時對酌のみなすもの			毎日飲酒するもの		
	人員	時收縮時壓	時擴張時壓	人員	時收縮時壓	時擴張時壓	人員	時收縮時壓	時擴張時壓
二〇—二四	二四六	一一〇	一六六	一六八	一一二	一六六	一六八	一一二	一六六
二五—二九	二七六	一一〇	一六六	二二二	一一二	一六六	二二二	一一二	一六六
三〇—三四	二六六	一一〇	一六六	二二二	一一二	一六六	二二二	一一二	一六六
三五—三九	一七九	一一〇	一六六	一六八	一一二	一六六	一六八	一一二	一六六
四〇—四四	九八	一一〇	一六六	一六八	一一二	一六六	一六八	一一二	一六六
四五—四九	四〇	一一〇	一六六	一六八	一一二	一六六	一六八	一一二	一六六
五〇—五四	二七	一一〇	一六六	一六八	一一二	一六六	一六八	一一二	一六六
五五—五九	一七	一一〇	一六六	一六八	一一二	一六六	一六八	一一二	一六六
二〇—五九	一〇六六	一一〇	一六六	一〇六六	一一二	一六六	一〇六六	一一二	一六六

右の表によれば、飲酒するものと飲酒せざるものとは判然たる相違がある。即ち(一)に對し(三)は收縮時壓及び擴張時壓共に斷然として高く、(二)は大體兩者の中間に位して居る。しかし注意を要することは二十五歳前後に於ては(一)及び(三)よりも著しく高くなつて居る點

である。其理由如何は判明せざるも、恐らく此年齢時に於ては獨身者(未婚者)多く、對酌の機會が既婚者に比して頻頻たるためではないかと想像される。しかして脈壓は三者互に錯綜せる曲線を呈するも、殆ど同一の状態と視るべく、從つて各血壓は平衡状態を維持せるものと考へられる。

最後に血壓計に就て一言する。本材料に使用せられし血壓計はタイコス、サンボン、石岡式、吳酒井式等十六種である。現在では石岡式を使用して居る。從來の血壓計はアネロイド型でも水銀計でも、共に種種の缺點があつた。アネロイド型は時時水銀計と對照せざれば使用に適せず、水銀計に於ては水銀柱の尖端が兎角動搖して、示度を讀み取るに困難がある。此缺點を防ぐために、我社に於ては石岡醫長獨特の考案になる血壓計を使用することとなつた。其特徴とする處は水銀の昇降が極めて平滑なことで、從つて示度を讀み取ることが甚だ容易である。

第四節 我社の經驗死亡表

生命保險會社が保險の申込を受けた時には、原則として被保險者の身體を診査し、其健康状態の程度を吟味し、普通の健康體以上のものである事明なる場合に限りて、契約を受諾

するのである。勿論健康其他に關し多少の缺點あるものも、保險料を割増して契約する場合もあるが、我社に於ては保險料の割増を要したる被保險者は、事實上一人も存在して居ないから、我社の被保險者は凡て健康に於ては中以上のものばかりである。斯かる被保險者が如何なる死亡率を示すかを研究するは、保險事業經營の上より見るも、將た一般學問の上より見るも頗る重要にして、しかも亦甚だ興味あることと云はなければならぬ。依つて創業以來二十五年間に經驗觀察したる我社の被保險者を材料とし、其死亡率を各年齢毎に計算して左に掲載する。

第一に掲げた表は所謂全總合死亡率を示すものであつて、被保險者の契約後の經過年數を全然考慮の中に入れていないものである。しかし醫師が被保險者の身體を診査し健康體のみを選抜したるものなる以上、契約直後のものと契約後十年も経過したものは、たとひ同一の年齢であつても、死亡率に相當の差違あるべきは極めて踏易きの道理である。茲を以て生命保險會社は全總合死亡率の外に選擇死亡率及び截斷死亡率と稱する特殊の死亡率を作つて事業經營の羅針盤とする。所謂選擇死亡率は醫師の診査の效力の尙存在して居る間の被保險者の死亡率を示すもので截斷死亡率は斯かる效果の認められなくなつた後の死亡率を示すものである。勿論診査選抜の效力繼續の年數は諸種の事情によつて異なり、歐米

にては七、八年乃至十年位と認められて居るが、我邦では遺憾ながら五年を超過すること
 無きが如く、最も良好の死亡成績を誇る我社の経験によつてすらも、今の處では五年と見
 なければならぬやうである。よつて先づ契約後五年間を診査の有効期間と見此期間内の選
 擇死亡率を算出したものが第二の表で、診査有効の五箇年を切り捨て経過五年以上のもの
 を一括して計算した所謂五年截断總合死亡率が終りの表を形成して居る。何れの表に於て
 も男女兩性に分かつた外、被保険者を基礎とするものと、保険金額を基礎とするものと二
 様の計算を試みた。

未整頓全總合死亡率

年現在	男		女	
	死亡率	率	死亡率	率
一〇	0.00024	0.00011	0.00104	0.00074
一一	0.00068	0.00031	0.00171	0.00124
一二	0.00170	0.00101	0.00274	0.00204
一三	0.00271	0.00151	0.00374	0.00274
一四	0.00371	0.00201	0.00474	0.00374
一五	0.00471	0.00251	0.00574	0.00474
一六	0.00571	0.00301	0.00674	0.00574
一七	0.00671	0.00351	0.00774	0.00674
一八	0.00771	0.00401	0.00874	0.00774

年現在	男		女	
	死亡率	率	死亡率	率
一〇	0.00024	0.00011	0.00104	0.00074
一一	0.00068	0.00031	0.00171	0.00124
一二	0.00170	0.00101	0.00274	0.00204
一三	0.00271	0.00151	0.00374	0.00274
一四	0.00371	0.00201	0.00474	0.00374
一五	0.00471	0.00251	0.00574	0.00474
一六	0.00571	0.00301	0.00674	0.00574
一七	0.00671	0.00351	0.00774	0.00674
一八	0.00771	0.00401	0.00874	0.00774
一九	0.00871	0.00451	0.00974	0.00874
二〇	0.00971	0.00501	0.01074	0.00974
二一	0.01071	0.00551	0.01174	0.01074
二二	0.01171	0.00601	0.01274	0.01174
二三	0.01271	0.00651	0.01374	0.01274
二四	0.01371	0.00701	0.01474	0.01374
二五	0.01471	0.00751	0.01574	0.01474
二六	0.01571	0.00801	0.01674	0.01574
二七	0.01671	0.00851	0.01774	0.01674
二八	0.01771	0.00901	0.01874	0.01774
二九	0.01871	0.00951	0.01974	0.01874
三〇	0.01971	0.01001	0.02074	0.01974
三一	0.02071	0.01051	0.02174	0.02074
三二	0.02171	0.01101	0.02274	0.02174
三三	0.02271	0.01151	0.02374	0.02274
三四	0.02371	0.01201	0.02474	0.02374
三五	0.02471	0.01251	0.02574	0.02474
三六	0.02571	0.01301	0.02674	0.02574
三七	0.02671	0.01351	0.02774	0.02674
三八	0.02771	0.01401	0.02874	0.02774
三九	0.02871	0.01451	0.02974	0.02874
四〇	0.02971	0.01501	0.03074	0.02974
四一	0.03071	0.01551	0.03174	0.03074
四二	0.03171	0.01601	0.03274	0.03174
四三	0.03271	0.01651	0.03374	0.03274
四四	0.03371	0.01701	0.03474	0.03374
四五	0.03471	0.01751	0.03574	0.03474

未整頓選擇死亡率 (男子被保險者)

加入年 別	加入年別				加入年 別	加入年別			
	0	1	2	3		0	1	2	3
10	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	36	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
9	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	35	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
8	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	34	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
7	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	33	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
6	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	32	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
5	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	31	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
4	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	30	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
3	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	29	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	28	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	27	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	26	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					25	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					24	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					23	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					22	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					21	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					20	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					19	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					18	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					17	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					16	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					15	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					14	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					13	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					12	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					11	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					10	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					9	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					8	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					7	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					6	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					5	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					4	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					3	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

未整頓選擇死亡率 (男子被保險金額)

加入年 別	加入年別				加入年 別	加入年別			
	0	1	2	3		0	1	2	3
10	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	36	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
9	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	35	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
8	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	34	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
7	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	33	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
6	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	32	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
5	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	31	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
4	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	30	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
3	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	29	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	28	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	27	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	26	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					25	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					24	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					23	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					22	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					21	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					20	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					19	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					18	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					17	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					16	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					15	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					14	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					13	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					12	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					11	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					10	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					9	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					8	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					7	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					6	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					5	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					4	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					3	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
					0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

未整頓選擇死亡率(女子被保險者)

加入年数	0	1	2	3	4	加入年数	0	1	2	3	4
10	0-00101	—	0-00111	—	—	六六	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-01111
9	0-00111	—	0-00111	—	—	五七	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
8	—	0-00111	0-00111	—	—	四八	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
7	—	—	0-00111	—	—	三九	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
6	—	—	—	0-00111	—	三〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
5	—	—	—	—	0-00111	二一	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
4	—	—	—	—	—	一二	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
3	—	—	—	—	—	〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
2	—	—	—	—	—	六六	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
1	—	—	—	—	—	五七	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
0	—	—	—	—	—	四八	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
10	0-00111	—	0-00111	—	—	三九	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
9	0-00111	—	0-00111	—	—	三〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
8	0-00111	—	0-00111	—	—	二一	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
7	0-00111	—	0-00111	—	—	一二	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
6	0-00111	—	0-00111	—	—	〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
5	0-00111	—	0-00111	—	—	六六	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
4	0-00111	—	0-00111	—	—	五七	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
3	0-00111	—	0-00111	—	—	四八	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
2	0-00111	—	0-00111	—	—	三九	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
1	0-00111	—	0-00111	—	—	三〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
0	0-00111	—	0-00111	—	—	二一	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111

未整頓選擇死亡率(女子保險金額)

加入年数	0	1	2	3	4	加入年数	0	1	2	3	4
10	0-00111	—	0-00111	—	—	六六	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-01111
9	0-00111	—	0-00111	—	—	五七	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
8	—	0-00111	0-00111	—	—	四八	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
7	—	—	0-00111	—	—	三九	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
6	—	—	—	0-00111	—	三〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
5	—	—	—	—	0-00111	二一	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
4	—	—	—	—	—	一二	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
3	—	—	—	—	—	〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
2	—	—	—	—	—	六六	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
1	—	—	—	—	—	五七	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
0	—	—	—	—	—	四八	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
10	0-00111	—	0-00111	—	—	三九	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
9	0-00111	—	0-00111	—	—	三〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
8	0-00111	—	0-00111	—	—	二一	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
7	0-00111	—	0-00111	—	—	一二	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
6	0-00111	—	0-00111	—	—	〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
5	0-00111	—	0-00111	—	—	六六	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
4	0-00111	—	0-00111	—	—	五七	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
3	0-00111	—	0-00111	—	—	四八	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
2	0-00111	—	0-00111	—	—	三九	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
1	0-00111	—	0-00111	—	—	三〇	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111
0	0-00111	—	0-00111	—	—	二一	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111	0-00111

未整頓五年截斷總合死亡率

年現在	男		女	
	死亡率	基礎率	死亡率	基礎率
一五	0.0012	0.0011	0.0012	0.0011
一六	0.0013	0.0012	0.0013	0.0012
一七	0.0014	0.0013	0.0014	0.0013
一八	0.0015	0.0014	0.0015	0.0014
一九	0.0016	0.0015	0.0016	0.0015
二〇	0.0017	0.0016	0.0017	0.0016
二一	0.0018	0.0017	0.0018	0.0017
二二	0.0019	0.0018	0.0019	0.0018
二三	0.0020	0.0019	0.0020	0.0019
二四	0.0021	0.0020	0.0021	0.0020
二五	0.0022	0.0021	0.0022	0.0021
二六	0.0023	0.0022	0.0023	0.0022
二七	0.0024	0.0023	0.0024	0.0023
二八	0.0025	0.0024	0.0025	0.0024
二九	0.0026	0.0025	0.0026	0.0025
三〇	0.0027	0.0026	0.0027	0.0026
三一	0.0028	0.0027	0.0028	0.0027
三二	0.0029	0.0028	0.0029	0.0028
三三	0.0030	0.0029	0.0030	0.0029
三四	0.0031	0.0030	0.0031	0.0030
三五	0.0032	0.0031	0.0032	0.0031
三六	0.0033	0.0032	0.0033	0.0032
三七	0.0034	0.0033	0.0034	0.0033
三八	0.0035	0.0034	0.0035	0.0034

年現在	男		女	
	死亡率	基礎率	死亡率	基礎率
一五	0.0012	0.0011	0.0012	0.0011
一六	0.0013	0.0012	0.0013	0.0012
一七	0.0014	0.0013	0.0014	0.0013
一八	0.0015	0.0014	0.0015	0.0014
一九	0.0016	0.0015	0.0016	0.0015
二〇	0.0017	0.0016	0.0017	0.0016
二一	0.0018	0.0017	0.0018	0.0017
二二	0.0019	0.0018	0.0019	0.0018
二三	0.0020	0.0019	0.0020	0.0019
二四	0.0021	0.0020	0.0021	0.0020
二五	0.0022	0.0021	0.0022	0.0021
二六	0.0023	0.0022	0.0023	0.0022
二七	0.0024	0.0023	0.0024	0.0023
二八	0.0025	0.0024	0.0025	0.0024
二九	0.0026	0.0025	0.0026	0.0025
三〇	0.0027	0.0026	0.0027	0.0026
三一	0.0028	0.0027	0.0028	0.0027
三二	0.0029	0.0028	0.0029	0.0028
三三	0.0030	0.0029	0.0030	0.0029
三四	0.0031	0.0030	0.0031	0.0030
三五	0.0032	0.0031	0.0032	0.0031
三六	0.0033	0.0032	0.0033	0.0032
三七	0.0034	0.0033	0.0034	0.0033
三八	0.0035	0.0034	0.0035	0.0034

以上所載の死亡率は學者によつて粗製死亡率又は未整頓死亡率と稱せられるもので、之を圖上に描寫すると凹凸恒なき不連續線となる。しかし人の死亡率は連續的の變化をなすものと考へられるから、數學的の技巧を施して此不連續性を除去し、且其足らざるを補ふを普通とする。斯くすることを補整と稱し、補整して得たるものを整頓死亡率と稱する。

補整の方法は頗る多いが就中簡單にして補整力の最も大なるものとしては、スペインサー氏の二十一項式と稱せられるものが、歐米に於ても賞用されて居る様である。よつて試みに此方式により全總合死亡率と五年截斷死亡率と選擇死亡率とを補整し、五年截斷死亡率の高年部をランドレー氏の公式によつて補ひ、全總合死亡率の六十五歳以上の死亡率が之と一致する如くした。次に選擇死亡率の幼年部を四次の拋物線と假定して各年齢の死亡率を算出し、十歳の死亡率は選擇死亡率も全總合死亡率も同一なりと見て十歳者の總合死亡

率を定め、四次の曲線によつて他の年齢の死亡率を計算した。局部的の計算及び選擇死亡率と截斷死亡率との關係に就ては舊來の型を破つて新工夫を凝した點もあるが、其解説は之を省くこととし、大體斯かる方法で補整した我社經驗死亡率は左の通りである。

整頓總合死亡率(男子被保險者)

年現在	死亡率	年現在	死亡率	年現在	死亡率	年現在	死亡率
一〇	0.0010	二九	0.0024	四八	0.0131	六六	0.0279
一一	0.0011	三〇	0.0025	四九	0.0131	六七	0.0280
一二	0.0012	三一	0.0026	五〇	0.0131	六八	0.0281
一三	0.0013	三二	0.0027	五一	0.0131	六九	0.0282
一四	0.0014	三三	0.0028	五二	0.0131	七〇	0.0283
一五	0.0015	三四	0.0029	五三	0.0131	七一	0.0284
一六	0.0016	三五	0.0030	五四	0.0131	七二	0.0285
一七	0.0017	三六	0.0031	五五	0.0131	七三	0.0286
一八	0.0018	三七	0.0032	五六	0.0131	七四	0.0287
一九	0.0019	三八	0.0033	五七	0.0131	七五	0.0288
二〇	0.0020	三九	0.0034	五八	0.0131	七六	0.0289
二一	0.0021	四〇	0.0035	五九	0.0131	七七	0.0290
二二	0.0022	四一	0.0036	六〇	0.0131	七八	0.0291
二三	0.0023	四二	0.0037	六一	0.0131	七九	0.0292
二四	0.0024	四三	0.0038	六二	0.0131	八〇	0.0293
二五	0.0025	四四	0.0039	六三	0.0131	八一	0.0294
二六	0.0026	四五	0.0040	六四	0.0131	八二	0.0295
二七	0.0027	四六	0.0041	六五	0.0131	八三	0.0296
二八	0.0028	四七	0.0042	六六	0.0131	八四	0.0297
二九	0.0029	四八	0.0043	六七	0.0131	八五	0.0298
三〇	0.0030	四九	0.0044	六八	0.0131	八六	0.0299
三一	0.0031	五〇	0.0045	六九	0.0131	八七	0.0300
三二	0.0032	五一	0.0046	七〇	0.0131	八八	0.0301
三三	0.0033	五二	0.0047	七一	0.0131	八九	0.0302
三四	0.0034	五三	0.0048	七二	0.0131	九〇	0.0303
三五	0.0035	五四	0.0049	七三	0.0131	九一	0.0304
三六	0.0036	五五	0.0050	七四	0.0131	九二	0.0305
三七	0.0037	五六	0.0051	七五	0.0131	九三	0.0306
三八	0.0038	五七	0.0052	七六	0.0131	九四	0.0307
三九	0.0039	五八	0.0053	七七	0.0131	九五	0.0308
四〇	0.0040	五九	0.0054	七八	0.0131	九六	0.0309
四一	0.0041	六〇	0.0055	七九	0.0131	九七	0.0310
四二	0.0042	六一	0.0056	八〇	0.0131	九八	0.0311
四三	0.0043	六二	0.0057	八一	0.0131	九九	0.0312
四四	0.0044	六三	0.0058	八二	0.0131	一〇〇	0.0313
四五	0.0045	六四	0.0059	八三	0.0131	一〇一	0.0314
四六	0.0046	六五	0.0060	八四	0.0131	一〇二	0.0315
四七	0.0047	六六	0.0061	八五	0.0131	一〇三	0.0316
四八	0.0048	六七	0.0062	八六	0.0131	一〇四	0.0317
四九	0.0049	六八	0.0063	八七	0.0131	一〇五	0.0318
五〇	0.0050	六九	0.0064	八八	0.0131	一〇六	0.0319
五一	0.0051	七〇	0.0065	八九	0.0131	一〇七	0.0320
五二	0.0052	七一	0.0066	九〇	0.0131	一〇八	0.0321
五三	0.0053	七二	0.0067	九一	0.0131	一〇九	0.0322
五四	0.0054	七三	0.0068	九二	0.0131	一一〇	0.0323
五五	0.0055	七四	0.0069	九三	0.0131	一一一	0.0324
五六	0.0056	七五	0.0070	九四	0.0131	一一二	0.0325
五七	0.0057	七六	0.0071	九五	0.0131	一一三	0.0326
五八	0.0058	七七	0.0072	九六	0.0131	一一四	0.0327
五九	0.0059	七八	0.0073	九七	0.0131	一一五	0.0328
六〇	0.0060	七九	0.0074	九八	0.0131	一一六	0.0329
六一	0.0061	八〇	0.0075	九九	0.0131	一一七	0.0330
六二	0.0062	八一	0.0076	一〇〇	0.0131	一一八	0.0331
六三	0.0063	八二	0.0077	一〇一	0.0131	一一九	0.0332
六四	0.0064	八三	0.0078	一〇二	0.0131	一二〇	0.0333
六五	0.0065	八四	0.0079	一〇三	0.0131	一二一	0.0334
六六	0.0066	八五	0.0080	一〇四	0.0131	一二二	0.0335
六七	0.0067	八六	0.0081	一〇五	0.0131	一二三	0.0336
六八	0.0068	八七	0.0082	一〇六	0.0131	一二四	0.0337
六九	0.0069	八八	0.0083	一〇七	0.0131	一二五	0.0338
七〇	0.0070	八九	0.0084	一〇八	0.0131	一二六	0.0339
七一	0.0071	九〇	0.0085	一〇九	0.0131	一二七	0.0340
七二	0.0072	九一	0.0086	一〇〇	0.0131	一二八	0.0341
七三	0.0073	九二	0.0087	一〇一	0.0131	一二九	0.0342
七四	0.0074	九三	0.0088	一〇二	0.0131	一三〇	0.0343
七五	0.0075	九四	0.0089	一〇三	0.0131	一三一	0.0344
七六	0.0076	九五	0.0090	一〇四	0.0131	一三二	0.0345
七七	0.0077	九六	0.0091	一〇五	0.0131	一三三	0.0346
七八	0.0078	九七	0.0092	一〇六	0.0131	一三四	0.0347
七九	0.0079	九八	0.0093	一〇七	0.0131	一三五	0.0348
八〇	0.0080	九九	0.0094	一〇八	0.0131	一三六	0.0349
八一	0.0081	一〇〇	0.0095	一〇九	0.0131	一三七	0.0350
八二	0.0082	一〇一	0.0096	一〇〇	0.0131	一三八	0.0351
八三	0.0083	一〇二	0.0097	一〇一	0.0131	一三九	0.0352
八四	0.0084	一〇三	0.0098	一〇二	0.0131	一四〇	0.0353
八五	0.0085	一〇四	0.0099	一〇三	0.0131	一四一	0.0354
八六	0.0086	一〇五	0.0100	一〇四	0.0131	一四二	0.0355
八七	0.0087	一〇六	0.0101	一〇五	0.0131	一四三	0.0356
八八	0.0088	一〇七	0.0102	一〇六	0.0131	一四四	0.0357
八九	0.0089	一〇八	0.0103	一〇七	0.0131	一四五	0.0358
九〇	0.0090	一〇九	0.0104	一〇八	0.0131	一四六	0.0359
九一	0.0091	一〇〇	0.0105	一〇九	0.0131	一四七	0.0360
九二	0.0092	一〇一	0.0106	一〇〇	0.0131	一四八	0.0361
九三	0.0093	一〇二	0.0107	一〇一	0.0131	一四九	0.0362
九四	0.0094	一〇三	0.0108	一〇二	0.0131	一五〇	0.0363
九五	0.0095	一〇四	0.0109	一〇三	0.0131	一五一	0.0364
九六	0.0096	一〇五	0.0110	一〇四	0.0131	一五二	0.0365
九七	0.0097	一〇六	0.0111	一〇五	0.0131	一五三	0.0366
九八	0.0098	一〇七	0.0112	一〇六	0.0131	一五四	0.0367
九九	0.0099	一〇八	0.0113	一〇七	0.0131	一五五	0.0368
一〇〇	0.0100	一〇九	0.0114	一〇八	0.0131	一五六	0.0369
一〇一	0.0101	一〇〇	0.0115	一〇九	0.0131	一五七	0.0370
一〇二	0.0102	一〇一	0.0116	一〇〇	0.0131	一五八	0.0371
一〇三	0.0103	一〇二	0.0117	一〇一	0.0131	一五九	0.0372
一〇四	0.0104	一〇三	0.0118	一〇二	0.0131	一六〇	0.0373
一〇五	0.0105	一〇四	0.0119	一〇三	0.0131	一六一	0.0374
一〇六	0.0106	一〇五	0.0120	一〇四	0.0131	一六二	0.0375
一〇七	0.0107	一〇六	0.0121	一〇五	0.0131	一六三	0.0376
一〇八	0.0108	一〇七	0.0122	一〇六	0.0131	一六四	0.0377
一〇九	0.0109	一〇八	0.0123	一〇七	0.0131	一六五	0.0378
一〇〇	0.0110	一〇九	0.0124	一〇八	0.0131	一六六	0.0379
一〇一	0.0111	一〇〇	0.0125	一〇九	0.0131	一六七	0.0380
一〇二	0.0112	一〇一	0.0126	一〇〇	0.0131	一六八	0.0381
一〇三	0.0113	一〇二	0.0127	一〇一	0.0131	一六九	0.0382
一〇四	0.0114	一〇三	0.0128	一〇二	0.0131	一七〇	0.0383
一〇五	0.0115	一〇四	0.0129	一〇三	0.0131	一七一	0.0384
一〇六	0.0116	一〇五	0.0130	一〇四	0.0131	一七二	0.0385
一〇七	0.0117	一〇六	0.0131	一〇五	0.0131	一七三	0.0386
一〇八	0.0118	一〇七	0.0132	一〇六	0.0131	一七四	0.0387
一〇九	0.0119	一〇八	0.0133	一〇七	0.0131	一七五	0.0388
一〇〇	0.0120	一〇九	0.0134	一〇八	0.0131	一七六	0.0389
一〇一	0.0121	一〇〇	0.0135	一〇九	0.0131	一七七	0.0390
一〇二	0.0122	一〇一	0.0136	一〇〇	0.0131	一七八	0.0391
一〇三	0.0123	一〇二	0.0137	一〇一	0.0131	一七九	0.0392
一〇四	0.0124	一〇三	0.0138	一〇二	0.0131	一八〇	0.0393
一〇五	0.0125	一〇四	0.0139	一〇三	0.0131	一八一	0.0394
一〇六	0.0126	一〇五	0.0140	一〇四	0.0131	一八二	0.0395
一〇七	0.0127	一〇六	0.0141	一〇五	0.0131	一八三	0.0396
一〇八	0.0128	一〇七	0.0142	一〇六	0.0131	一八四	0.0397
一〇九	0.0129	一〇八	0.0143	一〇七	0.0131	一八五	0.0398
一〇〇	0.0130	一〇九	0.0144	一〇八	0.0131	一八六	0.0399
一〇一	0.0131	一〇〇	0.0145	一〇九	0.0131	一八七	0.0400
一〇二	0.0132	一〇一	0.0146	一〇〇	0.0131	一八八	0.0401
一〇三	0.0133	一〇二	0.0147	一〇一	0.0131	一八九	0.0402
一〇四	0.0134	一〇三	0.0148	一〇二	0.0131	一九〇	0.0403
一〇五	0.0135	一〇四	0.0149	一〇三	0.0131	一九一	0.0404
一〇六	0.0136	一〇五	0.0150	一〇四	0.0131	一九二	0.0405
一〇七	0.0137	一〇六	0.0151	一〇五	0.0131	一九三	0.0406
一〇八	0.0138	一〇七	0.0152	一〇六	0.0131	一九四	0.0407
一〇九	0.0139	一〇八	0.0153	一〇七	0.0131	一九五	0.0408
一〇〇	0.0140	一〇九	0.0154	一〇八	0.0131	一九六	0.0409
一〇一	0.0141	一〇〇	0.0155	一〇九	0.0131	一九七	0.0410
一〇二	0.0142	一〇一	0.0156	一〇〇	0.0131	一九八	0.0411
一〇三	0.0143	一〇二	0.0157	一〇一	0.0131	一九九	0.0412
一〇四	0.0144	一〇三	0.0158	一〇二	0.0131	二〇〇	0.0413
一〇五	0.0145	一〇四	0.0159	一〇三	0.0131	二〇一	0.0414
一〇六	0.0146	一〇五	0.0160	一〇四	0.0131	二〇二	0.0415
一〇七	0.0147	一〇六	0.0161	一〇五	0.0131	二〇三	0.0416
一〇八	0.0148	一〇七	0.0162	一〇六	0.0131	二〇四	0.0417
一〇九	0.0149	一〇八	0.0163	一〇七	0.0131	二〇五	0.0418
一〇〇	0.0150	一〇九	0.0164	一〇八	0.0131	二〇六	0.0419
一〇一	0.0151	一〇〇	0.0165	一〇九	0.0131	二〇七	0.0420
一〇二	0.0152	一〇一	0.0166	一〇〇	0.0131	二〇八	0.0421
一〇三	0.0153	一〇二	0.0167	一〇一	0.0131	二〇九	0.0422
一〇四	0.0154	一〇三	0.0168	一〇二	0.0131	二一〇	0.0423
一〇五	0.0155	一〇四	0.0169	一〇三	0.0131	二一一	0.0424
一〇六	0.0156	一〇五	0.0170	一〇四	0.0131	二一二	0.0425
一〇七	0.0157	一〇六	0.0171	一〇五	0.0131	二一三	0.0426
一〇八	0.0158	一〇七	0.0172	一〇六	0.0131	二一四	

補整の意義及び本質に就ては、獨逸マーネス氏編纂の保險辭典に執筆者レロウイ氏が、『總ての現象は觀察により之を數の系列として表すことを得。此觀察に基く數の系列は跳躍的にして、不規則なるを常とする。』

補整の使命は、此觀察に基く數の系列に代へるに、可及的其觀察材料に適應し、且可及的規則的経過を示す他の數の系列を以てするにあるが、こは假定、獨斷、推定及び見解に依つてのみなされ得るを例とする。或現象の眞の経過を示すものは、單に其觀察材料の數の系列あるのみにして、如何なる補整と雖も、其材料の主觀的修正に過ぎず。それにも拘らず、補整の大に重要視せられる所以は、實用に出づるものにして、斯く補整せられ、規則正しくされたる價値を表す數の系列は、規則正しく且適當に等級付けられたる保險料率作成を可能ならしめ、結局其計算を容易ならしむるだらう。補整方法の良否は選ばれたる假定の下に於てのみ、云はば相對的に批判せらるべきものにして、世に絶對的最善の補整方法は存在しない』

と云つて居る。勿論實用上の便宜を主とすることも、確に一目的たるに相違ないが、同時に材料の不足より來る不合理の點を合理化するのが他の一目的である。例へば前掲未整頓截斷死亡率の幼年部の不合理不規則が、補整に依つて著しく改善せられて居るが如きこれ

である。又レロウイ氏は別に言及して居ないが、補整表の一長所は比較を簡單明瞭ならしむることである。

今男子に就て保險金額を基礎として算出した死亡率と、被保險者の數を材料として算出した死亡率との比較を我社の整頓死亡率に就て試みると

總合死亡率

年 齡	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五
被保險者	0-0100M	0-00500	0-00300	0-00200	0-00150	0-00110	0-00080	0-00060
保險金額	0-0200M	0-00900	0-00500	0-00300	0-00200	0-00150	0-00100	0-00070

截斷死亡率

年 齡	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇
被保險者	0-0112M	0-00700	0-00400	0-00300	0-00220	0-00170	0-00130	0-00100
保險金額	0-0112M	0-00700	0-00400	0-00300	0-00220	0-00170	0-00130	0-00100

即ち總合死亡率に於ては、金額の方が人員の方よりも著しく低率である。これ保險金額の大なる契約が近年著増したためであると考えられる(頁參照)。截斷死亡率に至つては斯くの如き截然たる區別はなく、大體似よりの率を示し、五十歳以後に至つて、稍著明に金額の

方が低率を示して居る。更に被保険者の死亡率が性別によつて如何なる相違を示すかを見るに、被保険者を材料とせる死亡率に於て

総合死亡率

年齢	男	女
一〇	0.01001	0.01121
一五	0.00222	0.01121
二〇	0.00201	0.00221
二五	0.00221	0.00221
三〇	0.00221	0.00221
三五	0.00221	0.00221
四〇	0.00221	0.00221
四五	0.00221	0.00221
五〇	0.01110	0.01012
五五	0.01221	0.01121
六〇	0.01221	0.01221

截断死亡率

年齢	男	女
一五	0.01121	0.01020
二〇	0.00222	0.01112
二五	0.00222	0.00222
三〇	0.00222	0.00222
三五	0.00222	0.00222
四〇	0.00222	0.00222
四五	0.01111	0.01020
五〇	0.01011	0.01011
五五	0.01111	0.01110
六〇	0.01221	0.01221

となり、概括的に云へば大凡そ四十歳位までは、女子の死亡率男子よりも高く、其後は女子の方遙かに低率となつて居ること、一般國民の場合と略同一である。

我邦に於ける経験死亡表は明治、帝國、日本の三生命保險會社が、其創業より明治三十八年末に至るまでに觀察したる被保険者を材料として作成された日本三會社表あるのみである。試みに日本三會社表と我社の経験表とを比較するために総合表の男子の死亡率及び

平均命數を用ひると

死亡率比較表

年齢	我社	三會社	年齢	我社	三會社	年齢	我社	三會社
一〇	0.00102	0.00222	三〇	0.00222	0.00222	五〇	0.01221	0.01221
一五	0.00222	0.00222	三五	0.00222	0.00222	五五	0.01221	0.01221
二〇	0.00222	0.00222	四〇	0.00222	0.00222	六〇	0.01221	0.01221
二五	0.00222	0.00222	四五	0.00222	0.00222	七〇	0.01221	0.01221
三〇	0.00222	0.00222	五〇	0.00222	0.00222	七五	0.01221	0.01221
三五	0.00222	0.00222	五五	0.00222	0.00222	八〇	0.01221	0.01221
四〇	0.00222	0.00222	六〇	0.00222	0.00222	八五	0.01221	0.01221
四五	0.00222	0.00222	六五	0.00222	0.00222	九〇	0.01221	0.01221
五〇	0.00222	0.00222	七〇	0.00222	0.00222	九五	0.01221	0.01221
五五	0.00222	0.00222	七五	0.00222	0.00222			
六〇	0.00222	0.00222	八〇	0.00222	0.00222			
六五	0.00222	0.00222	八五	0.00222	0.00222			
七〇	0.00222	0.00222	九〇	0.00222	0.00222			
七五	0.00222	0.00222	九五	0.00222	0.00222			
八〇	0.00222	0.00222						
八五	0.00222	0.00222						
九〇	0.00222	0.00222						
九五	0.00222	0.00222						

平均命數比較表

年齢	我社	三會社	年齢	我社	三會社	年齢	我社	三會社
一〇	47.5	47.5	三〇	47.5	47.5	五〇	47.5	47.5
一五	47.5	47.5	三五	47.5	47.5	五五	47.5	47.5
二〇	47.5	47.5	四〇	47.5	47.5	六〇	47.5	47.5
二五	47.5	47.5	四五	47.5	47.5	六五	47.5	47.5
三〇	47.5	47.5	五〇	47.5	47.5	七〇	47.5	47.5
三五	47.5	47.5	五五	47.5	47.5	七五	47.5	47.5
四〇	47.5	47.5	六〇	47.5	47.5	八〇	47.5	47.5
四五	47.5	47.5	六五	47.5	47.5	八五	47.5	47.5
五〇	47.5	47.5	七〇	47.5	47.5	九五	47.5	47.5
五五	47.5	47.5	七五	47.5	47.5			
六〇	47.5	47.5	八〇	47.5	47.5			
六五	47.5	47.5	八五	47.5	47.5			
七〇	47.5	47.5	九〇	47.5	47.5			
七五	47.5	47.5	九五	47.5	47.5			
八〇	47.5	47.5						
八五	47.5	47.5						
九〇	47.5	47.5						
九五	47.5	47.5						

となる。即ち総合表に於ては十歳より十五歳までは我社の方低く、十五歳から二十五歳までは我社の方反つて高く其後は我社の方が著しく低くなつて居る。総合死亡率は前にも述べたやうに醫的選擇の效果頗る著しい新加入者を含むて居るから、新契約の出來高如何が大に死亡率に影響を及ぼすものと云はなければならぬ。故に新加入者と舊加入者との振合ひが我社と三會社と同一でない限り、直ちに総合死亡率を以て我社及び三會社の被保険者

の健康度を比較することは出来ない。よつて更に醫的選択の影響なしと思はるる五年截斷表を以て比較して見ると

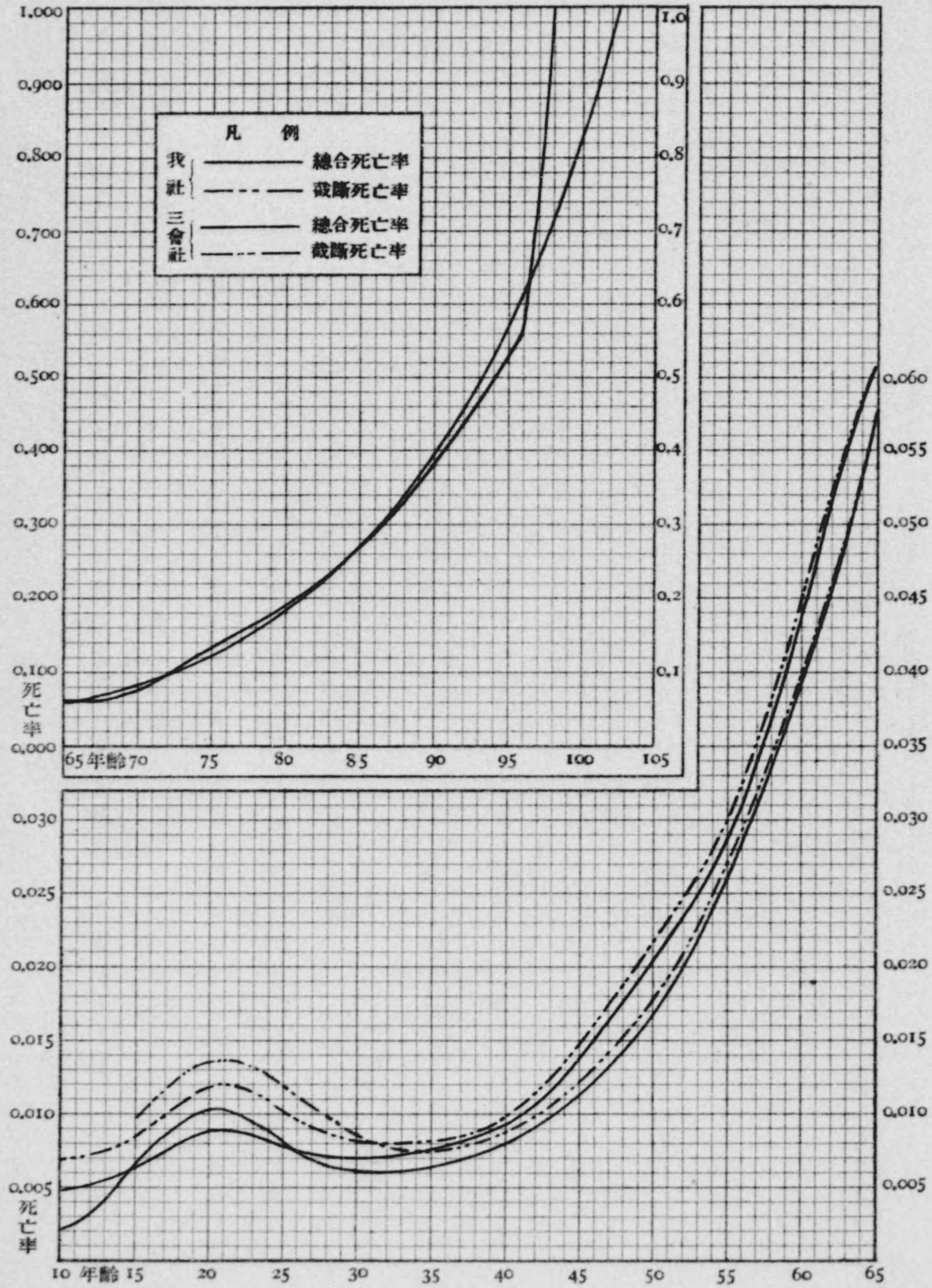
五年截斷死亡率比較

年齢	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	六五
我社	0.00284	0.01119	0.01121	0.00284	0.00388	0.00284	0.01119	0.01119	0.01119	0.00284	0.00284
三會社	0.00284	0.01119	0.01121	0.00284	0.00388	0.00284	0.01119	0.01119	0.01119	0.00284	0.00284

即ち十五歳から三十歳までは我社の方高く、三十一歳から六十六歳までは我社の方低く、其後も多少の交錯はあるが、概して我社の方が低率である。是れによりて之れを観れば、三會社の経験より我社の経験に至る二十二三年間に、我國人は概して健康状態が良好になつたと云ひ得るが、遺憾にも青年期に於ては反對に益悪化しつつあると云はなければならぬやうである。しかして此事實は一般國民の死亡率からも認識し得る所であつて其主たる原因は結核病による死亡らしく觀測される。

附記 第九章所載統計表の死亡に關する數字と本章に掲げた相當數字と一致しないものがあるが、其理由は第九章は各期の事業報告書に據つたが、本章のは事業報告書作成の當時、通知未著のため、死亡時期、死因等の不明又は不詳なりしものを精査したるによる。又第九章の數字中にも事業報告書と一致せざるものあるは、報告書作成の後発見された錯誤を是正したためである。

死亡率比較圖



第十一章 従業員の福祉増進施設

近來種種の理由より、従業員に對して福祉増進の施設を爲すことが盛になつて來たが、我社は夙に見る所あり、従業員の品位の向上を計り、且生活上の保證に關する諸種の施設を爲して、其幸福増進を圖つて來た。左に此等施設の大要を述べて見やう。

第一 教育修養に關する施設

我社従業員の教育施設としては、(一)講習、研究、修養に就ての諸會合の開催、(二)諸刊行物の頒布、(三)圖書及び參考書類の購入並に蒐集、(四)従業員の海外派遣等を擧げることが出来る。

(一) 講習、研究、修養に就ての諸會合の開催

講習 大正元年秋以後、本社に於て適當の人を選びて講師と爲し、講ずる所文學あり、科學あり、語學あり、技術あり、希望者を限りて十餘回の講習會を開催した。就中大正十四年春秋二回の珠算實習會に於ては、實習の成績に應じて、級別免狀を交付して居る。しかして此實習は今も尙繼續し、多大の効果を收めて居る。

研究 研究会として本社に「讀書會」が開かれて居る。同會は大正四年五月三宅前契約課長及び鈴木アクチュアリー等の首唱に依り生れたものであるが、爾後七回の開催で、中止されて居る。同會は豫め講師を選び、講演を委嘱する會であつて、其演題に就て見るに、相當眞面目なる研究が發表せられて居る。

修養 修養方面の會合としては、論語輪講會、晨朝會、震災記念日、茶話會、及び其他臨時講演會等である。論語輪講會は本社と直接の關係なきも、本社樓上にて明治四十一年晩春以後毎月開催されたので、本社従業員も多數之を聴講した。元來同會は孔子教會の事業にして、明治四十一年朝野の名士相集り、論語を經典として、これに現代的解釋を試み、時代思潮と融和し、大いに人心を振作する目的を以て創立せられたもので、適矢野社長が同教會發起人にして、常務委員を兼ねられたる關係から、輪講會は本社に於て開催され、大正八年秋に至つて終了した。

晨朝會 これは米國カーネギー工場の職工が、毎朝執務時間前一堂に會し、黙禱を爲すことに範をとり、大正十一年八月一日初めて開かれた純然たる修養の會であつて、我等の仕事に意義を認め、且人格の完成を期したいと云ふのが其主旨であつた。男子従業員は毎月一日又は二日、女子従業員は十五日又は十六日に朝七時から開かれたのである。然しな

がら此會は大正十二年九月震災以來都合により中止された。

茶話會 震災後青年従業員を中心として設けられた談話會であつて、爾來機會ある毎に催され、其都度社長取締役等の講演がある。

震災記念日 彼の大正十二年九月一日に於ける大震災を記念し、且我社新事業年度の第一日に當るを以て、當時の緊張せる氣持の記憶を新にし、これに依り本社従業員の綱紀を振肅せんとする趣旨の會である。同會は大正十三年九月一日に第一回を開き、爾後毎年之を催すこととなり、當日には消防の實演がある。

(二) 諸刊行物の頒布

諸刊行物の頒布は主として外務員の教育を目的とするものである。外務員に對する教養は、直接には各地方主管者或は先輩部員の口授に依り、間接には本社の通信教授に依つて實施されて居る。しかしして之がため我社は定期的又は非定期的に左の如き刊行物を出して居る。

(イ) 定期的刊行物

保險 明治三十五年十月第一號を發刊したままで休刊されてしまつた。其内容は論說、法律、雜報、廣告の四項に分れ、欄外には「雜誌を通讀するの時間に乏しき人は之を外套

の囊袂に入れ置くべし車上船中應接室等到る所之を熟讀するの時間あることを發見すべし」と云ふ一句が書かれて居た。

社報 社報には初期のものと第二期のものとの二種ある。前者は蒔莢版刷のもので、第一號は大正三年十二月、『時時會社内外の景況を各地に散在する事務員に報道する』ことを目的として發刊されたが、同四年三月第三號を以て休刊された。併し休刊の翌翌月に至り體裁を改め活版の小冊子とし、且初期社報の目的を一層徹底せしむると共に、契約者中特に希望せらるる向へ配布する目的を以て、再び第一號から初めて既に百十五號に及んで居る。初號より第十一號までは現在の倍大のものであつたが、大正五年四月第十二號より其體裁を改めた。

外務彙報。生命保險會社の外務員に新業に關する常識を傳へる目的、云はば積極的に外務員を指導養成する目的を以て、繼續的に發刊せらるるパンフレットの必要であることを夙に認め、大正十四年十月八日以來我社外務員のために大體一週一回外務彙報を發刊して、外務上の資料を提供することにした。

外務教材 外務教材は外務彙報の常識的のものより一步を進め、外務員をして保險に關する學術的知識を得せしむるため計畫せられたもので、左の如く十二冊に分れ、大正十五

年二月第一冊を發刊して以來、既に第一乃至第九の九冊を刊行し、近日第十乃至第十二の三冊を發刊して、第一回豫定の計畫を終了することとなつて居る。此方面の計畫及び實行に就ては、本邦に於て我社が嚆矢を爲すものにして、其齎らしつつある多大の效果に關し大なる注目を受けて居る。

- (一) 生命保險總論
- (二) 生命保險の學術的基礎
- (三) 保險料算出の原理
- (四) 保險料算出の實際
- (五) 責任準備金、利益配當
- (六) 生命保險の種類と其利用
- (七) 特種生命保險
- (八) 普通生命保險約款
- (九) 簡易生命保險、健康保險、郵便年金
- (一〇) 被保險者の醫的選擇
- (一一) 外務研究

(三) 生命保険會社會計の見方

(ロ) 非定期的刊行物

大正三四年頃より最近まで、「募集の彙」、「契約取扱心得」、「保険約款説明」等の印刷物を外務上の参考書類として熟讀することを奨励して居た。

(三) 圖書及び参考資料の購入並に蒐集

圖書及び参考資料の購入並に蒐集は、本社従業員の育成に重要な効果を與ふるものとして、先づ屈指せらるべきものである。我社は創業以來此方面に不斷の努力を拂ひ、大正四五年に至る迄に生命保険數理に關する圖書のみにても、既に約一萬圓を購入して居る。爾來此方面の用意は繼續せられ、圖書室の専任係を設けて、圖書の充實をはからしめて居るが、現在の藏書は後掲の保險文庫を除き既に和漢書二千百、洋書二千、計四千百部に於て、就中保險に關する圖書千七百部に達し其大體の冊數を一覽するに次の如くである。此他同種の書籍にして、重複せるもの多數存在せるを以て、實數に就ては尙數百部を加算すべきであり、蒐集に苦心せる内外のリーフレット、パンフレット等も相當多數に上つて居る。

藏書冊數一覽表

書目	和漢書	洋書	合計
(I) 保險	二七三	一、三八八	一、六六一
A 保險一般	一七	六三	八〇
B 生命保險	二五六	一、三二五	一、五八一
a 一般	二〇	七二	九二
b 經營關係	九	四四	五三
c 法律關係	二	四一	四三
d 數理及統計	〇	二三五	二四五
e 醫事	九	三〇	三九
C 其他ノ保險	二一	八五	一〇六
D 保險法論及法規	二二三	四九	七二
E 諸報告、年鑑、雜誌、新聞其他	一六二	七六九	九三一
(II) 經濟	三五七	一九八	五五五
A 經濟一般	九八	八二	一八〇
a 經濟理論	六四	七三	一三七
b 經濟政策及經濟事情	二五	七	三二
c 經濟史	九	二	一一
B 經營經濟	一二六	一一六	二四二
a 企業、經營、會計	六二	七五	一三七
b 金融	五六	三七	九三
c 商業	一七	四	二一
d 交通	一	〇	一

	(III)	(IV)	(V)	(VI)	(VII)	(VIII)	(IX)	(X)	(XI)
C	叢書、報告、年鑑、雜誌、新聞	法律、財政、政治	外交、軍事、殖民	産業	社會學及社會問題	哲學、宗教、教育	文學、語學、歴史、地理	數學、醫學、自然科學	統計年鑑、辭書、一般叢書
總合計	一、一三三	三〇五	六六	二〇六	五八	一四六	一七六	七三五	五〇
	〇	六七	一〇	一	一	一	一	一	一
	一、九四八	二九	八四	四七	一七	一七	一七	八四	二九
	四、〇八〇	七九	八一	三三	一六	六四	三一	三三	七九

尙本社圖書室の誇りの一は獨逸トイトニヤ保險文庫の單獨購入である。同保險文庫は豫て獨逸ライプツヒに於けるグスタフ・フオック書店に買約したものであるが、雜誌、年鑑、年報類千三百四十七冊、單行本類約二百冊及び論文其他六十九冊の浩瀚なる文庫が大正十三年九月九箇の大箱詰として到着した。同文庫到着を好機として、書庫の大改築を行ひ、同年末竣工を待つて、同文庫と共に從來の藏書をも整理格納して居る。

參考資料の蒐集に就ては、從來圖書係及び各課に於て蒐集整理して居たのであるが、大

正十三年十一月調査課新設さるるに及んで、蒐集整理事務の大部分を同課に於て統一することとなつて居る。同課に於ける蒐集、整理、索引の方法は、大體滿鐵調査局、日銀調査局、三菱資料課等の方法を參考して設計せられて居る。就中實用的なる資料は隨時社内に見せしめ、外國文の資料に就ては特に翻譯して回覽に供して居る。

(四) 従業員の海外派遣

従業員の海外派遣は、直接間接に我社内外従業員全般の教養に資する所亦大である。創業以來左の七名を海外に派遣して、歐米に於ける生命保險事業の見學研究を爲さしめた。

氏名	(派遣當時の職名)	出發年月	歸朝年月
石岡繁太郎	(醫長)	明治四十四年六月	大正元年十二月
三宅寬二	(契約課長)	大正二年四月	大正四年一月
石坂泰三	(秘書役)	大正五年六月	大正六年九月
鈴木敏一	(副アクチュアリー)	大正七年六月	大正九年四月
松本與作	(營繕課長)	大正十一年八月	大正十二年十月
佐久間勝	(契約課長)	大正十二年六月	大正十三年九月
溝口龍夫	(秘書役)	大正十五年六月	昭和二年七月

尙矢野社長は二度の外遊、即ち大正十一年四、五月の月餘に亘る支那旅行、及び同年十二月より翌年八月までの第二回目（第一回は明治二十八、九、三十年）の歐米周遊に依りて得られたる所感を、我社従業員に講演され、且これを「江上客夢」並に「途上偶感」の著に於て世に發表せられて居る。

第二 保健並に共済施設

此種施設に對しては最近に至る迄、特種の機關を設置することなく、飽迄家族主義に徹底し、遊樂方面の土曜會或は遠足、運動會等に就ても、我社は可及的補助を爲して居た。しかして記録に依れば毎回盛會であり、従業員間の和親を計る上にも大なる効果を齎したのであつた。併し時代の推移と従業員増加とに因り、茲に適當の内規を必要とし、且後に述ぶる互助共済機關蒼梧會を設置することとなつた。

(一) 晝食支給

夙に女子従業員に對しては、年二回特殊の考案になる事務服を支給し、給仕に對しては洋服、靴等の支給を爲し來つたが、更に大正五年以來本社従業員全部に對し無料で晝食を支給することとした。これより先、既に明治四十一年頃本社従業員は洋服の實物支給を受け、又晝食に就ては、各人五錢の出金をなし、従つて其大部分の費用は之を會社に仰いで

居たが、前者は廢止され、後者に就ては大正五年以來右の如く全部會社で負擔することとした。越えて大正十年現在の社屋に移り、最初其脂方を竹葉亭に委嘱して居たが、經濟と衛生との點より、大正十三年六月一日以後之が脂を會社直營とし、且強制的に社内に於て食事をとらせることにした。現在我社は之がため一箇月二千百圓を支出して居る。

(二) 生命保險施設

我社は従業員をして後顧の憂なからしめるため、生命保險施設の必要を痛感し、蒼梧保險規約を作り、これを大正十四年九月一日より實施した。その要領は左に掲げる通りであるが、これが發表せられて以來、生命保險會社従業員の典型的福祉増進施設の出現と目され、新業界は勿論、一般には大なるセンセーションを起して居る。同規約の適用を受くる者、第二十五期末に於て、五百四十八件、保險金額七十三萬五千四百圓にして、會社は之に對して毎年約一萬五千圓の補助を爲して居る。

蒼梧保險規約要領

- 一、本規約ハ本社ガ使用人ヲ保護スル爲ニ設ケタモノデアル。
- 二、本社ノ使用人ハ採用後一年ヲ經過シタルトキハ其後三月内ニ本規約ニ依ル保險契約申込ヲスルコトガ出來ル。

- 三、本規約ニ依ツテ申込み保険種類ハ八十五歳満期養老保険デアル。使用人ハ第二項ノ規約ニ基キ契約ヲ申込み代リニ本社ノ承認ヲ得テ既ニ有スル本社ノ保険契約ニ對シ所定ノ保険金額ノ範囲内デ本規約ニ準ズル保険料ノ補助ヲ受ケルコトガ出來ル。コノ場合ノ補助額ハ本社ノ承認シタトキノ年齢ヲ標準トシテ算出シタ八十五歳満期養老保険ノ保険料ヲ基礎トシテ定メル。四、保険金額ハ俸給ノ十五分デアル。其額ガ千圓未満ナラバ千圓又百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上ゲル。然シ五年以上勤続シタ者ハ其勤続年數ニ達シタルトキカラ三月内ニ左表ノ範圍マデノ申込ヲスルコトガ出來ル。
コノ場合ニ其差額ガ五百圓以上千圓未満ナラバ千圓トシ百圓未満ナラバ百圓トスル。

勤続年數	保 險 金 額
五年以上十年未満	俸給(日給)ノ場合ニ在リテハ其三十倍)ノ二十月分以内
十年以上十五年未満	俸給(日給)ノ場合ニ在リテハ其三十倍)ノ二十五月分以内
十五年以上	俸給(日給)ノ場合ニ在リテハ其三十倍)ノ三十月分以内

- 五、本社ハ保険料ノ半額(社員配當金アルトキハ之ヲ相殺シタ半額)ヲ勤続中補助スル。但二十年以上勤続シタ場合ニハ退社後モ補助ガ繼續サレル。
- 六、本社ハ保険料ノ使用人ノ負擔ニ屬スル部分ヲ立替テ一年分ヲ拂込ミ毎月ノ俸給カラ其十二分ノ一ヲ差引ク。

- 七、責任月俸ヲ受クル者又ハ停給者ニハ保険料ノ補助及立替ヲシナイ。
- 八、使用人ガ退社シタ場合ニ保険料立替拂ノ未償却分ガアルトキハ本社ヨリ支拂フ俸給身元保證金其他ノ諸給中カラ差引ク。
- 九、使用人ガ在職中コノ契約ヲ解約又ハ變更シ或ハ本社ノ承認ヲ受ケズニ證券擔保貸付ヲ受ケタトキハ本社ノ補助シタ總額ヲ即時返還スルコトヲ要スル。
- 十、本規約ニ基ク保險ハ本社ニ入社シタ記念デアルカラ假令退社シタ後ニモ尙契約ヲ繼續シテ養老保險ノ趣旨ヲ徹底スルコトニシタイ。

(三) 蒼 梧 會

蒼梧會は大正九年三月二十六日、本社に於て中央發會式を擧げた。此會の目的は従業員の互助共濟並に和親向上を促すにあり、事業遂行の資金は第十七期剩餘金中處分せられたる同會補助基金五萬圓の利息に依る。尙同會は共濟部、購買部、學藝部、娛樂部の四部を設け、會長に矢野社長を推戴し、理事には石坂泰三、石岡繁太郎、石川善太郎、鈴木六郎、並木彌十郎、監事には後藤徳太郎、河島大太郎(氏は大正十三年九月退職と共に本會監事被免となつて居る)の諸氏就任して、今日に及んで居る。右諸氏の盡力に依り、本會各部の活動は漸次著明となつたが、就中共濟部及び娛樂部の活動は注目される。共濟部は消費

組合的方面にも仕事をして居るが、特に従業員及び其家族の不幸に際して力を盡して居る。娯樂部の活動は多方面に擴張されて居る。室内娯樂たる囲碁、將棋、ビンボン等には多数天狗連を輩出し、屋外運動たる野球、庭球等の熱は青年従業員の増加と共に愈旺盛となつて、悔り得ざる選手を有し、數十回の試合を経て益其技倆を練磨して居る。且臨時的なる陸上大運動會も開催されること既に三回、多大なる收穫を得て居る。

尙蒼梧會並に蒼梧保險の名稱は、矢野社長の本ネーム蒼梧軒に因んだものである。

(四) 運動場、寄宿舎の建設

大正十五年五月神奈川縣橘樹郡中原町小杉(東京横濱電鐵新丸子驛附近)に約五千坪の土地を購入して、これに運動場及び寄宿舎を建設せんとしたが、尙敷地の狭小を覺えたるを以て、更に同年六月五千餘坪を購入し、これが設計を爲した。今その設計に依ると、該敷地の大半を運動場とし、野球場一、テニスコート六、大弓場一並にトラック一等の設備を施し、これに二階建寄宿舎一棟(坪數二階百十四坪三合七勺、一階百五十二坪四合)、平家建俱樂部一棟(坪數五十坪七合五勺)を配し、渡廊下を以て連結する。俱樂部には球戯室、圍碁、將棋、謠曲等に當てる日本間及び談話室(ソリシヤル・ルーム)を備へ、前面にペランダを配し、場合によつては各種運動の觀覽場として使用することを得せしめる。寄宿舎は所

謂寄宿舎風の殺風景な感じを避け、出來得る限り親みのあるものとして平面配室並に外觀等に意を用ひ、階下に食堂及びパライを設け、パライには折疊式ビンボン臺を備へ、場合によりては此室をも食堂に利用し、大小浴室二箇、運動用更衣室並にシャワー等の設備を施す。室は一階を椅子式とし、ベッドを備へ、これに附屬押入を配し、二階は全部疊式とし、六疊三疊二室を連絡したるものを一セットとして、約五十人を收容するの豫定である。且別に舎監住宅一棟(二十一坪)を設け、監督者を居住せしめる等一見スポーツマン俱樂部の如き近代的設備をなすこととなつて居る。従つて此計畫の下に既に工事に着手し、近く竣成を見るを以て、此方面に於ても一層期待し得るものがある。

又夏季の水泳部も、蒼梧會の事業として除外することが出來ない。同水泳部は、大正十三年夏神奈川縣逗子町に開設せられ、爾來毎年繼續して、従業員の健康に裨益する所多大である。

第十二章 事務所

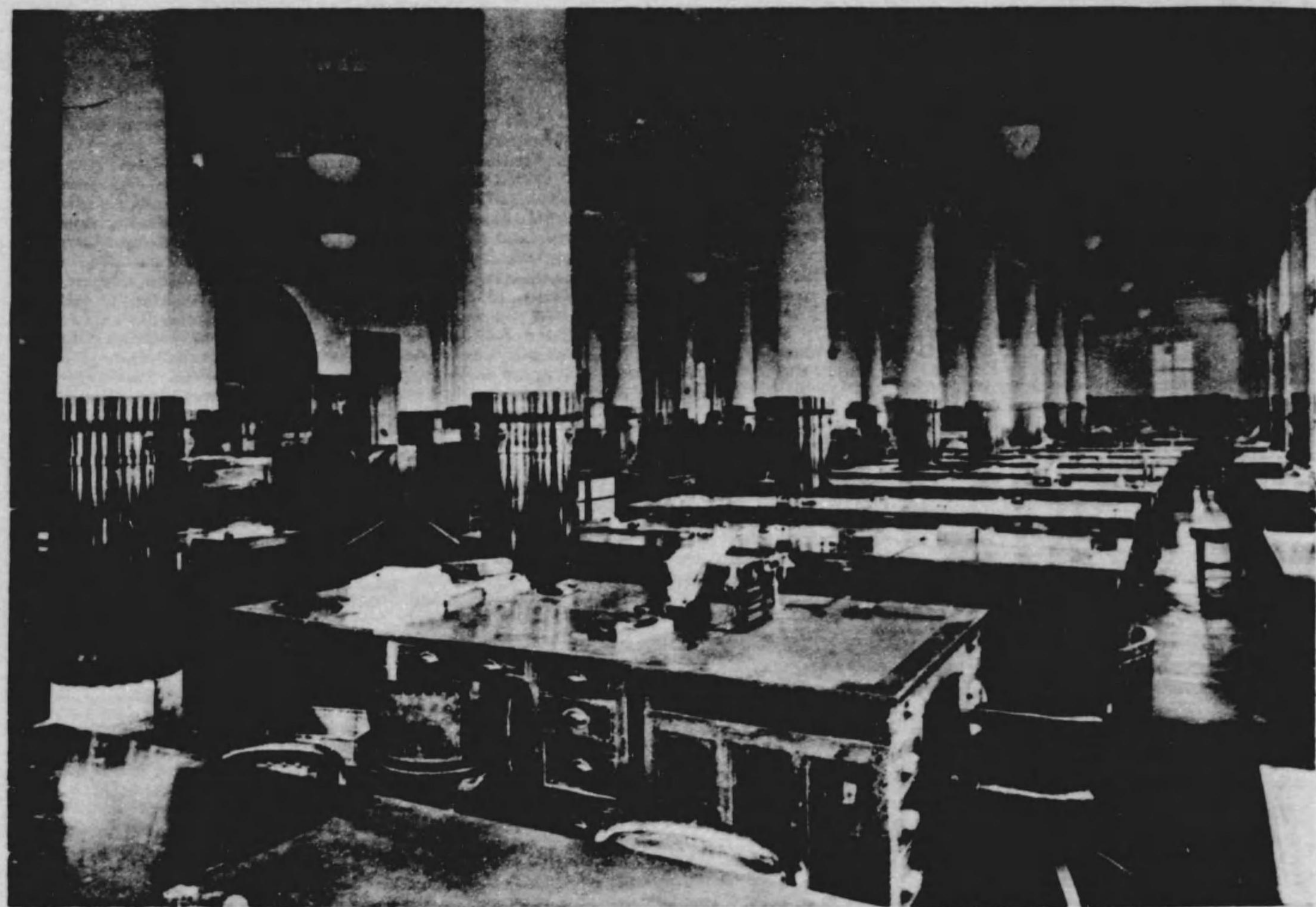
我社事務所は創業より明治三十九年八月に至る約四箇年は日本橋區新右衛門町十四、五番地に、同三十九年九月より大正十年三月に至る約十四年七箇月は日本橋區通三丁目一番地に在った。而して同十年四月京橋區南傳馬町三丁目五番地の第一相互館成るに及んで此所に移轉した。

最初の新右衛門町時代の事務所は、三井銀行から借受けたものであつて、日本式土藏造の二階家、延坪數七十五坪のささやかなものであつた。家賃は當初月百圓であつたが、三十九年六月以後百二十圓になつた。其借家證は寫眞として前に掲げて置いたが、當時の事情を髣髴せしむる好資料である。

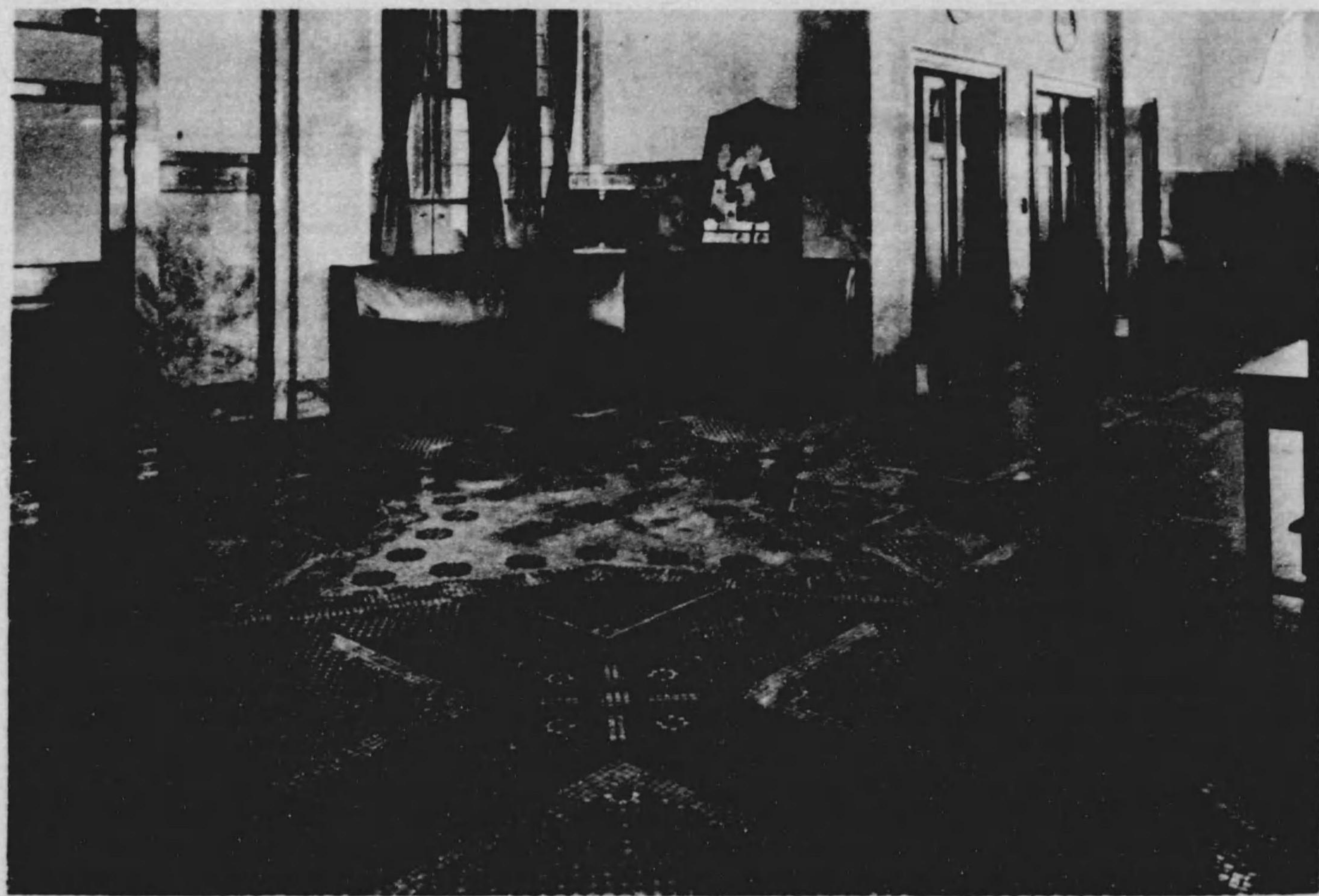
然るに此借家證に明記せる如く、何時でも立退くと云ふ條件で借りたものであるから、日露戦争後の經濟界を想像すると、何時立退を要求されるかわからぬと云ふ不安と、一方社業の發展も著著其緒に就き、前途の見込も充分に立つて來たので、遂に三十七年日本橋區通三丁目社屋を新築することに決し、翌年五月愈其工事に着手した。かくて約六萬圓

を投じ約一年三箇月の日子を費し、三十九年八月竣工、九月一日から此處に移轉した。而して十月十三日朝野の名士約二百名を招じて落成式を舉行し、同業者及び關係新聞記者諸氏に對しては別に同月十九日之が披露會を催した。これで漸く自己所有の家屋に住むことになつたのであるが、其大きさは敷地約百五十坪。本館煉瓦造四階建一棟建坪九十坪一合八勺及び附屬家木造二階建一棟建坪二十九坪二合五勺、其延坪數三百十坪七合八勺にして、今の相互館に比すれば到底同日の比ではないが、當時としては可成り素晴らしいものであつた。建物の第一、二、三階を事務室として、四階は屋根裏の物置きとなし、これより屋上の物見へ出入し得ることになつて居た。此建物は、大正十年四月、我社事務所を現在の第一相互館に移したる以後、自然不用となりたるを以て、十一年三月二十三日入札に依り、日本生命保険株式會社に宅地と共に五十五萬一千圓で賣却したが、不幸にも右建物は、十二年九月一日、激震突發の日類焼の厄に遭つた。

現在事務所たる第一相互館は、大正四年五月基礎工事に着手し、爾來約六箇年の日子と二百餘萬圓の巨額を費し、漸く大正十年三月大體落成を見たるが故に、三月三十一日朝野の名士約六百名を招待して、新築披露の式を舉げ、矢野社長の挨拶に次いで原總理大臣、子爵金子堅太郎、子爵滋澤榮一、男爵後藤新平、農商務次官田中隆三及び男爵阪谷芳朗諸



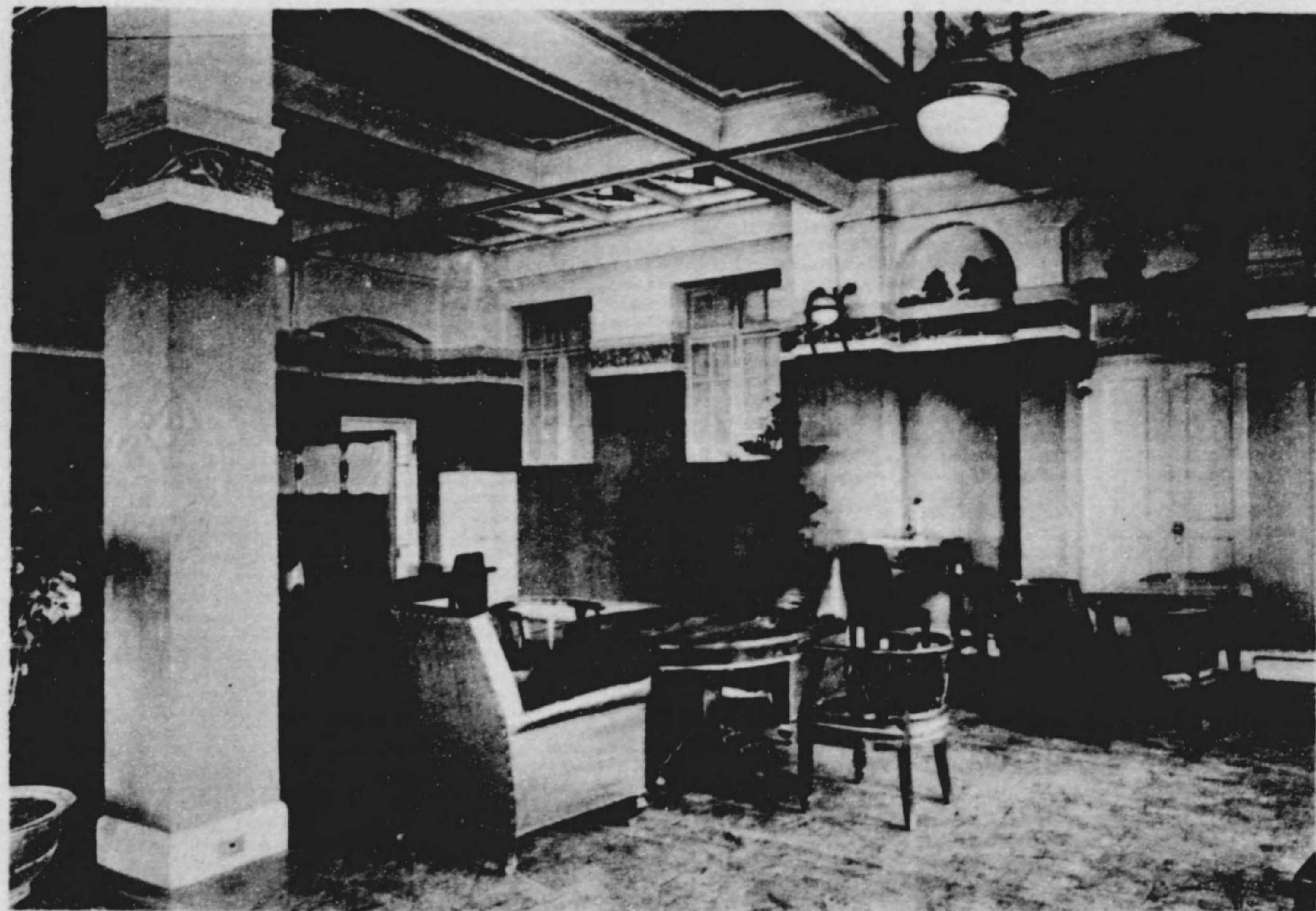
六階大 事務所



六階客 溜



五階客室



五階娛樂室

氏の祝辭を受けた。翌四月一日には同業者並に關係新聞雜誌記者諸氏を招じ、續いて二、三、四日の三日間は在京一般契約者の觀覽に公開し、同十一日移轉した。

本館は當時事務所としては稍大に過ぐるの感ありたるも、我社將來の發展に鑑み、且差當り投資の目的を以て、當時日本に類例なきオフィス・ビルディングの形式を採り、斯界の權威故辰野金吾及び葛西萬司兩工學博士に設計を依頼して建築したもので、即ち五、六階全部と四階及び二階の一部を我社に於て使用し、他の大部分を貸室として居る。六階の大事務室は客溜の前を會計課、殘部を徵收、庶務、契約の三課の順序に配置し、現員約二百名が此室に執務して居る。貸室は約八十で、二、三、四階は貸事務所とし、地階だけは店舗用とした。これは從來の大建築が地階を店舗としないため、店舗の櫛比を中斷して、頗る街衢の統一と調和とを破るのに鑑みて、我社が始めて此設計を採つたのである。又七階は眺望の好きを利用し、一般向きの食堂として公開した。此食堂は震災前は大日本麥酒會社を通じて東洋軒が經營してゐたが、震災後は第一東洋軒に直營せしめて居る。此二つの計畫は我社を以て嚆矢とし、一面投資の安全によりて契約者の利益を期し、他面市の美觀と市民の享樂に資する様に留意したのである。

第一相互館の工程及び其他に就ては、別に詳細なる記録があるが、其概要は次の如くで

ある。

新築工事概要

位置 東京市京橋區南傳馬町三丁目五、六番地、具足町一番地。
 工程 大正四年五月二十五日基礎工事に着手し、六年二月鐵骨工事を終へ、八年十二月壁體、屋根コンクリート打上げ、九年一月より内外部仕上工事に着手す。
 敷地 五百四十坪八合八勺
 建坪 五百十二坪(本館別館共)
 延坪 三千二百七十八坪(本館別館共)

本館 總計二千八百三十七坪		別館 總計四百四十一坪	
内 地下室 二百三十五坪	倉庫、昇降機並水揚ポンプ機械室等	内 地下室 三十六坪	暖房機關室
一階 四百十坪	貨 店	一階 百二坪	貨 店
中二階 八十七坪	貨 店	中二階 六十九坪	貨 室
二階 三百七十三坪	貨 室	二階 六十九坪	變壓室及貸室
三階 三百七十三坪	貨 室	三階 六十九坪	貨 室
四階 三百七十四坪	本 社 用 室		
五階 三百七十七坪	本 社 用 室		

六階 三百七十四坪	本 社 用 室	四階 六十九坪	本 社 用 室
七階 二百五坪	貨 室	五階 二十七坪	本 社 用 室
八階 二十一坪	本 社 用 室		
九階 八坪	水 槽 室		

樣式及外觀 建築樣式は近世復興式を採り、外部は地上三階窓臺迄常陸産御影石積、六階軒蛇腹迄化粧煉瓦張附、七階以上は人造石塗仕上。
 建物の高さ 地上六階小壁迄九十二尺、七階小壁迄百三尺、塔屋軒蛇腹迄百二十尺同最高部迄百五尺。

構造の概要

基礎 根伐深九尺、杭木松三間及び三間半末口六寸打、基礎鐵骨十二吋乃至九吋のI字形梁を組合せ、鋼鐵柱取付のポールの埋込み。
 軸部鐵骨 英國ドルマン・ロング會社、米國カーネギー會社等のI[L]等の鋼鐵材を以て柱、梁、胴差となし、耐震的に建築物の軸部を構成する。
 壁體 外部三階迄花崗石裏積煉瓦石、六階屋根迄煉瓦二板厚、以上は鐵筋コンクリートとし、間内柱、防火壁は鐵筋コンクリート、其他仕切壁は鐵骨、鐵網張とする。

床 地下室床を地下七尺とし、四周及び底部はアスファルト厚五分焼付トラスコン・モルタル塗、一階以上各階床及び階段は全部鉄筋コンクリート床に電線其他埋設のためシンダー・コンクリートを施し、煉革床、リグノイド等にて仕上ぐ。

屋根 陸屋根全部はアスファルト、マルソイド防水層を施し、更に薄き洗ひ出し小砂利を以て之れを被覆し、塔屋其他は銅板及び亜鉛鍍鐵板葺とす。

造作 内部壁は漆喰塗とし、大理石、化粧煉瓦及び木製の腰羽目を附す、天井は漆喰、彫刻は石膏を用ひ、床の一部分は寄木、リノリューム又はタイル張とす。出入口扉はチーク材ラック仕上、及び檜材ペンキ塗となし、其他雜作材に臺灣檜、鹽地等を使用した。

四階以下即ち貸室貸店に相當せる廊下側出入口には鉄筋コンクリート防火扉を設備し、間仕切防火壁出入口には鐵製扉を用ふ。

外部に面せる窓並に出入口は總てスチール・サッシュ及びスチール・ドアとし、中二階、中庭側窓には卷込シャッターを施設した。

昇降機設備 交流二百二十ヴォルトの電壓を以て、米國オーチス會社製昇降機四臺を設備し、毎分二百呎の速度にて昇降せしめる。

電燈、電熱、電話設備 各線は床及び壁體中に埋込、要部にボックスを配し、内線の引換に便ならしめ、半間接照明器具其他合せて八百八十六箇を屋内に取付け、尙百七十四箇の外燈を附して、

イルミネーションに備へる。

電熱用ブラッグを各室に設置し、其容量最高二十アムペリア迄の放熱器を使用し得べく、夏季は之を扇風器用として使用せしめる。

電話は各室に加入二回線宛を配し、全數八十回線とし、私設電話機は四十二、座席交換臺を備ふ。電力は高壓電氣を引込み、六臺の變壓器により變壓し、昇降機、其他動力、燈用、熱用に供する。

暖房設備 別館地下室にアイデアル・スモークレス・ダウン・ドラフト・ボイラー二臺を据付け、渦卷ポンプを以て往復二管により、毎分三十立方呎の溫水を壓送し、放熱器全面積九千五百平方尺、箇數百四十二箇を使用し、室内溫度を華氏六十五度に保温せしめる。

瓦斯設備 各階廊下に主要管を配置し、各室の一隅に一栓宛を備へ、放熱器等の使用に供する。

給水及消火設備 地下室の一隅に二十馬力モーター直結のキノクチ式四吋四段タービン・ポンプを据付け、直立管を以て最上階の水槽に達せしめ、更に二條の徑三吋管に導き各階に給水せしむ。

消火栓は各階に二箇所宛設け、非常の際全建物内に響く非常報知鈴を鳴らし、同時に二十馬力のポンプにより給水管を利用して直接に送水せらるべき設備をした。

汚水淨化設備 各階水洗式大小便所其他の汚水は、別館中庭地下にある容量千八百立方尺の汚水淨化槽に導き、之を無害の流動體となして市下水道に放流する。

クリーナー設備 建物の東西に各一箇所宛徑二吋の直立管を設置し、真空掃除装置を地下室に据付

け半馬力のモーターを以て塵埃を吸収せしむ。尙ダスト・シユートを東側に備ふ。
材料及勞力

本館に要したる現場執業職工數は十一萬人であるが、主要材料を擧ぐれば左の如し。

杭 木	千九百五十本	大理石材	四千五百二十平方尺
骨 鐵 材	八百噸	木材攪立材尺ノ	三百四十本
鐵 筋 材	百二十噸	セメント	九千樽
コンクリート材	六百十立坪	硝 子	一萬八千平方尺
煉瓦 石材	九十五萬本	漆 喰 壁	七千七百面坪
花崗 石材	一萬立方尺	リダノイド及び煉革床	千八百面坪
化粧煉瓦材	十三萬枚		

設計及監督

設計及監督	辰野、葛西事務所
電氣工事顧問	工學博士 玉木 辨 太郎
衛生工事顧問	工學博士 中 島 銳 治
暖房工事設計者	小 林 懋

工事請負者の主なるもの

瓦斯工事設計者	吉 見 正 雄
現場監督主任	松 本 與 作

清水組、高田商會、東京電燈株式會社、東京瓦斯株式會社、東京市役所水道部、原安商會、東京電氣株式會社、高木工務所、須賀商會、高島屋、福澤商會、旭商會、大久保商店、オネスト商會、森田工業所

附
錄

一年表

準備期

明治三五

九	八	七	六	一
<p>二十九日 發起認可を主務省に申請す。</p> <p>二十七日 主務省より發起認可の指令下る。同日、基金醸出者に對し基金拂込の通知を發す。</p> <p>二十八日 發起人會を開き、創立總會の準備相談を爲す。</p> <p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>十五日 創立總會を東京市日本橋區坂本町四十番地銀行集會所に開き、伯爵柳澤保惠、矢野恒太、大橋新太郎及び濱口茂之助の四氏を役員に選舉し、社員總代の選舉をなし、定款及び約款を決議す。</p> <p>十八日 主務省に事業免許を申請す。</p> <p>二十九日 醫長石岡繁太郎外五名の幹部職員の任命あり。</p> <p>三十日 主務省より事業免許の指令を受く。</p>	<p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>二十四日 定款作成。</p> <p>二十九日 發起認可を主務省に申請す。</p> <p>二十七日 主務省より發起認可の指令下る。同日、基金醸出者に對し基金拂込の通知を發す。</p> <p>二十八日 發起人會を開き、創立總會の準備相談を爲す。</p> <p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>十五日 創立總會を東京市日本橋區坂本町四十番地銀行集會所に開き、伯爵柳澤保惠、矢野恒太、大橋新太郎及び濱口茂之助の四氏を役員に選舉し、社員總代の選舉をなし、定款及び約款を決議す。</p> <p>十八日 主務省に事業免許を申請す。</p> <p>二十九日 醫長石岡繁太郎外五名の幹部職員の任命あり。</p> <p>三十日 主務省より事業免許の指令を受く。</p>	<p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>二十四日 定款作成。</p> <p>二十九日 發起認可を主務省に申請す。</p> <p>二十七日 主務省より發起認可の指令下る。同日、基金醸出者に對し基金拂込の通知を發す。</p> <p>二十八日 發起人會を開き、創立總會の準備相談を爲す。</p> <p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>十五日 創立總會を東京市日本橋區坂本町四十番地銀行集會所に開き、伯爵柳澤保惠、矢野恒太、大橋新太郎及び濱口茂之助の四氏を役員に選舉し、社員總代の選舉をなし、定款及び約款を決議す。</p> <p>十八日 主務省に事業免許を申請す。</p> <p>二十九日 醫長石岡繁太郎外五名の幹部職員の任命あり。</p> <p>三十日 主務省より事業免許の指令を受く。</p>	<p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>二十四日 定款作成。</p> <p>二十九日 發起認可を主務省に申請す。</p> <p>二十七日 主務省より發起認可の指令下る。同日、基金醸出者に對し基金拂込の通知を發す。</p> <p>二十八日 發起人會を開き、創立總會の準備相談を爲す。</p> <p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>十五日 創立總會を東京市日本橋區坂本町四十番地銀行集會所に開き、伯爵柳澤保惠、矢野恒太、大橋新太郎及び濱口茂之助の四氏を役員に選舉し、社員總代の選舉をなし、定款及び約款を決議す。</p> <p>十八日 主務省に事業免許を申請す。</p> <p>二十九日 醫長石岡繁太郎外五名の幹部職員の任命あり。</p> <p>三十日 主務省より事業免許の指令を受く。</p>	<p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>二十四日 定款作成。</p> <p>二十九日 發起認可を主務省に申請す。</p> <p>二十七日 主務省より發起認可の指令下る。同日、基金醸出者に對し基金拂込の通知を發す。</p> <p>二十八日 發起人會を開き、創立總會の準備相談を爲す。</p> <p>三十一日 創立總會開會の通知を發す。</p> <p>十五日 創立總會を東京市日本橋區坂本町四十番地銀行集會所に開き、伯爵柳澤保惠、矢野恒太、大橋新太郎及び濱口茂之助の四氏を役員に選舉し、社員總代の選舉をなし、定款及び約款を決議す。</p> <p>十八日 主務省に事業免許を申請す。</p> <p>二十九日 醫長石岡繁太郎外五名の幹部職員の任命あり。</p> <p>三十日 主務省より事業免許の指令を受く。</p>

明治三五	一〇	第一期 (自明治三十五年十月三十一日 至明治三十六年八月三十一日)
	一〇	一日 事業を開始す。
	一一	七日 上野精養軒に開業披露會を催す。
	一二	十五日 第一回社員總代會を東京市京橋區采女町精養軒に開く。
	一三	十七日 社員名簿變更登記の登録税に關する本社の抗告に對して勝訴の判決を受く。
	一四	二十二日 未經過保險料積立方法改正の件主務省より認可あり。
三六	八	第二期 (自明治三十六年九月三十一日 至明治三十七年八月三十一日)
	一〇	十五日 第二回定時社員總代會を東京市麹町區内山下町華族會館に開く。
	一一	十六日 トンチン式配當法に關する定款變更の件に付主務省の認可あり。
三七	一	第三期 (自明治三十七年九月三十一日 至明治三十八年八月三十一日)
	一	十五日 第三回定時社員總代會を東京市麹町區内山下町華族會館に開く。濱口茂之助氏監査役退任、岩出惣兵衛氏取締役に就任、柿沼谷藏氏監査役に就任。
	二	六日 配當金に關する定款變更の件主務省より認可あり。
	三	被保險者一人に對する保險金額の最小限度五百圓を一千圓に引上ぐ。
三八	五	東京市日本橋區通三丁目に新事務所の新築に著手せり。
		第四期 (自明治三十八年九月三十一日 至明治三十九年八月三十一日)

明治三八	一〇	東京、大阪、神奈川、新潟、京都、愛知、兵庫、臺灣、奈良、宮城の府縣に就て其社員總代選舉を行ふ。
	一一	十五日 第四回定時社員總代會を東京市京橋區築地三丁目同氣俱樂部に於て開催す。
三九	八	社員總代小泉清左衛門氏死亡。 未經過保險料計算方法改正の件主務省より認可。
		第五期 (自明治三十九年九月三十一日 至明治四十年八月三十一日)
	九	一日 東京市日本橋區通三丁目一番地の新事務所に本社を移轉せり。
	一〇	社員配當金(三分)の配當を開始す。
	一一	十三日 新築披露會を催し、知名の士を招待す。
	一二	十九日 同業者及び新聞關係者を招待し新築の披露を爲す。
	一三	山梨、愛媛、千葉、岡山、廣島、群馬、栃木、福井、佐賀、北海道に就て其社員總代選舉を行ふ。
	一四	十五日 第五回定時社員總代會を本社に開く。
	一五	濱口吉兵衛(前名茂之助)氏監査役に就任。
	一六	保險料積立金の計算方法を純保險料式に改むることに關し主務省の認可を受く。
四〇	八	第六期 (自明治四十年九月三十一日 至明治四十一年八月三十一日)
	九	一日 高輪守幸支配人心得に就任す。
	一〇	三重、埼玉、石川、福岡、和歌山、福島、富山、長崎、熊本、青森に就て其社員總代選舉を行ふ。
	一一	十五日 第六回定時社員總代會を本社に開く。